



稲城市告示第95号

令和4年第4回稲城市議会定例会を、下記のとおり招集する。

令和4年11月21日

稲城市長 高 橋 勝



記

1 期日 令和4年11月28日

2 場所 稲城市議会議場

令和４年第４回稲城市議会定例会 議案目録

<条 例>

- 第４７号議案 稲城市個人情報保護法施行条例
- 第４８号議案 稲城市おやこ包括支援センター条例
- 第４９号議案 稲城市組織条例の一部を改正する条例
- 第５０号議案 稲城市議会議員及び稲城市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例
- 第５１号議案 職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例
- 第５２号議案 稲城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第５３号議案 稲城市市税条例の一部を改正する条例
- 第５４号議案 稲城市立児童館設置条例の一部を改正する条例
- 第５５号議案 稲城市学童クラブ設置条例の一部を改正する条例
- 第５６号議案 稲城市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例
- 第５７号議案 稲城市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

<補正予算>

- 第５８号議案 令和４年度東京都稲城市一般会計補正予算（第６号）
- 第５９号議案 令和４年度東京都稲城市国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）

第 6 0 号議案 令和 4 年度東京都稲城市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）

第 6 1 号議案 令和 4 年度東京都稲城市下水道事業会計補正予算（第 1 号）

<そ の 他>

第 6 2 号議案 稲城市道路線の廃止について（稲城小田良土地区画整理事業関係・32路線）

第 6 3 号議案 稲城市道路線の認定について（稲城小田良土地区画整理事業関係・2 路線）

第 6 4 号議案 稲城市道路線の認定について（坂浜における民間宅地開発関係・1 路線）

第 6 5 号議案 稲城市道路線の変更について（稲城南山東部土地区画整理事業関係・1 路線）

第 6 6 号議案 稲城市道路線の認定について（稲城南山東部土地区画整理事業関係・1 路線）

第 6 7 号議案 稲城市道路線の廃止について

第47号議案

稲城市個人情報保護法施行条例

上記の議案を提出する。

令和4年11月28日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

（提案理由）

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）第50条及び第51条の規定による個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の改正に伴い、国、地方公共団体、民間事業者等に係る個人情報の保護に関する規律が同法に統合されることを受け、稲城市個人情報保護法施行条例を制定する必要があるので、本案を提出する。

稲城市個人情報保護法施行条例

（目的）

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めることにより、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益の保護を図り、もって市政の適正かつ円滑な運営に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防長及び稲城市病院事業管理者をいう。

2 前項に規定するもののほか、この条例において使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）において使用する用語の例による。

（開示決定等の期限）

第3条 開示決定等は、開示請求があった日から14日以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、開示請求があった日から44日を限度として前項に規定する期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

3 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日から44日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合は、前2項の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この項の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

(訂正決定等の期限)

第4条 訂正決定等は、訂正請求があった日から14日以内にしなければならない。

ただし、法第91条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、訂正請求があった日から44日を限度として前項に規定する期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前2項の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この項の規定を適用する旨及びその理由

(2) 訂正決定等をする期限

(利用停止決定等の期限)

第5条 利用停止決定等は、利用停止請求があった日から14日以内にしなければならない。ただし、法第99条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、利用停止請求があった日から30日を限度として前項に規定する期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前2項の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この項の規定を適用する旨及びその理由

(2) 利用停止決定等をする期限

(開示手数料等)

第6条 法第89条第2項に規定する開示請求に係る手数料の額は、無料とする。

2 法第87条第1項の規定による保有個人情報の写しの交付を受ける者は、当該保有個人情報の写しの作成及び送付に要する費用として、規則で定める額を負担しなければならない。

(行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約における手数料)

第7条 法第119条第3項の規定により納付しなければならない手数料の額は、21,000円に次に掲げる額の合計額を加算した額とする。

(1) 行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間1時間までごとに3,950円

(2) 行政機関等匿名加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額（当該委託をする場合に限る。）

2 法第119条第4項の規定により納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 次号に掲げる者以外の者 法115条の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者が法第119条第3項の規定により納付しなければならない手数料の額と同一の額

(2) 法第115条（法第118条第2項において準用する場合を含む。）の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者 12,600円

(個人情報保護運営審議会)

第8条 法及びこの条例による個人情報保護制度の適正な運営を図るため、稲城市個人情報保護運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 実施機関は、法第3章第3節の施策を講ずる場合その他の場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会に諮問することができる。

3 審議会は、市長が委嘱する次の委員6人以内をもって組織する。

(1) 学識経験者 3人以内

(2) 市民 3人以内

4 委員の任期は3年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

5 審議会は、審議のため必要があると認めるときは、実施機関の職員その他関係

者の出席を求めて、意見若しくは説明を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。

6 審議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関して必要な事項は、規則で定める。

（実施状況の公表）

第9条 市長は、毎年1回、法及びこの条例に基づく保有個人情報の開示、訂正、利用停止等の実施状況を取りまとめ、公表しなければならない。

（委任）

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（稲城市個人情報保護条例の廃止）

第2条 稲城市個人情報保護条例（平成15年稲城市条例第25号）は、廃止する。

（稲城市特定個人情報の保護に関する特例を定める条例の廃止）

第3条 稲城市特定個人情報の保護に関する特例を定める条例（平成27年稲城市条例第17号）は、廃止する。

（稲城市病院事業の設置等に関する条例の一部改正）

第4条 稲城市病院事業の設置等に関する条例（昭和42年稲城市条例第218号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「稲城市個人情報保護条例（平成15年稲城市条例第25号）第5章」を「稲城市個人情報保護法施行条例（令和4年稲城市条例第 号）第3条から第6条まで」に改める。

（稲城市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正）

第5条 稲城市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成15年稲城市条例第26号）

の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「条例の」を削り、同項第2号を次のように改める。

(2) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第105条第3項において準用する同条第1項

第4条第1項第2号中「個人情報保護条例第43条」を「個人情報保護法第105条第3項において準用する同条第1項」に改め、同条第3項中「個人情報保護条例第2条第5項」を「個人情報保護法第60条第1項」に改める。

（稲城市健康プラザ条例の一部改正）

第6条 稲城市健康プラザ条例（平成23年稲城市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第20条中「稲城市個人情報保護条例（平成15年稲城市条例第25号）及びその」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他の」に改める。

（経過措置）

第7条 この条例の施行の日前に稲城市個人情報保護条例第18条第1項、第32条第1項又は第39条第1項の規定による請求がされた場合における同条例に規定する保有個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。

2 この条例の施行の日前にした違反行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

議案概要説明書

議 案 番 号	第47号	担 当 課	総務部文書法制課
件 名	稲城市個人情報保護法施行条例		
【概 要】 本案は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）第50条及び第51条の規定による個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の改正に伴い、国、地方公共団体、民間事業者等に係る個人情報の保護に関する規律が同法に統合されることを受け、稲城市個人情報保護法施行条例を制定するものです。 今回の法改正により、稲城市においても、令和5年4月1日以降は改正後の個人情報の保護に関する法律（以下「改正法」という。）が直接適用されることから、現行の稲城市個人情報保護条例（平成15年稲城市条例第25号。以下「現行条例」という。）を令和5年3月31日をもって廃止するとともに、新たに稲城市個人情報保護法施行条例を制定し、市民サービス及び個人情報の保護水準の低下を招くことがないよう改正法から委任された事項等について規定するものです。			
【内 容】 ○ 第1条（目的） この条例の目的について規定します。 ○ 第2条（定義） 「実施機関」の定義について規定するほか、この条例で使用する用語は、改正法等で使用する用語の例によることとします。 ○ 第3条（開示決定等の期限） 個人情報の開示請求があった場合の開示決定等の期限について、現行条例と同様に、開示請求があった日から14日以内とする旨等を規定します。 ○ 第4条（訂正決定等の期限） 個人情報の訂正請求があった場合の訂正決定等の期限について、現行条例と同様に、訂正請求があった日から14日以内とする旨等を規定します。 ○ 第5条（利用停止決定等の期限）			

個人情報の利用停止請求があった場合の利用停止決定等の期限について、現行条例と同様に、利用停止請求があった日から14日以内とする旨等を規定します。

○ 第6条（開示手数料等）

現行条例と同様に、個人情報の開示請求に係る手数料は無料とし、写しの交付を受ける場合は、写しの作成及び送付に係る実費として規則で定める額を負担しなければならない旨を規定します。

○ 第7条（行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約における手数料）

行政機関等匿名加工情報（民間事業者等からの提案に基づき、市が保有する個人情報を特定の個人が識別できないように加工し、かつ、当該個人情報を復元できないようにした情報）の利用に関する契約における手数料について規定します。なお、改正法において、当該手数料の額は政令で定める額を標準とするものとされていることから、当該手数料の額は、政令で定める額と同額とします。

○ 第8条（個人情報保護運営審議会）

個人情報保護制度の適正な運営を図るため、現行条例と同様に稲城市個人情報保護運営審議会を設置し、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、同審議会に諮問できる旨等を規定します。

○ 第9条（実施状況の公表）

現行条例と同様に、市長は、毎年、個人情報の開示等についての実施状況を取りまとめ、公表しなければならない旨を規定します。

○ 第10条（委任）

この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める旨を規定します。

【施行期日等】

この条例は、令和5年4月1日から施行します。また、付則において、経過措置について定めるとともに、次に掲げる条例の改廃を行います。

(1) 廃止する条例

＊ 稲城市個人情報保護条例

＊ 稲城市特定個人情報の保護に関する特例を定める条例（平成27年稲城市条例

第17号)

(2) 改正する条例

- * 稲城市病院事業の設置等に関する条例（昭和42年稲城市条例第218号）
- * 稲城市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成15年稲城市条例第26号）
- * 稲城市健康プラザ条例（平成23年稲城市条例第13号）

稲城市個人情報保護法施行条例の新旧対照表

○ 付則第4条による改正（稲城市病院事業の設置等に関する条例（昭和42年稲城市条例第218号））

新	旧
（医療情報の開示等に関する特例） 第9条 ……（略） 2 管理者は、医療情報の管理について必要があると認めるときは、前項の規定による求め及び開示等の手続を企業管理規程において定めることができる。この場合においては、稲城市情報公開条例（平成14年稲城市条例第30号）第2章第1節及び<u>稲城市個人情報保護法施行条例（令和4年稲城市条例第 号）第3条から第6条までの規定は、適用しない。</u>	（医療情報の開示等に関する特例） 第9条 ……（略） 2 管理者は、医療情報の管理について必要があると認めるときは、前項の規定による求め及び開示等の手続を企業管理規程において定めることができる。この場合においては、稲城市情報公開条例（平成14年稲城市条例第30号）第2章第1節及び<u>稲城市個人情報保護条例（平成15年稲城市条例第25号）第5章の規定は、適用しない。</u>

○ 付則第5条による改正（稲城市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成15年稲城市条例第26号））

新	旧
（設置） 第2条 次に掲げる規定による諮問に応じ不服申立てについて調査審議するため、稲城市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。 (1) ……（略） (2) <u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第105条第3項において準用する同条第1項</u> 2 ……（略） （定義） 第4条 この条例において「諮問庁」とは、次に掲げる者をいう。 (1) ……（略） (2) <u>個人情報保護法第105条第3項において準用する同条第1項の規定により審査会に諮問をした実施機関</u> 2 ……（略）	（設置） 第2条 次に掲げる<u>条例</u>の規定による諮問に応じ不服申立てについて調査審議するため、稲城市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。 (1) ……（略） (2) <u>稲城市個人情報保護条例（平成15年稲城市条例第25号。以下「個人情報保護条例」という。）第43条</u> 2 ……（略） （定義） 第4条 この条例において「諮問庁」とは、次に掲げる者をいう。 (1) ……（略） (2) <u>個人情報保護条例第43条の規定により審査会に諮問をした実施機関</u> 2 ……（略）

3 この条例において「保有個人情報」とは、 <u>個人情報保護法第60条第1項</u> に規定する保有個人情報をいう。	3 この条例において「保有個人情報」とは、 <u>個人情報保護条例第2条第5項</u> に規定する保有個人情報をいう。
---	---

○ 付則第6条による改正（稲城市健康プラザ条例（平成23年稲城市条例第13号））

新	旧
（個人情報の取扱い） 第20条 指定管理者は、個人情報の保護の重要性を認識し、プラザの管理運営を行うための個人情報の取扱いにあたっては、<u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）</u> <u>その他の</u>関係法令を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、必要な措置を講じなければならない。	（個人情報の取扱い） 第20条 指定管理者は、個人情報の保護の重要性を認識し、プラザの管理運営を行うための個人情報の取扱いにあたっては、<u>稲城市個人情報保護条例（平成15年稲城市条例第25号）</u> <u>及びその</u>関係法令を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、必要な措置を講じなければならない。

第48号議案

稲城市おやこ包括支援センター条例

上記の議案を提出する。

令和4年11月28日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

（提案理由）

稲城市おやこ包括支援センターを妊産婦、子育て世代及び子どもに関する福祉を増進することを目的とした公の施設として位置付けるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定により、稲城市おやこ包括支援センター条例を制定する必要があるので、本案を提出する。

稲城市おやこ包括支援センター条例

(設置)

第1条 妊産婦並びに子ども及びその保護者に対して母子保健及び子育て支援に関する事業を実施することにより、妊娠期から子育て期までに渡る切れ目のない包括的な支援を行うため、稲城市おやこ包括支援センター（以下「センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、別表に掲げるとおりとする。

(事業)

第3条 センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 健康診査、保健指導その他の母子保健に関する事業
- (2) 妊娠、出産及び子育てに関する相談及び情報の提供に関する事業
- (3) 子育て中の親子間の交流に関する事業
- (4) 妊娠、出産及び子育てに係る関係機関との連携等に関する事業
- (5) 前各号に掲げるもののほか、この条例の目的を達成するため市長が必要と認める事業

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(稲城市保健センター条例の一部改正)

第2条 稲城市保健センター条例（平成9年稲城市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「母子及び」を削る。

(稲城市子ども家庭支援センター条例の一部改正)

第3条 稲城市子ども家庭支援センター条例（平成25年稲城市条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表中稲城市子ども家庭支援センター向陽台分室の項を削る。

別表（第2条関係）

名称	位置
稲城市おやこ包括支援センター	稲城市百村112番地の1
稲城市あそびの広場向陽台	稲城市向陽台三丁目2番地

議案概要説明書

議 案 番 号	第48号	担 当 課	福祉部健康課
件 名	稲城市おやこ包括支援センター条例		
【概 要】 本案は、稲城市おやこ包括支援センターを妊産婦、子育て世代及び子どもに関する福祉を増進することを目的とした公の施設として位置付けるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定により、稲城市おやこ包括支援センター条例を制定するものです。 【内 容】 ○ 第1条（設置） 稲城市おやこ包括支援センター（以下「センター」という。）を設置する旨を規定します。 ○ 第2条（名称及び位置）及び別表 センターの名称及び位置について規定します。 ○ 第3条（事業） センターにおいて実施する事業について規定します。 ○ 第4条（委任） この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める旨を規定します。 【施行期日等】 この条例は、令和5年4月1日から施行します。また、付則において、次に掲げる条例の一部を改正します。 (1) 稲城市保健センター条例（平成9年稲城市条例第7号） (2) 稲城市子ども家庭支援センター条例（平成25年稲城市条例第5号）			

稲城市おやこ包括支援センター条例の新旧対照表

○ 付則第2条による改正（稲城市保健センター条例（平成9年稲城市条例第7号））

新	旧
（事業） 第3条 稲城市保健センター（以下「保健センター」という。）は、次の各号に掲げる事業を行う。 (1) 成人の健康管理のための健康診査及び指導に關すること。 (2)～(4) ……（略）	（事業） 第3条 稲城市保健センター（以下「保健センター」という。）は、次の各号に掲げる事業を行う。 (1) <u>母子及び</u>成人の健康管理のための健康診査及び指導に關すること。 (2)～(4) ……（略）

○ 付則第3条による改正（稲城市子ども家庭支援センター条例（平成25年稲城市条例第5号））

新	旧										
別表（第2条関係）	別表（第2条関係）										
<table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>稲城市子ども家庭支援センター</td><td>稲城市東長沼2115番地の2</td></tr> </table>	名称	位置	稲城市子ども家庭支援センター	稲城市東長沼2115番地の2	<table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>稲城市子ども家庭支援センター</td><td>稲城市東長沼2115番地の2</td></tr> <tr> <td><u>稲城市子ども家庭支援センター向陽台分室</u></td><td><u>稲城市向陽台三丁目2番地</u></td></tr> </table>	名称	位置	稲城市子ども家庭支援センター	稲城市東長沼2115番地の2	<u>稲城市子ども家庭支援センター向陽台分室</u>	<u>稲城市向陽台三丁目2番地</u>
名称	位置										
稲城市子ども家庭支援センター	稲城市東長沼2115番地の2										
名称	位置										
稲城市子ども家庭支援センター	稲城市東長沼2115番地の2										
<u>稲城市子ども家庭支援センター向陽台分室</u>	<u>稲城市向陽台三丁目2番地</u>										

第49号議案

稲城市組織条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年11月28日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

（提案理由）

妊産婦、子育て世代及び子どもに関する支援の充実を図るため、効率的かつ効果的に施策に取り組む組織体制を整備することに伴い、稲城市組織条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する。

稲城市組織条例の一部を改正する条例

稲城市組織条例（平成12年稲城市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第2条第5項第6号中「こと」の次に「（母子保健に関することを除く。）」を加え、同項第7号を削り、同条第6項に次の2号を加える。

- (5) 母子保健に関すること。
- (6) 少子化対策に関すること。

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案概要説明書

議 案 番 号	第49号	担 当 課	企画部企画政策課
件 名	稲城市組織条例の一部を改正する条例		
【概 要】 本案は、妊産婦、子育て世代及び子どもに関する支援の充実を図るため、効率的かつ効果的に施策に取り組む組織体制を整備することに伴い、稲城市組織条例（平成12年稲城市条例第39号）の一部を改正するものです。 【改正内容】 ○ 第2条（分掌事務） 妊産婦、子育て世代及び子どもに関する施策を集約するため、子ども福祉部において、福祉部が所管する「保健衛生に関すること」のうち「母子保健に関すること」及び「少子化対策に関すること」を移管します。 【施行期日】 この条例は、令和5年4月1日から施行します。			

稲城市組織条例の新旧対照表

新	旧
(分掌事務) 第2条 …… (略) 2～4 …… (略) 5 福祉部の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。 (1)～(5) …… (略) (6) 保健衛生に関する事 <u>（母子保健に関する事を除く。）</u>。 6 子ども福祉部の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。 (1)～(4) …… (略) <u>(5) 母子保健に関する事。</u> <u>(6) 少子化対策に関する事。</u> 7・8 …… (略)	(分掌事務) 第2条 …… (略) 2～4 …… (略) 5 福祉部の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。 (1)～(5) …… (略) (6) 保健衛生に関する事。 <u>(7) 少子化対策に関する事。</u> 6 子ども福祉部の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。 (1)～(4) …… (略) 7・8 …… (略)

第50号議案

稲城市議会議員及び稲城市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年11月28日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

（提案理由）

公職選挙法施行令の一部を改正する政令（令和4年政令第172号）による公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）の改正を踏まえ、稲城市議会議員及び稲城市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する。

稲城市議会議員及び稲城市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

稲城市議会議員及び稲城市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成6年稲城市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号ア中「15,800円」を「16,100円」に改め、同号イ中「7,560円」を「7,700円」に改める。

第8条中「7円51銭」を「7円73銭」に改める。

第11条中「525円6銭」を「541円31銭」に、「310,500円」を「316,250円」に改める。

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例による改正後の稲城市議会議員及び稲城市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条、第8条及び第11条の規定は、この条例の施行の日以後にその期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

議案概要説明書

議 案 番 号	第50号	担 当 課	選挙管理委員会事務局
件 名	稲城市議会議員及び稲城市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例		

【概 要】

本案は、公職選挙法施行令の一部を改正する政令（令和4年政令第172号）による公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）の改正を踏まえ、稲城市議会議員及び稲城市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成6年稲城市条例第17号）の一部を改正するものです。

【改正内容】

- 第4条（自動車の使用の公費負担額及び支払手続）、第8条（ビラの作成の公費負担額及び支払手続）及び第11条（ポスターの作成の公費負担額及び支払手続）

選挙運動のための自動車の使用、ビラの作成及びポスターの作成に係る公費負担の限度額を次のとおり改定します。

項目	公費負担の限度額		備考
	改正後	現行	
自動車の借入れ	16,100円	15,800円	1日当たり
自動車の燃料の供給	7,700円	7,560円	1日当たり
ビラの作成	7円73銭	7円51銭	1枚当たり
ポスターの印刷	541円31銭	525円6銭	1枚当たり
ポスターの企画	316,250円	310,500円	定額

【施行期日等】

この条例は、公布の日から施行します。また、付則において、経過措置について規定します。

稲城市議会議員及び稲城市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の新旧対照表

新	旧
(自動車の使用の公費負担額及び支払手続) 第4条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対して支払う。 (1) …… (略) (2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 当該契約が自動車の借入契約である場合 当該自動車（同一の日において自動車の借入契約により2台以上の自動車を使用される場合は、当該候補者が指定するいずれか1台の自動車に限る。）のそれぞれにつき、自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額(当該金額が<u>16,100円</u>を超える場合は、<u>16,100円</u>)の合計金額 イ 当該契約が自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該自動車に供給した燃料の代金（当該自動車（これに代わり使用される他の自動車を含む。）が既に前条の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、<u>7,700円</u>に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数から前号の契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。） ウ …… (略) (ビラの作成の公費負担額及び支払手続) 第8条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に	(自動車の使用の公費負担額及び支払手続) 第4条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対して支払う。 (1) …… (略) (2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 当該契約が自動車の借入契約である場合 当該自動車（同一の日において自動車の借入契約により2台以上の自動車を使用される場合は、当該候補者が指定するいずれか1台の自動車に限る。）のそれぞれにつき、自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額(当該金額が<u>15,800円</u>を超える場合は、<u>15,800円</u>)の合計金額 イ 当該契約が自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該自動車に供給した燃料の代金（当該自動車（これに代わり使用される他の自動車を含む。）が既に前条の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、<u>7,560円</u>に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数から前号の契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。） ウ …… (略) (ビラの作成の公費負担額及び支払手続) 第8条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に

基づき作成されたビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が7円73銭を超える場合は、7円73銭を限度とする。）に当該ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対して支払う。

（ポスターの作成の公費負担額及び支払手続）

第11条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、541円31銭にポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額をポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合は、その端数は1円とする。）を超える場合は、当該除して得た金額）に当該ポスターの作成枚数（当該候補者を通じてポスター掲示場の数の範囲内であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対して支払う。

基づき作成されたビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が7円51銭を超える場合は、7円51銭を限度とする。）に当該ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対して支払う。

（ポスターの作成の公費負担額及び支払手続）

第11条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、525円6銭にポスター掲示場の数を乗じて得た金額に310,500円を加えた金額をポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合は、その端数は1円とする。）を超える場合は、当該除して得た金額）に当該ポスターの作成枚数（当該候補者を通じてポスター掲示場の数の範囲内であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対して支払う。

第51号議案

職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例

上記の議案を提出する。

令和4年11月28日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

（提案理由）

地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）による地方公務員法（昭和25年法律第261号）の改正を踏まえ、職員の定年の引上げ等を行うため、関係条例について所要の改正を行う必要があるので、本案を提出する。

職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例

(稲城市一般職の職員の定年等に関する条例の一部改正)

第1条 稲城市一般職の職員の定年等に関する条例（昭和59年稲城市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第1条中「）第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3」を「。以下「法」という。）第22条の4第1項及び第2項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項及び第2項並びに第28条の7」に改める。

第3条中「60年」を「65年」に改め、同条ただし書を削る。

第4条第1項中「次の各号のいずれかに該当する」を「次に掲げる事由がある」に、「その職員に係る」を「同条の規定にかかわらず、当該職員に係る」に、「その職員を当該」を「当該職員を当該定年退職日において従事している」に、「引き続いて」を「、引き続き」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、第9条第1項又は第2項の規定により異動期間（同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（同条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であって、定年退職日において管理監督職（第6条に規定する職をいう。以下同じ。）を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であって、引き続き勤務させる必要があるときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

第4条第1項第1号中「その職員の退職により」を「当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず」に、「とき」を「こと」に改め、同項第2号中「その職員の退職による」を「当該職員の退職により生ずる」に、「できないとき」を「できず公務の運営に著しい支障が生ずること」に改め、同項第3号中「その」を「当該」に、「特別な」を「特別の」に、「とき」を「こと」に改め、同条第2項中「の事由が引き続き存する」を「各号に掲げる事由が引き続きある」に改め、「ときは、」の次に「これらの期限の翌日から起算して」を

加え、「その」を「当該」に改め、「定年退職日」の次に「（同項ただし書に規定する職員にあっては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）」を加え、同条第3項中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同条第4項中「任命権者は」の次に「、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について」を加え、「の事由が存しなくなった」を「各号に掲げる事由がなくなった」に、「その期限を繰り上げて退職させることができる」を「当該期限を繰り上げるものとする」に改める。

第5条の次に次の7条を加える。

（管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職）

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、稲城市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年稲城市条例第79号）第16条第1項及び稲城市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成30年稲城市条例第26号）第7条に規定する管理職手当を支給される職員（稲城市立病院及び坂浜診療所において医療業務に従事する医師を除く。）の職とする。

（管理監督職勤務上限年齢）

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

（他の職への降任を行うに当たって遵守すべき基準）

第8条 任命権者は、法第28条の2第1項に規定する他の職への降任（以下「他の職への降任」という。）を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

- (1) 当該職員の人事評価の結果、勤務の状況、職務経験等に基づき、降任をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力及び当該降任をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任をすること。
- (2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任をすること。
- (3) 当該職員の他の職への降任をする際に、同時に当該職員が占めていた管

理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任をする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任をすること。

（管理監督職勤務上限年齢による降任及び管理監督職への任用の制限の特例）

第9条 任命権者は、他の職への降任をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、

更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

(異動期間の延長に係る職員の同意)

第10条 任命権者は、前条の規定により異動期間を延長する場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

(異動期間の延長事由が消滅した場合の措置)

第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任をするものとする。

(定年前再任用短時間勤務職員の任用)

第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員並びに稲城市立病院及び坂浜診療所において医療業務に従事する医師が退職する場合を除く。）をした者（以下この条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績等により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

付則に次の3項を加える。

(定年に関する経過措置)

3 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年

令和 9 年 4 月 1 日から令和11年 3 月31日まで	63年
令和11年 4 月 1 日から令和13年 3 月31日まで	64年

- 4 前項の規定は、稲城市立病院及び坂浜診療所において医療業務に従事する医師には適用しない。

（情報の提供及び勤務の意思の確認）

- 5 任命権者は、当分の間、職員（稲城市立病院及び坂浜診療所において医療業務に従事する医師を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあっては当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあっては当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度））において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

（稲城市職員の分限に関する手続および効果に関する条例の一部改正）

- 第 2 条 稲城市職員の分限に関する手続および効果に関する条例（昭和27年稲城市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の見出し中「および」を「、降給及び」に改め、同条第 4 項中「もしくは免職または」を「、免職、降給又は」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条中第 3 項を第 4 項とし、第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

- 2 任命権者は、前項の規定によらず、勤務実績の良否又はその職に必要な適格性の有無を評定するに足ると認められる客観的事実に基づき、勤務実績が不良なことが明らかな場合においては、その意に反しこれを降給することができる。

付則を付則第1項とし、付則に次の2項を加える。

- 2 稲城市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年稲城市条例第79号。以下「給与条例」という。）付則第15項の規定による措置は、法第27条第2項に規定する条例で定める事由による降給とする。
- 3 第2条第5項の規定は、給与条例付則第15項の規定による措置を行う場合には、適用しない。この場合において、当該措置の適用を受ける職員には、当該措置の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。

（稲城市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正）

第3条 稲城市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和27年稲城市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第3条中「、給料及び」を「の期間、その発令の日に受ける給料及びこれに対する」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料及びこれに対する地域手当の合計額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

（稲城市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）

第4条 稲城市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年稲城市条例第79号）の一部を次のように改正する。

第4条第10項中「第28条の4第1項又は第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「に掲げる給料月額」を「に掲げる基準給料月額」に改め、「に応じた額」の次に「に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額」を加える。

第4条の2第1項を削り、同条第2項を同条とする。

第8条第2項第2号、第11条第2項、第14条及び第16条の3中「再任用短時間

勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第18条第3項、第19条第2項及び第20条（見出しを含む。）中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

付則に次の8項を加える。

- 15 当分の間、職員の給料月額、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（付則第17項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第3条第2項に規定する当該職員の属する職務の級並びに第4条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額（給料の切替えに伴う経過措置として、この条例その他の条例の規定において、異なる給料月額の定めがある場合は当該給料月額）に100分の70を乗じて得た額とする。この場合において、当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。
- 16 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。
 - (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員
 - (2) 稲城市一般職の職員の定年等に関する条例（昭和59年稲城市条例第14号）第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間（同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第6条に掲げる職を占める職員
 - (3) 稲城市一般職の職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）
- 17 法第28条の2第1項に規定する他の職への降任をされた職員であつて、当該他の職への降任をされた日（以下この項及び付則第19項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に付則第15項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上

げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員には、当分の間、特定日以後、付則第15項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

18 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第3条第2項に規定する当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第3条第2項に規定する当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

19 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（付則第15項の規定の適用を受ける職員に限り、付則第17項に規定する職員を除く。）であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、付則第17項及び前項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

20 付則第17項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の付則第15項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

21 付則第17項又は前2項の規定による給料を支給される職員に対する第18条第5項及び第19条第4項の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額と付則第17項、第19項又は第20項の規定による給料の額との合計額」とする。

22 付則第15項から前項までに定めるもののほか、付則第15項の規定による給料月額、付則第17項の規定による給料その他付則第15項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第1中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、

「

198,300	230,400	271,000	313,000	429,100
---------	---------	---------	---------	---------

を

」

基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	に
198,300	230,400	271,000	313,000	429,100	

改める。

別表第2中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、

208,100	222,400	242,600	274,000	を
---------	---------	---------	---------	---

基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	に
208,100	222,400	242,600	274,000	

改める。

別表第3中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、

289,100	347,300	404,400	を
---------	---------	---------	---

基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	に
289,100	347,300	404,400	

改める。

別表第4中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、

200,500	231,700	271,500	313,000	429,100	を
---------	---------	---------	---------	---------	---

基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	に
200,500	231,700	271,500	313,000	429,100	

改める。

別表第5中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、

204,500	232,900	271,500	313,000	429,100	を
---------	---------	---------	---------	---------	---

「

基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
204,500	232,900	271,500	313,000	429,100

に」

改める。

別表第6中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、

「

198,300	230,400	271,000	313,000	429,100
---------	---------	---------	---------	---------

を」

「

基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
198,300	230,400	271,000	313,000	429,100

に」

改める。

（稲城市一般職の職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第5条 稲城市一般職の職員の育児休業等に関する条例（平成4年稲城市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

- (4) 稲城市一般職の職員の定年等に関する条例第9条第1項又は第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第7条中「（昭和59年稲城市条例第14号）」を削り、「勤務している職員」の次に「又は同条例第9条第1項又は第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員」を加える。

第14条第1号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第15条第1項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(稲城市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正)

第6条 稲城市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成9年稲城市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第4項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第3条第1項、第4条、第14条第1項及び第19条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(稲城市職員の公益的法人への派遣に関する条例の一部改正)

第7条 稲城市職員の公益的法人への派遣に関する条例（平成14年稲城市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「第28条の4第1項又は第28条の6第1項」を「第22条の4第1項」に改め、同項に次の1号を加える。

(4) 稲城市一般職の職員の定年等に関する条例（昭和59年稲城市条例第14号）

第9条第1項又は第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

(稲城市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第8条 稲城市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年稲城市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(稲城市職員の再任用に関する条例の廃止)

第9条 稲城市職員の再任用に関する条例（平成13年稲城市条例第18号）は、廃止する。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
ただし、付則第9条の規定は、公布の日から施行する。

(勤務延長に関する経過措置)

第2条 任命権者は、施行日前に第1条の規定による改正前の稲城市一般職の職員の定年等に関する条例（以下「旧条例」という。）第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧条例勤務延長期限（同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する職員（以下この項において「旧条例勤務延長職員」という。）について、旧条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、第1条の規定による改正後の稲城市一般職の職員の定年等に関する条例（以下「新条例」という。）第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧条例勤務延長職員に係る旧条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

2 任命権者は、基準日（施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年（新条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年）を超える職（基準日における新条例定年が新条例第3条に規定する定年である職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新条例第4条第1項若しくは第2項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年）に達している職員

を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

- 3 新条例第4条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定による勤務について準用する。

（定年退職者等の再任用に関する経過措置）

第3条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日（以下この条及び次条において「年齢65年到達年度の末日」という。）までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年（旧条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）（施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢）に達している者を、従前の勤務実績等により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- (1) 施行日前に旧条例第2条の規定により退職した者
 - (2) 旧条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は前条第1項の規定により勤務した後退職した者
 - (3) 20年以上勤続して施行日前に退職した者（前2号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
 - (4) 20年以上勤続して施行日前に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用（令和3年改正法による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用することをいう。）又は暫定再任用（この項若しくは次項又は次条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。次項第5号において同じ。）をされたことがある者
- 2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績等により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。
- (1) 施行日以後に新条例第2条の規定により退職した者

- (2) 施行日以後に新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者
 - (3) 施行日以後に新条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
 - (4) 20年以上勤続して施行日以後に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
 - (5) 20年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者
- 3 前2項の規定により定められた任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の年齢65年到達年度の末日以前でなければならない。
- 4 暫定再任用職員（第1項若しくは第2項又は次条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下この項及び次項において同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が良好である場合に行うことができる。
- 5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

第4条 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、前条第1項各号に掲げる者のうち、年齢65年到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の

職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。）に達している者を、従前の勤務実績等により、１年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

- 2 令和14年３月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の４第４項の規定にかかわらず、前条第２項各号に掲げる者のうち、年齢65年到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。付則第８条において同じ。）に達している者（新条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績等により、１年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

- 3 前２項の場合においては、前条第３項から第５項までの規定を準用する。

（令和３年改正法附則第８条第３項の条例で定める職及び年齢）

第５条 令和３年改正法附則第８条第３項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

- 2 令和３年改正法附則第８条第３項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例第３条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

（令和３年改正法附則第８条第４項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の４第４項の条例で定める職及び年齢）

第６条 令和３年改正法附則第４条又は第６条の規定が適用される場合における令和３年改正法附則第８条第４項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の４第４項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

- 2 令和３年改正法附則第４条又は第６条の規定が適用される場合における令和３年改正法附則第８条第４項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22

条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が前項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた前項に規定する職に係る年齢とする。

（令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員）

第7条 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（付則第3条及び第4条の規定が適用される間における各年の4月1日（施行日を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。

(1) 基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）

2 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。

3 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とする。

（定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置）

第8条 任命権者は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職（以下この条において「新条例定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新条例第12条に規定する年齢60年以上退職者となった者（基準日前から新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定

年相当年齢に達している者を、新条例第12条の規定により採用することができず、新条例定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新条例第12条の規定により採用された職員（以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

（令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢）

第9条 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、年齢60年とする。

（給与条例における職員の勤務延長に関する経過措置）

第10条 第4条の規定による改正後の稲城市一般職の職員の給与に関する条例（以下「新給与条例」という。）付則第15項から第22項までの規定は、令和3年改正法附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

（給与条例における定年退職者等の再任用に関する経過措置）

第11条 令和3年改正法附則第4条第1項又は第2項の規定により採用された職員（以下この条において「暫定再任用職員」という。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が新給与条例第4条第10項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であるものとした場合に適用される新給与条例第3条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に定める基準給料月額のうち、同条第2項に規定する当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

2 令和3年改正法附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される新給与条例第3条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に定める基準給料月額のうち、同条第2項に規定する当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、稲城市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

3 暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職

員とみなして、新給与条例第18条第3項、第19条第2項及び第20条の規定を適用する。

4 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第8条第2項第2号、第11条第2項、第14条及び第16条の3の規定を適用する。

5 前各項に定めるもののほか、暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員に関し必要な事項は、規則で定める。

（勤務時間条例における暫定再任用職員に関する経過措置）

第12条 暫定再任用職員（令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項から第4項まで又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。）で新地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものは、第6条の規定による改正後の稲城市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第6条の規定による改正後の同条例の規定を適用する。

議案概要説明書

議 案 番 号	第51号	担 当 課	総務部人事課
件 名	職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例		
【概 要】 本案は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）による地方公務員法（昭和25年法律第261号）の改正を踏まえ、職員の定年の引上げ等を行うため、関係条例について所要の改正を行うものです。 【第1条の改正内容（稲城市一般職の職員の定年等に関する条例（昭和59年稲城市条例第14号）の一部改正）】 ○ 第1条（目的） 地方公務員法の改正に伴い、引用条項及び文言を整理します。 ○ 第3条（定年） 職員（非常勤職員及び任期付職員を除く。以下同じ。）の定年の年齢を60歳から65歳に引き上げます。また、医師の定年の年齢は、現行のまま65歳とします。 ○ 第4条（定年による退職の特例） 第9条の規定により管理監督職勤務上限年齢制（いわゆる役職定年制）の特例を適用し、延長して管理監督職に従事している職員について、その期間中は定年の年齢を超えて引き続き勤務させることができる旨を規定するほか、文言を整理します。 ○ 第6条（管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職） 役職定年制の対象となる管理監督職は、管理職手当を支給される職員（医師を除く。）の職とする旨を規定します。 ○ 第7条（管理監督職勤務上限年齢） 役職定年の年齢は、60歳とする旨を規定します。 ○ 第8条（他の職への降任を行うに当たって遵守すべき基準） 役職定年制による降任を行うに当たって遵守すべき基準について規定します。 ○ 第9条（管理監督職勤務上限年齢による降任及び管理監督職への任用の制限の特例）			

役職定年制の特例として、公務の運営に著しい支障が生ずる場合は、役職定年日に従事している管理監督職に、最長３年まで延長して留任させることができる旨を規定します。

○ 第10条（異動期間の延長に係る職員の同意）

第９条の規定により管理監督職に延長して留任させる場合は、あらかじめ職員の同意を得なければならない旨を規定します。

○ 第11条（異動期間の延長事由が消滅した場合の措置）

管理監督職に延長して留任させるべき事由が消滅したときは、延長した期間の末日前であっても職員を降任するものとする旨を規定します。

○ 第12条（定年前再任用短時間勤務職員の任用）

60歳以後に退職した職員を、65歳の定年退職日に当たる日までの間、定年前再任用短時間勤務職員として再任用することができる旨を規定します。

○ 付則第３項（定年に関する経過措置）及び付則第４項

医師を除き、職員の定年の年齢（65歳）は、令和５年度から令和12年度までの間において段階的に引き上げることとする経過措置を設けます。

○ 付則第５項（情報の提供及び勤務の意思の確認）

職員が60歳に達する年度の前年度に、60歳以後の任用、給与等に関する情報を提供し、60歳以後の勤務の意思を確認するよう努めるものとする旨を規定します。

【第２条の改正内容（稲城市職員の分限に関する手続および効果に関する条例（昭和27年稲城市条例第47号）の一部改正）】

○ 第２条（降任、免職および休職の手続）及び付則第２項

今回の制度改正により、60歳に達した日後の最初の４月１日以降において、職員の給料月額が７割水準となることを降給として位置付けるほか、降給に係る規定を整備します。

○ 付則第３項

職員の給料月額が７割水準となる場合は、その旨の通知を行うものとする旨等を規定します。

【第３条の改正内容（稲城市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（昭和27年稲城市

条例第48号)の一部改正)】

○ 第3条(減給の効果)

減給の期間中に給料月額が7割水準となった場合において、当該減給の額が7割水準となった給料月額の10分の1を超えるときは、当該超える額を減ずるものとするため、規定を整備します。

【第4条の改正内容(稲城市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年稲城市条例第79号)の一部改正)】

○ 第4条(初任給、昇格及び昇給の基準)

定年前再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該職員に適用される給料表の基準給料月額に、当該職員の勤務時間数を正規職員の勤務時間数で除して得た数を乗じて得た額とする旨を規定するほか、引用条項及び文言を整理します。

○ 第4条の2

第4条の改正に伴い、現行の再任用短時間勤務職員の給料月額に係る規定を削除します。

○ 第8条(通勤手当)、第11条(時間外勤務手当)、第14条(勤務1時間当たりの給与額の算出)、第16条の3(臨時的任用職員等の給与)、第18条(期末手当)、第19条(勤勉手当)及び第20条(再任用職員についての適用除外)

定年前再任用短時間勤務制度の導入に伴い、文言を整理します。

○ 付則第15項

当分の間、60歳に達した日後の最初の4月1日以降において、職員の給料月額は、当該職員の受ける号給に応じた額の7割水準とする旨を規定します。

○ 付則第16項

付則第15項の規定を適用しない職員(役職定年制の特例により、延長して管理監督職に従事している職員等)について規定します。

○ 付則第17項

当分の間、役職定年制による降任をした職員には、降任後の7割水準となる給料月額のほか、調整額(降任前の7割水準の給料月額と、降任後の7割水準の給料月額との差額)を給料として支給する旨を規定します。

○ 付則第18項

付則第17項の規定による職員の給料月額と調整額との合計額が、当該職員が属する級における最高号給の給料月額を超える場合は、当該最高号給の給料月額から当該職員の給料月額を減じた額を調整額とする旨の読替規定を設けます。

○ 付則第19項及び付則第20項

役職定年制による降任をした職員以外の給料月額が7割水準となる職員においても、権衡上必要がある場合は、調整額を給料として支給する旨を規定します。

○ 付則第21項

期末手当及び勤勉手当の算定の基礎となる額について、給料月額に調整額を加えた額とする旨の読替規定を設けます。

○ 付則第22項

付則第15項から付則第21項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める旨を規定します。

○ 別表第1から別表第6まで

定年前再任用短時間勤務制度の導入に伴い、文言を整理します。

【第5条の改正内容（稲城市一般職の職員の育児休業等に関する条例（平成4年稲城市条例第20号）の一部改正）】

○ 第2条（育児休業をすることができない職員）及び第7条（育児短時間勤務をすることができない職員）

育児休業又は育児短時間勤務をすることができない職員に、役職定年制の特例により延長して管理監督職に従事している職員を追加するほか、文言を整理します。

○ 第14条（部分休業をすることができない職員）

地方公務員法の改正及び定年前再任用短時間勤務制度の導入に伴い、引用条項及び文言を整理します。

○ 第15条（部分休業の承認）

定年前再任用短時間勤務制度の導入に伴い、文言を整理します。

【第6条の改正内容（稲城市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成9年稲城市条例第8号）の一部改正）】

○ 第2条（1週間の正規の勤務時間）

地方公務員法の改正及び定年前再任用短時間勤務制度の導入に伴い、引用条項及び文言を整理します。

- 第3条（正規の勤務時間の割振り）、第4条（週休日）、第14条（年次有給休暇）及び第19条（臨時的任用職員等に対する特例）

定年前再任用短時間勤務制度の導入に伴い、文言を整理します。

【第7条の改正内容（稲城市職員の公益的法人への派遣に関する条例（平成14年稲城市条例第9号）の一部改正）】

- 第2条（職員の派遣）

公益的法人への派遣の対象としない職員に、役職定年制の特例により延長して管理監督職に従事している職員を追加するほか、引用条項を整理します。

【第8条の改正内容（稲城市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年稲城市条例第5号）の一部改正）】

- 第3条（報告事項）

地方公務員法の改正に伴い、引用条項を整理します。

【第9条の内容（稲城市職員の再任用に関する条例（平成13年稲城市条例第18号）の廃止）】

定年前再任用短時間勤務制度の導入により現行の再任用制度が廃止されることに伴い、稲城市職員の再任用に関する条例を廃止します。

【施行期日】

この条例は、令和5年4月1日（一部は公布の日）から施行します。

【経過措置】

付則において経過措置について規定し、定年の年齢を段階的に引き上げる令和12年度までの期間において、職員を65歳まで再任用するため、現行の再任用制度と同様の仕組み（暫定再任用制度）を設けます。また、暫定再任用制度による職員の給与、勤務時間等について、現行の再任用制度と同様に取扱うこととする旨等を規定します。

職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例の新旧対照表

○ 第1条による改正（稲城市一般職の職員の定年等に関する条例（昭和59年稲城市条例第14号））

新	旧
（目的） 第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。<u>以下「法」という。</u>）<u>第22条の4第1項及び第2項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項及び第2項並びに第28条の7の規定に基づき、一般職の職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。以下「職員」という。）の定年等に関し必要な事項を定めることを目的とする。</u> （定年） 第3条 職員の定年は、<u>年齢65年とする。</u> （定年による退職の特例） 第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、<u>次に掲げる事由がある</u>と認めるときは、<u>同条の規定にかかわらず、当該職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、当該職員を当該定年退職日において従事している職務に従事させるため、引き続き勤務させることができる。ただし、第9条第1項又は第2項の規定により異動期間（同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（同条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職（第6条に規定する職をいう。以下同じ。）を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であつて、引き続き勤務させる必要があるときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。</u> (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、<u>当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず</u>公務の運営に著しい支障が生ずること。 (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、<u>当該職員の退職に</u>	（目的） 第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3の規定に基づき、一般職の職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。以下「職員」という。）の定年等に関し必要な事項を定めることを目的とする。</u> （定年） 第3条 職員の定年は、年齢60年とする。<u>ただし、稲城市立病院及び坂浜診療所において医療業務に従事する医師の定年は、年齢65年とする。</u> （定年による退職の特例） 第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、<u>次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、その職員を当該職務に従事させるため引き続いて勤務させることができる。</u> (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、<u>その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。</u> (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、<u>その職員の退職に</u>

より生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

- (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別な事情があるため、当該職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずること。
- 2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該職員に係る定年退職日（同項ただし書に規定する職員にあっては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）の翌日から起算して3年を超えることができない。
- 3 任命権者は、第1項の規定により職員を引き続き勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。
- 4 任命権者は、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項各号に掲げる事由がなくなったと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めて当該期限を繰り上げるものとする。

5 ……（略）

（定年に関する施策の調査等）

第5条 ……（略）

（管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職）

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、稲城市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年稲城市条例第79号）第16条第1項及び稲城市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成30年稲城市条例第26号）第7条に規定する管理職手当を支給される職員（稲城市立病院及び坂浜診療所において医療業務に従事する医師を除く。）の職とする。

（管理監督職勤務上限年齢）

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

（他の職への降任を行うに当たって遵守すべき基準）

第8条 任命権者は、法第28条の2第1項に規定する他の職への降任（以下「他の職への降任」という。）を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項

より欠員を容易に補充することができないとき。

- (3) 当該職務を担当する者の交替がその業務の遂行上重大な障害となる特別な事情があるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。
- 2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項の事由が引き続き存すると認めるときは、1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、その期限は、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。
- 3 任命権者は、第1項の規定により職員を引き続き勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。
- 4 任命権者は、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項の事由が存しなくなったと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めてその期限を繰り上げて退職させることができる。

5 ……（略）

（定年に関する施策の調査等）

第5条 ……（略）

及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

- (1) 当該職員の人事評価の結果、勤務の状況、職務経験等に基づき、降任をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力及び当該降任をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任をすること。
- (2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任をすること。
- (3) 当該職員の他の職への降任をする際に、同時に当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任をする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任をすること。
（管理監督職勤務上限年齢による降任及び管理監督職への任用の制限の特例）

第9条 任命権者は、他の職への降任をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された

期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

（異動期間の延長に係る職員の同意）

第10条 任命権者は、前条の規定により異動期間を延長する場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

（異動期間の延長事由が消滅した場合の措置）

第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任をするものとする。

（定年前再任用短時間勤務職員の任用）

第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員並びに稲城市立病院及び坂浜診療所において医療業務に従事する医師が退職する場合を除く。）をした者（以下この条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績等により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

付 則

2 ……（略）

（定年に関する経過措置）

3 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用につい

付 則

2 ……（略）

ては、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

4 前項の規定は、稲城市立病院及び坂浜診療所において医療業務に従事する医師には適用しない。

（情報の提供及び勤務の意思の確認）

5 任命権者は、当分の間、職員（稲城市立病院及び坂浜診療所において医療業務に従事する医師を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあっては当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあっては当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度）において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

○ 第2条による改正（稲城市職員の分限に関する手続および効果に関する条例（昭和27年稲城市条例第47号））

新	旧
（降任、免職、 <u>降給及び休職</u> の手続） 第2条 ……（略） 2 任命権者は、前項の規定によらず、勤務実績の良否又はその職に必要な適格性の有無を評定するに足ると認められる客観的事実に基づき、勤務実績が不良なことが明らかな場合においては、その意に反しこれを降給することができる。	（降任、免職および休職の手続） 第2条 ……（略）

<u>3・4</u> …… (略) 5 職員の意に反する降任、免職、降給又は休職の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行なわなければならない。 付 則 1 …… (略) 2 <u>稲城市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年稲城市条例第79号。以下「給与条例」という。）付則第15項の規定による措置は、法第27条第2項に規定する条例で定める事由による降給とする。</u> 3 <u>第2条第5項の規定は、給与条例付則第15項の規定による措置を行う場合には、適用しない。この場合において、当該措置の適用を受ける職員には、当該措置の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。</u>	<u>2・3</u> …… (略) 4 職員の意に反する降任もしくは免職または休職の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行なわなければならない。 付 則 …… (略)
---	---

○ 第3条による改正（稲城市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（昭和27年稲城市条例第48号））

新	旧
(減給の効果) 第3条 減給は、1日以上6月以下の<u>期間、その発令の日</u>に受ける給料及びこれに対する地域手当の合計額（法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員については、稲城市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（令和元年稲城市条例第17号）第2条第1項の報酬の額）の10分の1以下を減ずるものとする。<u>この場合において、その減ずる額が現に受ける給料及びこれに対する地域手当の合計額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。</u>	(減給の効果) 第3条 減給は、1日以上6月以下、<u>給料及び地域手当の合計額</u>（法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員については、稲城市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（令和元年稲城市条例第17号）第2条第1項の報酬の額）の10分の1以下を減ずるものとする。

○ 第4条による改正（稲城市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年稲城市条例第79号））

新	旧
(初任給、昇格及び昇給の基準) 第4条 …… (略) 2～9 …… (略) 10 <u>法第22条の4第1項</u>の規定により採用された職員（以下「<u>定年前再任用短時間勤務職</u>	(初任給、昇格及び昇給の基準) 第4条 …… (略) 2～9 …… (略) 10 <u>法第28条の4第1項又は第28条の5第1項</u>の規定により採用された職員（以下「<u>再任</u>

員」という。)の給料月額は、その者に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第4条の2 …… (略)

(通勤手当)

第8条 …… (略)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) …… (略)

(2) 前項第2号に掲げる職員 次の表に掲げる交通用具の使用距離による区分に応じ、支給単位期間につき、同表に定める額 (定年前再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等のうち、1か月当たりの通勤回数を考慮して市規則で定める職員にあっては、その額から、その額に市規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)

…… (略)

(3) …… (略)

3～6 …… (略)

(時間外勤務手当)

第11条 …… (略)

2 定年前再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等が、正規の勤務時間が割り振られた日(次条の規定により休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。)において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する第1項第2号の適用については、同号中「100分の125」とあるのは「100分の100」とする。

3・4 …… (略)

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第14条 第10条から前条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額、これ

用職員という。)の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

第4条の2 法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、前条第10項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

2 …… (略)

(通勤手当)

第8条 …… (略)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) …… (略)

(2) 前項第2号に掲げる職員 次の表に掲げる交通用具の使用距離による区分に応じ、支給単位期間につき、同表に定める額 (再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等のうち、1か月当たりの通勤回数を考慮して市規則で定める職員にあっては、その額から、その額に市規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)

…… (略)

(3) …… (略)

3～6 …… (略)

(時間外勤務手当)

第11条 …… (略)

2 再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等が、正規の勤務時間が割り振られた日(次条の規定により休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。)において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する第1項第2号の適用については、同号中「100分の125」とあるのは「100分の100」とする。

3・4 …… (略)

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第14条 第10条から前条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額、これ

に対する地域手当の月額、月額で定められている特殊勤務手当の額及び月額以外の単位をもって定められている特殊勤務手当のうち、当該手当の支給対象となる職員が勤務日の大半において当該手当の支給対象となる業務に従事し、かつ、勤務日の大半を同業務に費やす状態により支給されているもので、市規則で定めるものについて、市規則で定める額の合計額に12を乗じて得た額を、勤務時間条例第2条第1項に規定する1週間の正規の勤務時間に52を乗じて得た時間から7時間45分に勤務時間条例第11条の規定による休日（勤務時間条例第4条第1項に規定する週休日に当たる日を除く。）の合計日数を乗じて得た時間を減じたもの（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、これに、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得たもの）で除して得た額とする。

（臨時的任用職員等の給与）

第16条の3 臨時的に任用された職員及び非常勤職員（法第22条の2第1項の会計年度任用職員及び定年前再任用短時間勤務職員を除く。）の給与は、任命権者が職員の給与との均衡を考慮し、予算の範囲内で定める。

（期末手当）

第18条 ……（略）

2 ……（略）

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の117.5」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の97.5」とあるのは「100分の57.5」と、「100分の87.5」とあるのは「100分の57.5」とする。

4～6 ……（略）

（勤勉手当）

第19条 ……（略）

2 勤勉手当の額は、職員の給与月額に、任命権者又はその委任を受けた者が市規則の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の総額は、その者に所属する前項の職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき給料、扶養手当の月額及びこれらに対する地域手当の月額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の105（4級等職員にあつては100分の125、5級等職員にあつて

に対する地域手当の月額、月額で定められている特殊勤務手当の額及び月額以外の単位をもって定められている特殊勤務手当のうち、当該手当の支給対象となる職員が勤務日の大半において当該手当の支給対象となる業務に従事し、かつ、勤務日の大半を同業務に費やす状態により支給されているもので、市規則で定めるものについて、市規則で定める額の合計額に12を乗じて得た額を、勤務時間条例第2条第1項に規定する1週間の正規の勤務時間に52を乗じて得た時間から7時間45分に勤務時間条例第11条の規定による休日（勤務時間条例第4条第1項に規定する週休日に当たる日を除く。）の合計日数を乗じて得た時間を減じたもの（再任用短時間勤務職員にあつては、これに、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得たもの）で除して得た額とする。

（臨時的任用職員等の給与）

第16条の3 臨時的に任用された職員及び非常勤職員（法第22条の2第1項の会計年度任用職員及び再任用短時間勤務職員を除く。）の給与は、任命権者が職員の給与との均衡を考慮し、予算の範囲内で定める。

（期末手当）

第18条 ……（略）

2 ……（略）

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の117.5」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の97.5」とあるのは「100分の57.5」と、「100分の87.5」とあるのは「100分の57.5」とする。

4～6 ……（略）

（勤勉手当）

第19条 ……（略）

2 勤勉手当の額は、職員の給与月額に、任命権者又はその委任を受けた者が市規則の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の総額は、その者に所属する前項の職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき給料、扶養手当の月額及びこれらに対する地域手当の月額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の105（4級等職員にあつては100分の125、5級等職員にあつて

は100分の135) を乗じて得た額の総額 (定年前再任用短時間勤務職員にあつては100分の50 (4 級等職員及び5 級等職員にあつては100分の60) を乗じて得た額の総額) を、12月に支給する場合においては100分の105 (4 級等職員にあつては100分の125、5 級等職員にあつては100分の135) を乗じて得た額の総額 (定年前再任用短時間勤務職員にあつては100分の50 (4 級等職員及び5 級等職員にあつては100分の60) を乗じて得た額の総額) を超えてはならない。

3～5 …… (略)

(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)

第20条 第7条、第7条の2、第7条の4及び第16条の2の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

付 則

(平成21年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

14 …… (略)

15 当分の間、職員の給料月額、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日 (付則第17項において「特定日」という。) 以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第3条第2項に規定する当該職員の属する職務の級並びに第4条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額 (給料の切替えに伴う経過措置として、この条例その他の条例の規定において、異なる給料月額の定めがある場合は当該給料月額) に100分の70を乗じて得た額とする。この場合において、当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。

16 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

- (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員
- (2) 稲城市一般職の職員の定年等に関する条例 (昭和59年稲城市条例第14号) 第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間 (同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。) を延長された同条例第6条に掲げる職を占める職員
- (3) 稲城市一般職の職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員 (同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用され

は100分の135) を乗じて得た額の総額 (再任用職員にあつては100分の50 (4 級等職員及び5 級等職員にあつては100分の60) を乗じて得た額の総額) を、12月に支給する場合においては100分の105 (4 級等職員にあつては100分の125、5 級等職員にあつては100分の135) を乗じて得た額の総額 (再任用職員にあつては100分の50 (4 級等職員及び5 級等職員にあつては100分の60) を乗じて得た額の総額) を超えてはならない。

3～5 …… (略)

(再任用職員についての適用除外)

第20条 第7条、第7条の2、第7条の4及び第16条の2の規定は、再任用職員には適用しない。

付 則

(平成21年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

14 …… (略)

ていた職員を除く。)

- 17 法第28条の2第1項に規定する他の職への降任をされた職員であつて、当該他の職への降任をされた日（以下この項及び付則第19項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に付則第15項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、当分の間、特定日以後、付則第15項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。
- 18 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第3条第2項に規定する当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第3条第2項に規定する当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。
- 19 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（付則第15項の規定の適用を受ける職員に限り、付則第17項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、付則第17項及び前項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 20 付則第17項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の付則第15項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 21 付則第17項又は前2項の規定による給料を支給される職員に対する第18条第5項及び第19条第4項の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額と付則第17項、第19項又は第20項の規定による給料の額との合計額」とする。
- 22 付則第15項から前項までに定めるもののほか、付則第15項の規定による給料月額、付則第17項の規定による給料その他付則第15項から前項までの規定の施行に関し必要な事

項は、規則で定める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表(1)

職員の区分	号 給 \ 職 務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
<u>定年前再任用短時間勤務職員</u> 以外の職員	……（略）					
<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>		<u>基準給料 月額</u>	<u>基準給料 月額</u>	<u>基準給料 月額</u>	<u>基準給料 月額</u>	<u>基準給料 月額</u>
		……（略）				

備考 ……（略）

別表第2（第3条関係）

行政職給料表(2)

職員の区分	号 給 \ 職 務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
<u>定年前再任用短時間勤務職員</u> 以外の職員	……（略）				
<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>		<u>基準給料 月額</u>	<u>基準給料 月額</u>	<u>基準給料 月額</u>	<u>基準給料 月額</u>
		……（略）			

備考 ……（略）

別表第3（第3条関係）

医療職給料表(1)

別表第1（第3条関係）

行政職給料表(1)

職員の区分	号 給 \ 職 務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
<u>再任用職員</u> 以外の職員	……（略）					
<u>再任用職員</u>						
		……（略）				

備考 ……（略）

別表第2（第3条関係）

行政職給料表(2)

職員の区分	号 給 \ 職 務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
<u>再任用職員</u> 以外の職員	……（略）				
<u>再任用職員</u>					
		……（略）			

備考 ……（略）

別表第3（第3条関係）

医療職給料表(1)

職員の区分	号 給 \	1 級	2 級	3 級
	職 務 の 級	給料月額	給料月額	給料月額
<u>定年前再任用短時間勤務職員以外</u> の職員	…… (略)			
<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>		<u>基準給料 月額</u>	<u>基準給料 月額</u>	<u>基準給料 月額</u>
		…… (略)		

備考 …… (略)

別表第 4 (第 3 条関係)

医療職給料表(2)

職員の区分	号 給 \	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	職 務 の 級	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
<u>定年前再任用短時間勤務職員以外</u> の職員	…… (略)					
<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>		<u>基準給料 月額</u>	<u>基準給料 月額</u>	<u>基準給料 月額</u>	<u>基準給料 月額</u>	<u>基準給料 月額</u>
		…… (略)				

備考 …… (略)

別表第 5 (第 3 条関係)

医療職給料表(3)

職員の区分	号 給 \	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	職 務 の 級	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額

職員の区分	号 給 \	1 級	2 級	3 級
	職 務 の 級	給料月額	給料月額	給料月額
<u>再任用職員</u> 以外の職員	…… (略)			
<u>再任用職員</u>		…… (略)		

備考 …… (略)

別表第 4 (第 3 条関係)

医療職給料表(2)

職員の区分	号 給 \	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	職 務 の 級	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
<u>再任用職員</u> 以外の職員	…… (略)					
<u>再任用職員</u>		…… (略)				

備考 …… (略)

別表第 5 (第 3 条関係)

医療職給料表(3)

職員の区分	号 給 \	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	職 務 の 級	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額

<u>定年前再任用短時間勤務職員</u> 以外の職員	（略）					
<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>		<u>基準給料</u> <u>月額</u>	<u>基準給料</u> <u>月額</u>	<u>基準給料</u> <u>月額</u>	<u>基準給料</u> <u>月額</u>	<u>基準給料</u> <u>月額</u>
	（略）					
備考（略）						

別表第 6（第 3 条関係）

消防職給料表

職員の区分	号 給 \ 職 務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
<u>定年前再任用短時間勤務職員</u> 以外の職員	（略）					
<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>		<u>基準給料</u> <u>月額</u>	<u>基準給料</u> <u>月額</u>	<u>基準給料</u> <u>月額</u>	<u>基準給料</u> <u>月額</u>	<u>基準給料</u> <u>月額</u>
	（略）					
備考（略）						

<u>再任用職員</u> 以外の職員	（略）					
<u>再任用職員</u>		（略）				
備考（略）						
別表第 6（第 3 条関係）						
消防職給料表						
職員の区分	号 給 \\\n職 務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
<u>再任用職員</u> 以外の職員	（略）					
<u>再任用職員</u>		（略）				
備考（略）						

○ 第 5 条による改正（稲城市一般職の職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年稲城市条例第 20 号））

新	旧
（育児休業をすることができない職員） 第 2 条 育児休業法第 2 条第 1 項本文の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)～(3) ……（略） (4) 稲城市一般職の職員の定年等に関する条例第 9 条第 1 項又は第 2 項の規定により異	（育児休業をすることができない職員） 第 2 条 育児休業法第 2 条第 1 項本文の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)～(3) ……（略）

<u>勤期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員</u> （育児短時間勤務をすることができない職員） 第7条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、稲城市一般職の職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により引き続いて勤務している職員<u>又は同条例第9条第1項又は第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員とする。</u> （部分休業をすることができない職員） 第14条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) 勤務日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（次条において「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」という。）を除く。） (2) ……（略） （部分休業の承認） 第15条 部分休業（育児休業法第19条第1項の部分休業をいう。以下この条及び次条において同じ。）の承認は、正規の勤務時間（非常勤職員（<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>を除く。以下この条及び次条において同じ。）にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。 2・3 ……（略）	（育児短時間勤務をすることができない職員） 第7条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、稲城市一般職の職員の定年等に関する条例（<u>昭和59年稲城市条例第14号</u>）第4条第1項又は第2項の規定により引き続いて勤務している職員とする。 （部分休業をすることができない職員） 第14条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) 勤務日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（次条において「<u>再任用短時間勤務職員</u>」という。）を除く。） (2) ……（略） （部分休業の承認） 第15条 部分休業（育児休業法第19条第1項の部分休業をいう。以下この条及び次条において同じ。）の承認は、正規の勤務時間（非常勤職員（<u>再任用短時間勤務職員</u>を除く。以下この条及び次条において同じ。）にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。 2・3 ……（略）
---	---

○ 第6条による改正（稲城市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成9年稲城市条例第8号））

新	旧
（1週間の正規の勤務時間） 第2条 ……（略） 2 ……（略） 3 地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」という。）の正規の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、1週間について15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者	（1週間の正規の勤務時間） 第2条 ……（略） 2 ……（略） 3 地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「<u>再任用短時間勤務職員</u>」という。）の正規の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、1週間について15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定め

が定める。

- 4 任命権者は、職務の性質により前3項の規定により難しいときは、休憩時間を除き、4週を超えない期間につき1週間当たり38時間45分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、前項の規定に基づき定める時間）とする正規の勤務時間を、市長の承認を得て、別に定めることができる。

5 ……（略）

（正規の勤務時間の割振り）

第3条 任命権者は、暦日を単位として月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の正規の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については1週間ごとの期間について当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で正規の勤務時間を割り振るものとし、定年前再任用短時間勤務職員については1週間ごとの期間について1日につき7時間45分を超えない範囲内で正規の勤務時間を割り振るものとする。

2・3 ……（略）

（週休日）

第4条 日曜日及び土曜日は、週休日（正規の勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従い、これらの日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、定年前再任用短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。

- 2 任命権者は、職務の性質により特別の勤務形態によって勤務する必要がある職員については、前項の規定にかかわらず、4週間ごとの期間につき8日の週休日（育児短時間勤務職員等にあっては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、定年前再任用短時間勤務職員にあっては8以上の週休日）を設けるものとする。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要（育児短時間勤務職員等にあっては、当該育児短時間勤務等の内容）により、これにより難しい場合において、市長の承認を得て、4週を超えない期間につき1週間当たり1日以上割合で週休日（育児短時間勤務職員等にあっては、4週を超えない期間につき1週間当たり1日以上割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）を設けるときは、この限りでない。

る。

- 4 任命権者は、職務の性質により前3項の規定により難しいときは、休憩時間を除き、4週を超えない期間につき1週間当たり38時間45分（再任用短時間勤務職員にあっては、前項の規定に基づき定める時間）とする正規の勤務時間を、市長の承認を得て、別に定めることができる。

5 ……（略）

（正規の勤務時間の割振り）

第3条 任命権者は、暦日を単位として月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の正規の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については1週間ごとの期間について当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で正規の勤務時間を割り振るものとし、再任用短時間勤務職員については1週間ごとの期間について1日につき7時間45分を超えない範囲内で正規の勤務時間を割り振るものとする。

2・3 ……（略）

（週休日）

第4条 日曜日及び土曜日は、週休日（正規の勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従い、これらの日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、再任用短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。

- 2 任命権者は、職務の性質により特別の勤務形態によって勤務する必要がある職員については、前項の規定にかかわらず、4週間ごとの期間につき8日の週休日（育児短時間勤務職員等にあっては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、再任用短時間勤務職員にあっては8以上の週休日）を設けるものとする。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要（育児短時間勤務職員等にあっては、当該育児短時間勤務等の内容）により、これにより難しい場合において、市長の承認を得て、4週を超えない期間につき1週間当たり1日以上割合で週休日（育児短時間勤務職員等にあっては、4週を超えない期間につき1週間当たり1日以上割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）を設けるときは、この限りでない。

(年次有給休暇) 第14条 年次有給休暇は、1の年ごとの休暇とし、その日数は、1の年において20日（育児短時間勤務職員等及び<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>にあっては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で別に定める日数）とする。 2～5 …… (略) (臨時的任用職員等に対する特例) 第19条 臨時的に任用される職員及び非常勤職員（<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>を除く。）の勤務時間、休日、休暇等に関しては、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、任命権者が別に定める。	(年次有給休暇) 第14条 年次有給休暇は、1の年ごとの休暇とし、その日数は、1の年において20日（育児短時間勤務職員等及び<u>再任用短時間勤務職員</u>にあっては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で別に定める日数）とする。 2～5 …… (略) (臨時的任用職員等に対する特例) 第19条 臨時的に任用される職員及び非常勤職員（<u>再任用短時間勤務職員</u>を除く。）の勤務時間、休日、休暇等に関しては、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、任命権者が別に定める。
--	--

○ 第7条による改正（稲城市職員の公益的法人への派遣に関する条例（平成14年稲城市条例第9号））

新	旧
(職員の派遣) 第2条 …… (略) 2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条の4第1項</u>の規定により採用された職員を除く。） (2)・(3) …… (略) (4) <u>稲城市一般職の職員の定年等に関する条例（昭和59年稲城市条例第14号）第9条第1項又は第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員</u> 3 …… (略)	(職員の派遣) 第2条 …… (略) 2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第28条の4第1項又は第28条の6第1項</u>の規定により採用された職員を除く。） (2)・(3) …… (略) 3 …… (略)

○ 第8条による改正（稲城市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年稲城市条例第5号））

新	旧
(報告事項) 第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければなら	(報告事項) 第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければなら

ない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（<u>法第22条の4第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。 (1)～(12) ……（略）	ない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（<u>法第28条の5第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。 (1)～(12) ……（略）
---	---

第52号議案

稲城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年11月28日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

（提案理由）

東京都人事委員会の勧告の趣旨に沿った給与改定を実施するため、稲城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する。

稲城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

稲城市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年稲城市条例第79号）の一部を次のように改正する。

第19条第2項中「100分の105」を「100分の110」に、「100分の125」を「100分の130」に、「100分の135」を「100分の140」に、「100分の50」を「100分の52.5」に、「100分の60」を「100分の62.5」に改める。

別表第1 再任用職員以外の職員の部1の項から76の項までを次のように改める。

	円	円	円	円	円
1	148,300	202,600	227,300	284,500	492,200
2	149,200	204,300	229,100	286,900	494,600
3	150,200	206,000	230,900	289,200	497,100
4	151,200	207,800	232,700	291,500	499,400
5	152,200	209,500	234,600	293,800	501,800
6	153,200	211,200	236,400	296,100	504,100
7	154,200	212,900	238,200	298,400	506,500
8	155,200	214,700	240,100	300,700	508,900
9	156,100	216,500	242,000	303,100	
10	157,000	218,200	243,900	305,500	
11	158,000	220,000	245,800	307,900	
12	159,000	221,800	247,700	310,300	
13	160,000	223,700	249,600	312,700	
14	161,200	225,500	251,700	315,200	
15	162,400	227,200	253,800	317,700	
16	163,600	229,000	255,800	320,100	
17	164,900	230,900	257,900	322,600	
18	167,000	232,700	260,000	325,200	
19	169,100	234,400	262,200	327,900	

20	171,300	236,200	264,400	330,500	
21	173,500	238,100	266,600	333,100	
22	175,300	239,900	268,800	335,800	
23	177,100	241,600	270,900	338,500	
24	178,900	243,400	273,100	341,200	
25	180,700	245,300	275,300	343,900	
26	182,600	247,200	277,500	346,600	
27	184,500	249,000	279,700	349,300	
28	186,400	250,800	282,000	352,100	
29	188,300	252,700	284,200	354,900	
30	190,200	254,800	286,500	357,900	
31	192,200	256,800	288,800	360,800	
32	194,200	258,900	291,100	363,700	
33	196,400	260,900	293,400	366,700	
34	198,300	262,700	295,700	369,600	
35	200,100	264,500	298,000	372,400	
36	201,900	266,300	300,300	375,200	
37	203,700	268,000	302,600	377,800	
38	205,400	269,700	305,000	380,400	
39	207,000	271,500	307,400	382,800	
40	208,600	273,300	309,800	385,300	
41	210,200	275,100	312,200	387,800	
42	211,800	276,900	314,600	390,200	
43	213,400	278,600	317,100	392,600	
44	215,000	280,400	319,500	395,000	
45	216,600	282,200	322,000	397,500	
46	218,200	284,000	324,500	399,900	
47	219,800	285,700	327,000	402,200	
48	221,400	287,500	329,600	404,500	

49	223, 000	289, 300	332, 200	406, 900	
50	224, 600	291, 000	334, 900	409, 300	
51	226, 200	292, 800	337, 600	411, 600	
52	227, 800	294, 600	340, 300	413, 800	
53	229, 300	296, 400	343, 000	415, 900	
54	230, 900	298, 200	345, 600	417, 900	
55	232, 500	300, 000	348, 100	420, 000	
56	234, 100	301, 700	350, 500	422, 000	
57	235, 600	303, 400	352, 800	423, 900	
58	237, 100	305, 100	355, 100	425, 800	
59	238, 700	306, 800	357, 300	427, 600	
60	240, 300	308, 500	359, 400	429, 400	
61	241, 800	310, 200	361, 400	431, 200	
62	243, 300	311, 800	363, 400	432, 700	
63	244, 900	313, 500	365, 400	433, 800	
64	246, 400	315, 100	367, 300	434, 700	
65	248, 000	316, 600	369, 200	435, 600	
66	249, 600	318, 200	371, 000	436, 400	
67	251, 100	319, 700	372, 700	437, 100	
68	252, 600	321, 300	374, 300	437, 800	
69	254, 200	322, 800	375, 900	438, 500	
70	255, 800	324, 300	377, 000	439, 200	
71	257, 300	325, 700	378, 100	439, 900	
72	258, 800	327, 100	379, 000	440, 600	
73	260, 400	328, 600	379, 900	441, 300	
74	261, 900	330, 100	380, 800	442, 000	
75	263, 500	331, 500	381, 700	442, 700	
76	265, 100	332, 900	382, 500	443, 300	

別表第1備考2中「157,100円」を「162,500円」に改め、同表備考3中「183,700円」を「187,900円」に改める。

別表第2 再任用職員以外の職員の部1の項から225の項までを次のように改める。

	円	円	円	円
1	139,900	227,500	266,100	297,600
2	140,400	229,400	267,900	299,700
3	140,900	231,100	269,700	301,800
4	141,400	232,900	271,500	303,900
5	141,900	234,600	273,300	306,000
6	142,400	236,200	275,100	308,100
7	142,900	237,800	276,900	310,200
8	143,500	239,400	278,700	312,300
9	144,100	241,000	280,600	314,300
10	144,600	242,600	282,500	316,300
11	145,300	244,200	284,300	318,300
12	145,900	245,800	286,100	320,300
13	146,500	247,400	287,900	322,200
14	147,200	249,000	289,600	324,200
15	148,000	250,600	291,300	326,100
16	148,800	252,200	293,000	328,000
17	149,600	253,800	294,700	329,900
18	150,600	255,400	296,500	331,800
19	151,700	257,000	298,100	333,700
20	152,800	258,600	299,800	335,700
21	153,900	260,100	301,500	337,500
22	155,000	261,700	303,100	339,400
23	156,100	263,300	304,700	341,200
24	157,200	264,900	306,300	343,000
25	158,300	266,400	307,900	344,800
26	159,600	268,000	309,400	346,500
27	161,000	269,600	310,900	348,100

28	162, 400	271, 100	312, 300	349, 700
29	163, 800	272, 600	313, 700	351, 300
30	165, 300	274, 200	315, 200	352, 500
31	166, 800	275, 700	316, 600	353, 700
32	168, 300	277, 100	318, 000	354, 900
33	169, 900	278, 600	319, 400	356, 100
34	171, 400	280, 100	320, 800	357, 200
35	173, 000	281, 400	322, 200	358, 200
36	174, 600	282, 800	323, 500	359, 300
37	176, 200	284, 100	324, 800	360, 300
38	177, 700	285, 500	326, 000	361, 300
39	179, 300	286, 900	327, 200	362, 200
40	180, 900	288, 100	328, 300	363, 100
41	182, 400	289, 400	329, 400	364, 000
42	183, 800	290, 600	330, 400	364, 800
43	185, 200	291, 800	331, 300	365, 600
44	186, 600	292, 900	332, 200	366, 400
45	187, 900	294, 000	333, 100	367, 100
46	189, 100	295, 000	334, 000	367, 700
47	190, 300	296, 000	334, 800	368, 300
48	191, 500	297, 000	335, 600	368, 900
49	192, 600	298, 000	336, 400	369, 400
50	193, 700	299, 000	337, 200	369, 900
51	194, 800	299, 900	337, 900	370, 300
52	195, 800	300, 800	338, 600	370, 700
53	196, 800	301, 700	339, 300	371, 100
54	198, 000	302, 600	340, 000	371, 500
55	199, 300	303, 500	340, 600	371, 900
56	200, 700	304, 300	341, 200	372, 300

57	202, 100	305, 100	341, 800	372, 600
58	203, 300	305, 900	342, 300	373, 000
59	204, 700	306, 700	342, 800	373, 400
60	206, 100	307, 500	343, 300	373, 800
61	207, 500	308, 300	343, 700	374, 100
62	208, 900	308, 900	344, 100	374, 500
63	210, 300	309, 500	344, 500	374, 900
64	211, 700	310, 100	344, 900	375, 200
65	213, 000	310, 700	345, 300	375, 500
66	214, 400	311, 300	345, 700	375, 900
67	215, 800	311, 900	346, 100	376, 300
68	217, 200	312, 500	346, 500	376, 600
69	218, 500	313, 000	346, 800	376, 900
70	219, 900	313, 600	347, 200	377, 200
71	221, 400	314, 100	347, 600	377, 500
72	222, 700	314, 600	347, 900	377, 800
73	224, 000	315, 100	348, 200	378, 100
74	225, 400	315, 600	348, 600	378, 400
75	226, 800	316, 100	348, 900	378, 700
76	228, 100	316, 600	349, 200	379, 000
77	229, 500	317, 000	349, 500	379, 300
78	230, 800	317, 500	349, 900	379, 600
79	232, 100	317, 900	350, 200	379, 900
80	233, 500	318, 300	350, 500	380, 200
81	234, 800	318, 700	350, 800	380, 500
82	236, 200	319, 100	351, 100	380, 800
83	237, 600	319, 500	351, 400	381, 100
84	238, 900	319, 800	351, 700	381, 400
85	240, 300	320, 100	352, 000	381, 700

86	241, 700	320, 500	352, 300	382, 000
87	243, 100	320, 900	352, 600	382, 300
88	244, 500	321, 200	352, 900	382, 600
89	245, 800	321, 500	353, 200	382, 900
90	247, 200	321, 900	353, 500	383, 200
91	248, 600	322, 200	353, 800	383, 500
92	250, 000	322, 500	354, 100	383, 800
93	251, 400	322, 800	354, 400	384, 100
94	252, 900	323, 200	354, 700	384, 400
95	254, 300	323, 500	355, 000	384, 700
96	255, 600	323, 800	355, 300	385, 000
97	256, 800	324, 100	355, 600	385, 300
98	258, 200	324, 500	355, 900	385, 600
99	259, 600	324, 800	356, 200	385, 900
100	261, 000	325, 100	356, 500	386, 200
101	262, 100	325, 300	356, 800	386, 500
102	263, 400	325, 600	357, 100	386, 800
103	264, 700	325, 900	357, 400	387, 100
104	265, 900	326, 200	357, 700	387, 400
105	267, 100	326, 500	358, 000	387, 700
106	268, 100	326, 900	358, 300	388, 000
107	269, 100	327, 200	358, 600	388, 300
108	270, 100	327, 400	358, 900	388, 600
109	271, 100	327, 700	359, 200	388, 900
110	272, 100	328, 000	359, 500	389, 200
111	273, 100	328, 300	359, 800	389, 500
112	273, 800	328, 600	360, 100	389, 800
113	274, 700	328, 900	360, 400	390, 100
114	275, 500	329, 200	360, 700	390, 400

115	276, 300	329, 500	361, 000	390, 700
116	277, 100	329, 800	361, 300	391, 000
117	277, 800	330, 100	361, 600	391, 300
118	278, 400	330, 400	361, 900	391, 600
119	279, 000	330, 700	362, 200	391, 900
120	279, 600	331, 000	362, 500	392, 200
121	280, 100	331, 300	362, 800	392, 500
122	280, 600	331, 600	363, 100	392, 800
123	281, 000	331, 900	363, 400	393, 100
124	281, 400	332, 200	363, 700	393, 400
125	281, 800	332, 500	364, 000	393, 700
126	282, 200	332, 800	364, 300	394, 000
127	282, 600	333, 100	364, 600	394, 300
128	283, 000	333, 400	364, 900	394, 600
129	283, 300	333, 700	365, 200	394, 900
130	283, 700	334, 000	365, 500	395, 200
131	284, 100	334, 300	365, 800	395, 500
132	284, 500	334, 600	366, 100	395, 800
133	284, 800	334, 900	366, 400	396, 100
134	285, 100	335, 200	366, 700	396, 400
135	285, 400	335, 500	367, 000	396, 700
136	285, 700	335, 800	367, 300	397, 000
137	286, 000	336, 100	367, 600	397, 300
138	286, 300	336, 400	367, 900	397, 600
139	286, 600	336, 700	368, 200	397, 900
140	286, 900	337, 000	368, 500	398, 200
141	287, 200	337, 300	368, 800	398, 500
142	287, 500	337, 600	369, 100	398, 800
143	287, 800	337, 900	369, 400	399, 100

144	288, 100	338, 200	369, 700	399, 400
145	288, 400	338, 500	370, 000	399, 700
146	288, 700	338, 800	370, 300	400, 000
147	289, 000	339, 100	370, 600	400, 300
148	289, 300	339, 400	370, 900	400, 600
149	289, 600	339, 700	371, 200	400, 900
150	289, 900	340, 000	371, 500	
151	290, 200	340, 300	371, 800	
152	290, 500	340, 600	372, 100	
153	290, 800	340, 900	372, 400	
154	291, 100	341, 200	372, 700	
155	291, 400	341, 500	373, 000	
156	291, 700	341, 800	373, 300	
157	292, 000	342, 100	373, 600	
158	292, 300	342, 400	373, 900	
159	292, 600	342, 700	374, 200	
160	292, 900	343, 000	374, 500	
161	293, 200	343, 300	374, 800	
162	293, 500	343, 600	375, 100	
163	293, 800	343, 900	375, 400	
164	294, 100	344, 200	375, 700	
165	294, 400	344, 500	376, 000	
166	294, 700	344, 800	376, 300	
167	295, 000	345, 100	376, 600	
168	295, 300	345, 400	376, 900	
169	295, 600	345, 700	377, 200	
170	295, 900	346, 000	377, 500	
171	296, 200	346, 300	377, 800	
172	296, 500	346, 600	378, 100	

173	296,800	346,900	378,400	
174	297,100	347,200	378,700	
175	297,400	347,500	379,000	
176	297,700	347,800	379,300	
177	298,000	348,100	379,600	
178	298,300	348,400	379,900	
179	298,600	348,700	380,200	
180	298,900	349,000	380,500	
181	299,200	349,300	380,800	
182	299,500	349,600	381,100	
183	299,800	349,900	381,400	
184	300,100	350,200	381,700	
185	300,400	350,500	382,000	
186	300,700	350,800	382,300	
187	301,000	351,100	382,600	
188	301,300	351,400	382,900	
189	301,600	351,700	383,200	
190	301,900	352,000	383,500	
191	302,200	352,300	383,800	
192	302,500	352,600	384,100	
193	302,800	352,900	384,400	
194	303,100	353,200		
195	303,400	353,500		
196	303,700	353,800		
197	304,000	354,100		
198	304,300	354,400		
199	304,600	354,700		
200	304,900	355,000		
201	305,200	355,300		

202	305, 500	355, 600		
203	305, 800	355, 900		
204	306, 100	356, 200		
205	306, 400	356, 500		
206	306, 700	356, 800		
207	307, 000	357, 100		
208	307, 300	357, 400		
209	307, 600	357, 700		
210	307, 900	358, 000		
211	308, 200	358, 300		
212	308, 500	358, 600		
213	308, 800	358, 900		
214	309, 100	359, 200		
215	309, 400	359, 500		
216	309, 700	359, 800		
217	310, 000	360, 100		
218	310, 300	360, 400		
219	310, 600	360, 700		
220	310, 900	361, 000		
221	311, 200	361, 300		
222	311, 500	361, 600		
223	311, 800	361, 900		
224	312, 100	362, 200		
225	312, 400	362, 500		

別表第 3 再任用職員以外の職員の部 1 の項から60の項までを次のように改める。

	円	円	円
1	220, 700	321, 400	421, 200
2	223, 000	325, 100	424, 200
3	225, 300	328, 800	427, 200

4	227, 700	332, 500	430, 100
5	230, 100	336, 200	433, 000
6	232, 500	340, 000	435, 900
7	234, 900	343, 800	438, 700
8	237, 300	347, 600	441, 600
9	239, 800	351, 400	444, 500
10	242, 200	355, 300	447, 300
11	244, 600	359, 100	450, 100
12	247, 100	362, 900	453, 000
13	249, 600	366, 700	455, 900
14	253, 200	370, 700	458, 700
15	256, 800	374, 700	461, 500
16	260, 500	378, 700	464, 200
17	264, 200	382, 700	466, 900
18	268, 000	385, 500	469, 700
19	271, 800	388, 300	472, 500
20	275, 800	391, 000	475, 200
21	279, 700	393, 700	477, 900
22	283, 400	396, 300	480, 600
23	287, 000	398, 900	483, 200
24	290, 500	401, 500	485, 700
25	294, 000	404, 100	488, 300
26	297, 400	406, 700	490, 900
27	300, 800	409, 100	493, 400
28	304, 200	411, 500	495, 800
29	307, 500	413, 900	498, 200
30	310, 800	416, 400	500, 700
31	314, 200	418, 900	503, 200
32	317, 600	421, 300	505, 700

33	320,900	423,700	508,100
34	324,300	426,100	510,600
35	327,700	428,400	513,000
36	331,000	430,700	515,400
37	334,200	433,000	517,800
38	337,200	435,300	520,200
39	340,200	437,600	522,600
40	343,200	439,900	524,900
41	346,100	442,200	527,200
42	349,100	444,500	529,200
43	352,000	446,700	531,200
44	354,900	448,900	533,200
45	357,700	451,100	535,100
46	360,600	453,300	536,900
47	363,600	455,400	538,500
48	366,500	457,400	540,000
49	369,300	459,400	541,400
50	371,200	461,300	542,800
51	373,000	463,100	544,200
52	374,800	464,800	545,600
53	376,500	466,500	547,000
54	378,200	467,900	548,300
55	379,900	469,200	549,600
56	381,600	470,400	550,900
57	383,200	471,600	552,100
58	384,600	472,700	553,200
59	386,000	473,800	554,300
60	387,400	474,900	555,400

別表第4 再任用職員以外の職員の部1の項から81の項までを次のように改める。

	円	円	円	円	円
1	148,500	204,400	227,600	284,500	508,900
2	149,500	205,900	229,400	286,900	511,400
3	150,600	207,400	231,200	289,200	514,000
4	151,700	208,900	233,000	291,500	516,500
5	152,800	210,500	234,900	293,800	519,100
6	153,900	212,000	236,800	296,100	521,600
7	155,000	213,600	238,700	298,400	524,100
8	156,100	215,300	240,500	300,700	526,700
9	157,200	217,000	242,400	303,100	
10	158,400	218,700	244,300	305,500	
11	159,600	220,500	246,200	307,900	
12	160,800	222,200	248,200	310,300	
13	162,000	223,900	250,100	312,700	
14	163,200	225,700	252,100	315,200	
15	164,400	227,500	254,100	317,700	
16	165,700	229,300	256,100	320,100	
17	167,100	231,100	258,200	322,600	
18	168,500	232,900	260,300	325,200	
19	169,900	234,600	262,400	327,900	
20	171,300	236,400	264,600	330,500	
21	172,800	238,300	266,800	333,100	
22	175,300	240,200	269,000	335,800	
23	177,800	242,000	271,100	338,500	
24	180,300	243,700	273,300	341,200	
25	182,800	245,500	275,400	343,900	
26	184,400	247,400	277,600	346,600	
27	186,100	249,200	279,800	349,300	
28	187,900	251,100	282,100	352,100	

29	189,700	253,000	284,400	354,900	
30	191,400	255,000	286,800	357,900	
31	193,200	257,000	289,000	360,800	
32	195,100	259,000	291,300	363,700	
33	196,900	261,100	293,600	366,700	
34	198,800	262,900	295,800	369,600	
35	200,800	264,700	298,100	372,400	
36	202,800	266,400	300,400	375,200	
37	204,700	268,200	302,800	377,800	
38	206,400	269,900	305,200	380,400	
39	208,000	271,700	307,600	382,800	
40	209,400	273,500	309,900	385,300	
41	210,800	275,300	312,300	387,800	
42	212,300	277,100	314,700	390,200	
43	213,800	278,800	317,100	392,600	
44	215,300	280,600	319,500	395,000	
45	216,900	282,400	322,000	397,500	
46	218,500	284,100	324,500	399,900	
47	220,100	285,900	327,000	402,200	
48	221,800	287,700	329,600	404,500	
49	223,500	289,500	332,200	406,900	
50	225,100	291,200	334,900	409,300	
51	226,700	293,000	337,600	411,600	
52	228,300	294,800	340,300	413,800	
53	229,900	296,600	343,000	415,900	
54	231,500	298,400	345,600	417,900	
55	233,100	300,100	348,100	420,000	
56	234,700	301,900	350,500	422,000	
57	236,300	303,600	352,800	423,900	

58	237,900	305,400	355,100	425,800	
59	239,500	307,100	357,300	427,600	
60	241,000	308,800	359,400	429,400	
61	242,500	310,500	361,400	431,200	
62	244,000	312,100	363,400	432,700	
63	245,600	313,700	365,400	433,800	
64	247,200	315,300	367,300	434,700	
65	248,700	316,900	369,200	435,600	
66	250,200	318,500	371,000	436,400	
67	251,700	320,000	372,700	437,100	
68	253,300	321,600	374,300	437,800	
69	254,900	323,100	375,900	438,500	
70	256,500	324,600	377,000	439,200	
71	258,000	326,100	378,100	439,900	
72	259,600	327,600	379,000	440,600	
73	261,100	329,100	379,900	441,300	
74	262,600	330,600	380,800	442,000	
75	264,200	331,900	381,700	442,700	
76	265,700	333,200	382,500	443,300	
77	267,200	334,500	383,300	443,900	
78	268,700	335,700	384,100	444,600	
79	270,200	336,900	384,900	445,200	
80	271,700	338,000	385,700	445,800	
81	273,300	339,000	386,500	446,400	

別表第5 再任用職員以外の職員の部1の項から74の項までを次のように改める。

	円	円	円	円	円
1	160,000	206,300	228,800	275,900	508,900
2	161,300	207,700	230,600	278,000	511,400
3	162,600	209,200	232,400	280,100	514,000

4	163,900	210,700	234,300	282,300	516,500
5	165,200	212,300	236,200	284,500	519,100
6	166,600	213,800	238,100	286,900	521,600
7	168,000	215,300	239,900	289,200	524,100
8	169,400	216,800	241,800	291,500	526,700
9	170,800	218,400	243,700	293,800	
10	172,200	219,900	245,600	296,100	
11	173,600	221,400	247,500	298,400	
12	175,000	222,900	249,400	300,700	
13	176,500	224,500	251,300	303,100	
14	178,000	226,200	253,200	305,500	
15	179,500	227,900	255,100	307,900	
16	181,000	229,600	257,000	310,300	
17	182,500	231,400	259,000	312,700	
18	184,000	233,100	261,000	315,200	
19	185,500	234,800	263,000	317,700	
20	187,000	236,600	265,100	320,100	
21	188,500	238,400	267,300	322,600	
22	190,100	240,300	269,400	325,200	
23	191,900	242,100	271,500	327,900	
24	193,700	243,900	273,600	330,500	
25	195,300	245,600	275,700	333,100	
26	196,700	247,300	277,800	335,800	
27	198,100	249,100	279,900	338,500	
28	199,500	251,000	282,100	341,200	
29	200,800	253,000	284,300	343,900	
30	202,200	255,000	286,600	346,600	
31	203,600	257,000	288,900	349,300	
32	205,000	259,100	291,200	352,100	

33	206,400	261,300	293,500	354,900	
34	207,800	263,100	295,800	357,900	
35	209,200	264,800	298,100	360,800	
36	210,600	266,600	300,400	363,700	
37	212,000	268,400	302,800	366,700	
38	213,400	270,200	305,100	369,600	
39	214,800	272,000	307,500	372,400	
40	216,300	273,800	309,900	375,200	
41	217,700	275,500	312,300	377,800	
42	219,100	277,300	314,700	380,400	
43	220,500	279,000	317,200	382,800	
44	221,900	280,800	319,600	385,300	
45	223,400	282,600	322,100	387,800	
46	224,800	284,400	324,600	390,200	
47	226,300	286,200	327,100	392,600	
48	227,900	287,900	329,700	395,000	
49	229,500	289,700	332,300	397,500	
50	231,200	291,400	335,000	399,900	
51	232,800	293,200	337,700	402,200	
52	234,400	295,000	340,400	404,500	
53	236,000	296,800	343,100	406,900	
54	237,600	298,600	345,700	409,300	
55	239,100	300,300	348,200	411,600	
56	240,600	302,100	350,600	413,800	
57	242,200	303,800	352,900	415,900	
58	243,800	305,700	355,200	417,900	
59	245,300	307,300	357,400	420,000	
60	246,800	308,900	359,500	422,000	
61	248,400	310,500	361,500	423,900	

62	250,000	312,100	363,500	425,800	
63	251,500	313,700	365,500	427,600	
64	253,100	315,300	367,400	429,400	
65	254,600	316,800	369,300	431,200	
66	256,200	318,400	371,000	432,700	
67	257,700	319,900	372,700	433,800	
68	259,200	321,500	374,300	434,700	
69	260,700	323,000	375,900	435,600	
70	262,200	324,500	377,000	436,400	
71	263,800	326,000	378,100	437,100	
72	265,300	327,500	379,000	437,800	
73	266,800	329,000	379,900	438,500	
74	268,400	330,500	380,800	439,200	

別表第6 再任用職員以外の職員の部1の項から76の項までを次のように改める。

	円	円	円	円	円
1	148,300	202,600	227,300	284,500	508,900
2	149,200	204,300	229,100	286,900	511,400
3	150,200	206,000	230,900	289,200	514,000
4	151,200	207,800	232,700	291,500	516,500
5	152,200	209,500	234,600	293,800	519,100
6	153,200	211,200	236,400	296,100	521,600
7	154,200	212,900	238,200	298,400	524,100
8	155,200	214,700	240,100	300,700	526,700
9	156,100	216,500	242,000	303,100	
10	157,000	218,200	243,900	305,500	
11	158,000	220,000	245,800	307,900	
12	159,000	221,800	247,700	310,300	
13	160,000	223,700	249,600	312,700	
14	161,200	225,500	251,700	315,200	

15	162,400	227,200	253,800	317,700	
16	163,600	229,000	255,800	320,100	
17	164,900	230,900	257,900	322,600	
18	167,000	232,700	260,000	325,200	
19	169,100	234,400	262,200	327,900	
20	171,300	236,200	264,400	330,500	
21	173,500	238,100	266,600	333,100	
22	175,300	239,900	268,800	335,800	
23	177,100	241,600	270,900	338,500	
24	178,900	243,400	273,100	341,200	
25	180,700	245,300	275,300	343,900	
26	182,600	247,200	277,500	346,600	
27	184,500	249,000	279,700	349,300	
28	186,400	250,800	282,000	352,100	
29	188,300	252,700	284,200	354,900	
30	190,200	254,800	286,500	357,900	
31	192,200	256,800	288,800	360,800	
32	194,200	258,900	291,100	363,700	
33	196,400	260,900	293,400	366,700	
34	198,300	262,700	295,700	369,600	
35	200,100	264,500	298,000	372,400	
36	201,900	266,300	300,300	375,200	
37	203,700	268,000	302,600	377,800	
38	205,400	269,700	305,000	380,400	
39	207,000	271,500	307,400	382,800	
40	208,600	273,300	309,800	385,300	
41	210,200	275,100	312,200	387,800	
42	211,800	276,900	314,600	390,200	
43	213,400	278,600	317,100	392,600	

44	215,000	280,400	319,500	395,000	
45	216,600	282,200	322,000	397,500	
46	218,200	284,000	324,500	399,900	
47	219,800	285,700	327,000	402,200	
48	221,400	287,500	329,600	404,500	
49	223,000	289,300	332,200	406,900	
50	224,600	291,000	334,900	409,300	
51	226,200	292,800	337,600	411,600	
52	227,800	294,600	340,300	413,800	
53	229,300	296,400	343,000	415,900	
54	230,900	298,200	345,600	417,900	
55	232,500	300,000	348,100	420,000	
56	234,100	301,700	350,500	422,000	
57	235,600	303,400	352,800	423,900	
58	237,100	305,100	355,100	425,800	
59	238,700	306,800	357,300	427,600	
60	240,300	308,500	359,400	429,400	
61	241,800	310,200	361,400	431,200	
62	243,300	311,800	363,400	432,700	
63	244,900	313,500	365,400	433,800	
64	246,400	315,100	367,300	434,700	
65	248,000	316,600	369,200	435,600	
66	249,600	318,200	371,000	436,400	
67	251,100	319,700	372,700	437,100	
68	252,600	321,300	374,300	437,800	
69	254,200	322,800	375,900	438,500	
70	255,800	324,300	377,000	439,200	
71	257,300	325,700	378,100	439,900	
72	258,800	327,100	379,000	440,600	

73	260,400	328,600	379,900	441,300	
74	261,900	330,100	380,800	442,000	
75	263,500	331,500	381,700	442,700	
76	265,100	332,900	382,500	443,300	

付 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日から施行する。ただし、第19条第2項の改正規定及び次条の規定は令和4年12月1日から、別表第1から別表第6までの改正規定は令和4年4月1日から適用する。

(特例措置)

第2条 令和4年12月に支給する勤勉手当に係るこの条例による改正後の稲城市一般職の職員の給与に関する条例（次条において「改正後の条例」という。）第19条第2項の規定の適用については、同項中「100分の110」とあるのは「100分の115」と、「100分の130」とあるのは「100分の135」と、「100分の140」とあるのは「100分の145」と、「100分の52.5」とあるのは「100分の55」と、「100分の62.5」とあるのは「100分の65」とする。

(給与の内払)

第3条 改正後の条例の規定を適用する場合において、この条例による改正前の稲城市一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて令和4年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

第4条 前2条に規定するもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

議案概要説明書

議 案 番 号	第52号	担 当 課	総務部人事課
件 名	稲城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例		
【概 要】			
本案は、東京都人事委員会の勧告の趣旨に沿った給与改定を実施するため、稲城市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年稲城市条例第79号）の一部を改正するものです。 東京都人事委員会は、東京都の区域内に所在する民間事業所であって企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上であるもの（10,918事業所）のうちから、無作為に1,233事業所を抽出して給与実態調査を行い、その結果を元に、令和4年10月12日付で勧告を行いました。 その内容は、例月給にあっては、民間従業員の給与が東京都職員の給与を上回っていることから、公民較差の解消を図りつつ、人材確保等の観点から初任層に重点を置いて引き上げるべきであり、特別給にあっては、民間従業員への支給割合が東京都職員の年間支給月数を上回るため0.10月分引き上げるべきである、というものです。 稲城市においては、平成5年度から東京都人事委員会の勧告の内容及び趣旨に沿った給与改定を実施していることから、今回も同様の措置を講ずるものです。			
【改正内容等】			
○ 第19条（勤勉手当）及び付則第2条（特例措置）			
勤勉手当の年間支給月数を0.10月分（再任用職員にあっては0.05月分）引き上げるとともに、6月支給分と12月支給分を同じ割合に調整します。この改定により、6月支給分及び12月支給分が共に0.05月分（再任用職員にあっては0.025月分）の増となります。 なお、特別給の引上げは、令和4年12月に支給する勤勉手当から実施することとし、同月分の支給月数を0.10月分（再任用職員にあっては0.05月分）の増とする特例措置を講じます。			
○ 別表第1から別表第6まで			
別表第1から別表第6までの給料表について、初任給を含む給与月額を改定しま			

す。

なお、例月給の改定は、令和４年４月に遡及して実施することとします。

【施行期日等】

この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日から施行します。また、付則において、特例措置等について規定します。

稲城市一般職の職員の給与に関する条例の新旧対照表

新							旧						
(勤勉手当)							(勤勉手当)						
第19条 …… (略)							第19条 …… (略)						
2 勤勉手当の額は、職員の給与月額に、任命権者又はその委任を受けた者が市規則の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の総額は、その者に所属する前項の職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき給料、扶養手当の月額及びこれらに対する地域手当の月額の合計額に、6月に支給する場合においては<u>100分の110</u>（4級等職員にあっては<u>100分の130</u>、5級等職員にあっては<u>100分の140</u>）を乗じて得た額の総額（再任用職員にあっては<u>100分の52.5</u>（4級等職員及び5級等職員にあっては<u>100分の62.5</u>）を乗じて得た額の総額）を、12月に支給する場合においては<u>100分の110</u>（4級等職員にあっては<u>100分の130</u>、5級等職員にあっては<u>100分の140</u>）を乗じて得た額の総額（再任用職員にあっては<u>100分の52.5</u>（4級等職員及び5級等職員にあっては<u>100分の62.5</u>）を乗じて得た額の総額）を超えてはならない。							2 勤勉手当の額は、職員の給与月額に、任命権者又はその委任を受けた者が市規則の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の総額は、その者に所属する前項の職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき給料、扶養手当の月額及びこれらに対する地域手当の月額の合計額に、6月に支給する場合においては<u>100分の105</u>（4級等職員にあっては<u>100分の125</u>、5級等職員にあっては<u>100分の135</u>）を乗じて得た額の総額（再任用職員にあっては<u>100分の50</u>（4級等職員及び5級等職員にあっては<u>100分の60</u>）を乗じて得た額の総額）を、12月に支給する場合においては<u>100分の105</u>（4級等職員にあっては<u>100分の125</u>、5級等職員にあっては<u>100分の135</u>）を乗じて得た額の総額（再任用職員にあっては<u>100分の50</u>（4級等職員及び5級等職員にあっては<u>100分の60</u>）を乗じて得た額の総額）を超えてはならない。						
3～5 …… (略)							3～5 …… (略)						
別表第1（第3条関係）							別表第1（第3条関係）						
行政職給料表(1)							行政職給料表(1)						
職員の 区分	職務の級 号給	1級 給料月額	2級 給料月額	3級 給料月額	4級 給料月額	5級 給料月額	職員の 区分	職務の級 号給	1級 給料月額	2級 給料月額	3級 給料月額	4級 給料月額	5級 給料月額
再任用 職員以外 の職員		円	円	円	円	円	再任用 職員以外 の職員		円	円	円	円	円
	1	<u>148,300</u>	<u>202,600</u>	<u>227,300</u>	<u>284,500</u>	492,200		1	<u>141,300</u>	<u>199,100</u>	<u>224,800</u>	<u>284,000</u>	492,200
	2	<u>149,200</u>	<u>204,300</u>	<u>229,100</u>	<u>286,900</u>	494,600		2	<u>142,300</u>	<u>200,900</u>	<u>226,700</u>	<u>286,400</u>	494,600
	3	<u>150,200</u>	<u>206,000</u>	<u>230,900</u>	<u>289,200</u>	497,100		3	<u>143,400</u>	<u>202,700</u>	<u>228,600</u>	<u>288,800</u>	497,100
	4	<u>151,200</u>	<u>207,800</u>	<u>232,700</u>	<u>291,500</u>	499,400		4	<u>144,500</u>	<u>204,600</u>	<u>230,500</u>	<u>291,100</u>	499,400
	5	<u>152,200</u>	<u>209,500</u>	<u>234,600</u>	<u>293,800</u>	501,800		5	<u>145,600</u>	<u>206,400</u>	<u>232,500</u>	<u>293,400</u>	501,800
	6	<u>153,200</u>	<u>211,200</u>	<u>236,400</u>	<u>296,100</u>	504,100		6	<u>146,700</u>	<u>208,200</u>	<u>234,400</u>	<u>295,800</u>	504,100

7	<u>154,200</u>	<u>212,900</u>	<u>238,200</u>	<u>298,400</u>	506,500
8	<u>155,200</u>	<u>214,700</u>	<u>240,100</u>	<u>300,700</u>	508,900
9	<u>156,100</u>	<u>216,500</u>	<u>242,000</u>	<u>303,100</u>	
10	<u>157,000</u>	<u>218,200</u>	<u>243,900</u>	<u>305,500</u>	
11	<u>158,000</u>	<u>220,000</u>	<u>245,800</u>	<u>307,900</u>	
12	<u>159,000</u>	<u>221,800</u>	<u>247,700</u>	310,300	
13	<u>160,000</u>	<u>223,700</u>	<u>249,600</u>	312,700	
14	<u>161,200</u>	<u>225,500</u>	<u>251,700</u>	315,200	
15	<u>162,400</u>	<u>227,200</u>	<u>253,800</u>	317,700	
16	<u>163,600</u>	<u>229,000</u>	<u>255,800</u>	320,100	
17	<u>164,900</u>	<u>230,900</u>	<u>257,900</u>	322,600	
18	<u>167,000</u>	<u>232,700</u>	<u>260,000</u>	325,200	
19	<u>169,100</u>	<u>234,400</u>	<u>262,200</u>	327,900	
20	<u>171,300</u>	<u>236,200</u>	<u>264,400</u>	330,500	
21	<u>173,500</u>	<u>238,100</u>	<u>266,600</u>	333,100	
22	<u>175,300</u>	<u>239,900</u>	<u>268,800</u>	335,800	
23	<u>177,100</u>	<u>241,600</u>	<u>270,900</u>	338,500	
24	<u>178,900</u>	<u>243,400</u>	<u>273,100</u>	341,200	
25	<u>180,700</u>	<u>245,300</u>	<u>275,300</u>	343,900	
26	<u>182,600</u>	<u>247,200</u>	<u>277,500</u>	346,600	
27	<u>184,500</u>	<u>249,000</u>	<u>279,700</u>	349,300	
28	<u>186,400</u>	<u>250,800</u>	<u>282,000</u>	352,100	
29	<u>188,300</u>	<u>252,700</u>	<u>284,200</u>	354,900	
30	<u>190,200</u>	<u>254,800</u>	<u>286,500</u>	357,900	
31	<u>192,200</u>	<u>256,800</u>	<u>288,800</u>	360,800	
32	<u>194,200</u>	<u>258,900</u>	<u>291,100</u>	363,700	
33	<u>196,400</u>	<u>260,900</u>	<u>293,400</u>	366,700	
34	<u>198,300</u>	<u>262,700</u>	<u>295,700</u>	369,600	
35	<u>200,100</u>	<u>264,500</u>	<u>298,000</u>	372,400	

7	<u>147,800</u>	<u>210,000</u>	<u>236,300</u>	<u>298,200</u>	506,500
8	<u>148,900</u>	<u>211,900</u>	<u>238,300</u>	<u>300,500</u>	508,900
9	<u>149,900</u>	<u>213,800</u>	<u>240,300</u>	<u>302,900</u>	
10	<u>150,900</u>	<u>215,600</u>	<u>242,300</u>	<u>305,400</u>	
11	<u>152,000</u>	<u>217,400</u>	<u>244,300</u>	<u>307,800</u>	
12	<u>153,100</u>	<u>219,300</u>	<u>246,300</u>	310,300	
13	<u>154,200</u>	<u>221,300</u>	<u>248,300</u>	312,700	
14	<u>155,500</u>	<u>223,200</u>	<u>250,400</u>	315,200	
15	<u>156,800</u>	<u>225,000</u>	<u>252,500</u>	317,700	
16	<u>158,100</u>	<u>226,900</u>	<u>254,600</u>	320,100	
17	<u>159,500</u>	<u>228,900</u>	<u>256,800</u>	322,600	
18	<u>161,700</u>	<u>230,800</u>	<u>259,000</u>	325,200	
19	<u>163,900</u>	<u>232,600</u>	<u>261,200</u>	327,900	
20	<u>166,200</u>	<u>234,500</u>	<u>263,400</u>	330,500	
21	<u>168,500</u>	<u>236,500</u>	<u>265,600</u>	333,100	
22	<u>170,400</u>	<u>238,400</u>	<u>267,800</u>	335,800	
23	<u>172,300</u>	<u>240,200</u>	<u>270,000</u>	338,500	
24	<u>174,200</u>	<u>242,100</u>	<u>272,200</u>	341,200	
25	<u>176,100</u>	<u>244,100</u>	<u>274,500</u>	343,900	
26	<u>178,100</u>	<u>246,000</u>	<u>276,800</u>	346,600	
27	<u>180,100</u>	<u>247,800</u>	<u>279,100</u>	349,300	
28	<u>182,100</u>	<u>249,700</u>	<u>281,400</u>	352,100	
29	<u>184,100</u>	<u>251,700</u>	<u>283,700</u>	354,900	
30	<u>186,100</u>	<u>253,800</u>	<u>286,000</u>	357,900	
31	<u>188,200</u>	<u>255,800</u>	<u>288,400</u>	360,800	
32	<u>190,300</u>	<u>257,900</u>	<u>290,700</u>	363,700	
33	<u>192,500</u>	<u>259,900</u>	<u>293,000</u>	366,700	
34	<u>194,500</u>	<u>261,800</u>	<u>295,400</u>	369,600	
35	<u>196,400</u>	<u>263,700</u>	<u>297,800</u>	372,400	

36	<u>201,900</u>	<u>266,300</u>	<u>300,300</u>	375,200	
37	<u>203,700</u>	<u>268,000</u>	<u>302,600</u>	377,800	
38	<u>205,400</u>	<u>269,700</u>	<u>305,000</u>	380,400	
39	<u>207,000</u>	<u>271,500</u>	<u>307,400</u>	382,800	
40	<u>208,600</u>	<u>273,300</u>	309,800	385,300	
41	<u>210,200</u>	<u>275,100</u>	312,200	387,800	
42	<u>211,800</u>	<u>276,900</u>	314,600	390,200	
43	<u>213,400</u>	<u>278,600</u>	317,100	392,600	
44	<u>215,000</u>	<u>280,400</u>	319,500	395,000	
45	<u>216,600</u>	<u>282,200</u>	322,000	397,500	
46	<u>218,200</u>	<u>284,000</u>	324,500	399,900	
47	<u>219,800</u>	<u>285,700</u>	327,000	402,200	
48	<u>221,400</u>	<u>287,500</u>	329,600	404,500	
49	<u>223,000</u>	<u>289,300</u>	332,200	406,900	
50	<u>224,600</u>	291,000	334,900	409,300	
51	<u>226,200</u>	292,800	337,600	411,600	
52	<u>227,800</u>	294,600	340,300	413,800	
53	<u>229,300</u>	296,400	343,000	415,900	
54	<u>230,900</u>	298,200	345,600	417,900	
55	<u>232,500</u>	300,000	348,100	420,000	
56	<u>234,100</u>	301,700	350,500	422,000	
57	<u>235,600</u>	303,400	352,800	423,900	
58	<u>237,100</u>	305,100	355,100	425,800	
59	<u>238,700</u>	306,800	357,300	427,600	
60	<u>240,300</u>	308,500	359,400	429,400	
61	<u>241,800</u>	310,200	361,400	431,200	
62	<u>243,300</u>	311,800	363,400	432,700	
63	<u>244,900</u>	313,500	365,400	433,800	
64	<u>246,400</u>	315,100	367,300	434,700	

36	<u>198,300</u>	<u>265,600</u>	<u>300,100</u>	375,200	
37	<u>200,200</u>	<u>267,400</u>	<u>302,500</u>	377,800	
38	<u>202,000</u>	<u>269,200</u>	<u>304,900</u>	380,400	
39	<u>203,700</u>	<u>271,000</u>	<u>307,300</u>	382,800	
40	<u>205,400</u>	<u>272,900</u>	309,800	385,300	
41	<u>207,100</u>	<u>274,700</u>	312,200	387,800	
42	<u>208,800</u>	<u>276,600</u>	314,600	390,200	
43	<u>210,500</u>	<u>278,400</u>	317,100	392,600	
44	<u>212,200</u>	<u>280,200</u>	319,500	395,000	
45	<u>213,900</u>	<u>282,000</u>	322,000	397,500	
46	<u>215,600</u>	<u>283,800</u>	324,500	399,900	
47	<u>217,300</u>	<u>285,600</u>	327,000	402,200	
48	<u>219,000</u>	<u>287,400</u>	329,600	404,500	
49	<u>220,700</u>	<u>289,200</u>	332,200	406,900	
50	<u>222,400</u>	291,000	334,900	409,300	
51	<u>224,100</u>	292,800	337,600	411,600	
52	<u>225,800</u>	294,600	340,300	413,800	
53	<u>227,400</u>	296,400	343,000	415,900	
54	<u>229,100</u>	298,200	345,600	417,900	
55	<u>230,800</u>	300,000	348,100	420,000	
56	<u>232,500</u>	301,700	350,500	422,000	
57	<u>234,100</u>	303,400	352,800	423,900	
58	<u>235,700</u>	305,100	355,100	425,800	
59	<u>237,400</u>	306,800	357,300	427,600	
60	<u>239,000</u>	308,500	359,400	429,400	
61	<u>240,600</u>	310,200	361,400	431,200	
62	<u>242,200</u>	311,800	363,400	432,700	
63	<u>243,900</u>	313,500	365,400	433,800	
64	<u>245,500</u>	315,100	367,300	434,700	

	65	<u>248,000</u>	316,600	369,200	435,600	
	66	<u>249,600</u>	318,200	371,000	436,400	
	67	<u>251,100</u>	319,700	372,700	437,100	
	68	<u>252,600</u>	321,300	374,300	437,800	
	69	<u>254,200</u>	322,800	375,900	438,500	
	70	<u>255,800</u>	324,300	377,000	439,200	
	71	<u>257,300</u>	325,700	378,100	439,900	
	72	<u>258,800</u>	327,100	379,000	440,600	
	73	<u>260,400</u>	328,600	379,900	441,300	
	74	<u>261,900</u>	330,100	380,800	442,000	
	75	<u>263,500</u>	331,500	381,700	442,700	
	76	<u>265,100</u>	332,900	382,500	443,300	
	77～149 …… (略)					
再任用職員	…… (略)					

備考

- …… (略)
- 1級の17号給を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で、市規則で定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、162,500円とする。
- 1級の29号給を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で、市規則で定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、187,900円とする。

別表第2（第3条関係）

行政職給料表(2)

職員の 区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員	1	円 <u>139,900</u>	円 <u>227,500</u>	円 <u>266,100</u>	円 <u>297,600</u>

	65	<u>247,100</u>	316,600	369,200	435,600	
	66	<u>248,800</u>	318,200	371,000	436,400	
	67	<u>250,400</u>	319,700	372,700	437,100	
	68	<u>252,000</u>	321,300	374,300	437,800	
	69	<u>253,600</u>	322,800	375,900	438,500	
	70	<u>255,300</u>	324,300	377,000	439,200	
	71	<u>256,900</u>	325,700	378,100	439,900	
	72	<u>258,500</u>	327,100	379,000	440,600	
	73	<u>260,100</u>	328,600	379,900	441,300	
	74	<u>261,700</u>	330,100	380,800	442,000	
	75	<u>263,400</u>	331,500	381,700	442,700	
	76	<u>265,000</u>	332,900	382,500	443,300	
	77～149 …… (略)					
再任用職員	…… (略)					

備考

- …… (略)
- 1級の17号給を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で、市規則で定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、157,100円とする。
- 1級の29号給を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で、市規則で定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、183,700円とする。

別表第2（第3条関係）

行政職給料表(2)

職員の 区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員	1	円 <u>131,900</u>	円 <u>226,900</u>	円 <u>265,800</u>	円 <u>297,400</u>

外の職員	2	<u>140,400</u>	<u>229,400</u>	<u>267,900</u>	<u>299,700</u>
	3	<u>140,900</u>	<u>231,100</u>	<u>269,700</u>	<u>301,800</u>
	4	<u>141,400</u>	<u>232,900</u>	<u>271,500</u>	<u>303,900</u>
	5	<u>141,900</u>	<u>234,600</u>	<u>273,300</u>	<u>306,000</u>
	6	<u>142,400</u>	<u>236,200</u>	<u>275,100</u>	<u>308,100</u>
	7	<u>142,900</u>	<u>237,800</u>	<u>276,900</u>	<u>310,200</u>
	8	<u>143,500</u>	<u>239,400</u>	<u>278,700</u>	<u>312,300</u>
	9	<u>144,100</u>	<u>241,000</u>	<u>280,600</u>	<u>314,300</u>
	10	<u>144,600</u>	<u>242,600</u>	<u>282,500</u>	<u>316,300</u>
	11	<u>145,300</u>	<u>244,200</u>	<u>284,300</u>	<u>318,300</u>
	12	<u>145,900</u>	<u>245,800</u>	<u>286,100</u>	<u>320,300</u>
	13	<u>146,500</u>	<u>247,400</u>	<u>287,900</u>	<u>322,200</u>
	14	<u>147,200</u>	<u>249,000</u>	<u>289,600</u>	<u>324,200</u>
	15	<u>148,000</u>	<u>250,600</u>	<u>291,300</u>	<u>326,100</u>
	16	<u>148,800</u>	<u>252,200</u>	<u>293,000</u>	<u>328,000</u>
	17	<u>149,600</u>	<u>253,800</u>	<u>294,700</u>	<u>329,900</u>
	18	<u>150,600</u>	<u>255,400</u>	<u>296,500</u>	<u>331,800</u>
	19	<u>151,700</u>	<u>257,000</u>	<u>298,100</u>	<u>333,700</u>
	20	<u>152,800</u>	<u>258,600</u>	<u>299,800</u>	<u>335,700</u>
	21	<u>153,900</u>	<u>260,100</u>	<u>301,500</u>	<u>337,500</u>
	22	<u>155,000</u>	<u>261,700</u>	<u>303,100</u>	<u>339,400</u>
	23	<u>156,100</u>	<u>263,300</u>	<u>304,700</u>	<u>341,200</u>
	24	<u>157,200</u>	<u>264,900</u>	<u>306,300</u>	<u>343,000</u>
	25	<u>158,300</u>	<u>266,400</u>	<u>307,900</u>	<u>344,800</u>
	26	<u>159,600</u>	<u>268,000</u>	<u>309,400</u>	<u>346,500</u>
	27	<u>161,000</u>	<u>269,600</u>	<u>310,900</u>	<u>348,100</u>
	28	<u>162,400</u>	<u>271,100</u>	<u>312,300</u>	<u>349,700</u>
	29	<u>163,800</u>	<u>272,600</u>	<u>313,700</u>	<u>351,300</u>
	30	<u>165,300</u>	<u>274,200</u>	<u>315,200</u>	<u>352,500</u>

外の職員	2	<u>132,400</u>	<u>228,800</u>	<u>267,600</u>	<u>299,500</u>
	3	<u>132,900</u>	<u>230,500</u>	<u>269,400</u>	<u>301,600</u>
	4	<u>133,400</u>	<u>232,300</u>	<u>271,200</u>	<u>303,700</u>
	5	<u>133,900</u>	<u>234,000</u>	<u>273,000</u>	<u>305,800</u>
	6	<u>134,400</u>	<u>235,600</u>	<u>274,900</u>	<u>307,900</u>
	7	<u>134,900</u>	<u>237,300</u>	<u>276,700</u>	<u>310,000</u>
	8	<u>135,500</u>	<u>238,900</u>	<u>278,500</u>	<u>312,100</u>
	9	<u>136,100</u>	<u>240,500</u>	<u>280,400</u>	<u>314,100</u>
	10	<u>136,600</u>	<u>242,100</u>	<u>282,300</u>	<u>316,100</u>
	11	<u>137,300</u>	<u>243,700</u>	<u>284,100</u>	<u>318,100</u>
	12	<u>137,900</u>	<u>245,300</u>	<u>285,900</u>	<u>320,100</u>
	13	<u>138,500</u>	<u>246,900</u>	<u>287,700</u>	<u>322,000</u>
	14	<u>139,300</u>	<u>248,500</u>	<u>289,400</u>	<u>324,000</u>
	15	<u>140,200</u>	<u>250,100</u>	<u>291,100</u>	<u>325,900</u>
	16	<u>141,100</u>	<u>251,700</u>	<u>292,800</u>	<u>327,800</u>
	17	<u>142,000</u>	<u>253,300</u>	<u>294,500</u>	<u>329,700</u>
	18	<u>143,100</u>	<u>254,900</u>	<u>296,300</u>	<u>331,600</u>
	19	<u>144,300</u>	<u>256,500</u>	<u>297,900</u>	<u>333,500</u>
	20	<u>145,500</u>	<u>258,100</u>	<u>299,600</u>	<u>335,500</u>
	21	<u>146,700</u>	<u>259,700</u>	<u>301,300</u>	<u>337,300</u>
	22	<u>147,900</u>	<u>261,300</u>	<u>302,900</u>	<u>339,200</u>
	23	<u>149,100</u>	<u>262,900</u>	<u>304,500</u>	<u>341,000</u>
	24	<u>150,300</u>	<u>264,500</u>	<u>306,100</u>	<u>342,800</u>
	25	<u>151,500</u>	<u>266,100</u>	<u>307,700</u>	<u>344,600</u>
	26	<u>152,900</u>	<u>267,700</u>	<u>309,200</u>	<u>346,300</u>
	27	<u>154,400</u>	<u>269,400</u>	<u>310,700</u>	<u>347,900</u>
	28	<u>155,900</u>	<u>271,000</u>	<u>312,100</u>	<u>349,500</u>
	29	<u>157,400</u>	<u>272,500</u>	<u>313,500</u>	<u>351,100</u>
	30	<u>159,000</u>	<u>274,100</u>	<u>315,000</u>	<u>352,300</u>

31	<u>166,800</u>	<u>275,700</u>	<u>316,600</u>	<u>353,700</u>
32	<u>168,300</u>	<u>277,100</u>	<u>318,000</u>	<u>354,900</u>
33	<u>169,900</u>	<u>278,600</u>	<u>319,400</u>	<u>356,100</u>
34	<u>171,400</u>	<u>280,100</u>	<u>320,800</u>	<u>357,200</u>
35	<u>173,000</u>	<u>281,400</u>	<u>322,200</u>	<u>358,200</u>
36	<u>174,600</u>	<u>282,800</u>	<u>323,500</u>	<u>359,300</u>
37	<u>176,200</u>	<u>284,100</u>	<u>324,800</u>	<u>360,300</u>
38	<u>177,700</u>	<u>285,500</u>	<u>326,000</u>	<u>361,300</u>
39	<u>179,300</u>	<u>286,900</u>	<u>327,200</u>	<u>362,200</u>
40	<u>180,900</u>	<u>288,100</u>	<u>328,300</u>	<u>363,100</u>
41	<u>182,400</u>	<u>289,400</u>	<u>329,400</u>	<u>364,000</u>
42	<u>183,800</u>	<u>290,600</u>	<u>330,400</u>	<u>364,800</u>
43	<u>185,200</u>	<u>291,800</u>	<u>331,300</u>	<u>365,600</u>
44	<u>186,600</u>	<u>292,900</u>	<u>332,200</u>	<u>366,400</u>
45	<u>187,900</u>	<u>294,000</u>	<u>333,100</u>	<u>367,100</u>
46	<u>189,100</u>	<u>295,000</u>	<u>334,000</u>	<u>367,700</u>
47	<u>190,300</u>	<u>296,000</u>	<u>334,800</u>	<u>368,300</u>
48	<u>191,500</u>	<u>297,000</u>	<u>335,600</u>	<u>368,900</u>
49	<u>192,600</u>	<u>298,000</u>	<u>336,400</u>	<u>369,400</u>
50	<u>193,700</u>	<u>299,000</u>	<u>337,200</u>	<u>369,900</u>
51	<u>194,800</u>	<u>299,900</u>	<u>337,900</u>	<u>370,300</u>
52	<u>195,800</u>	<u>300,800</u>	<u>338,600</u>	<u>370,700</u>
53	<u>196,800</u>	<u>301,700</u>	<u>339,300</u>	<u>371,100</u>
54	<u>198,000</u>	<u>302,600</u>	<u>340,000</u>	<u>371,500</u>
55	<u>199,300</u>	<u>303,500</u>	<u>340,600</u>	<u>371,900</u>
56	<u>200,700</u>	<u>304,300</u>	<u>341,200</u>	<u>372,300</u>
57	<u>202,100</u>	<u>305,100</u>	<u>341,800</u>	<u>372,600</u>
58	<u>203,300</u>	<u>305,900</u>	<u>342,300</u>	<u>373,000</u>
59	<u>204,700</u>	<u>306,700</u>	<u>342,800</u>	<u>373,400</u>

31	<u>160,600</u>	<u>275,600</u>	<u>316,400</u>	<u>353,500</u>
32	<u>162,200</u>	<u>277,000</u>	<u>317,800</u>	<u>354,700</u>
33	<u>163,900</u>	<u>278,500</u>	<u>319,200</u>	<u>355,900</u>
34	<u>165,500</u>	<u>280,000</u>	<u>320,600</u>	<u>357,000</u>
35	<u>167,200</u>	<u>281,300</u>	<u>322,000</u>	<u>358,000</u>
36	<u>168,900</u>	<u>282,700</u>	<u>323,300</u>	<u>359,100</u>
37	<u>170,600</u>	<u>284,000</u>	<u>324,600</u>	<u>360,100</u>
38	<u>172,200</u>	<u>285,400</u>	<u>325,800</u>	<u>361,100</u>
39	<u>173,900</u>	<u>286,800</u>	<u>327,000</u>	<u>362,000</u>
40	<u>175,600</u>	<u>288,000</u>	<u>328,100</u>	<u>362,900</u>
41	<u>177,300</u>	<u>289,300</u>	<u>329,300</u>	<u>363,800</u>
42	<u>178,800</u>	<u>290,500</u>	<u>330,300</u>	<u>364,600</u>
43	<u>180,200</u>	<u>291,700</u>	<u>331,200</u>	<u>365,400</u>
44	<u>181,600</u>	<u>292,800</u>	<u>332,100</u>	<u>366,200</u>
45	<u>183,000</u>	<u>293,900</u>	<u>333,000</u>	<u>366,900</u>
46	<u>184,400</u>	<u>294,900</u>	<u>333,900</u>	<u>367,500</u>
47	<u>185,800</u>	<u>295,900</u>	<u>334,700</u>	<u>368,100</u>
48	<u>187,200</u>	<u>296,900</u>	<u>335,500</u>	<u>368,700</u>
49	<u>188,500</u>	<u>297,900</u>	<u>336,300</u>	<u>369,200</u>
50	<u>189,800</u>	<u>298,900</u>	<u>337,100</u>	<u>369,700</u>
51	<u>191,000</u>	<u>299,800</u>	<u>337,800</u>	<u>370,100</u>
52	<u>192,200</u>	<u>300,700</u>	<u>338,500</u>	<u>370,500</u>
53	<u>193,300</u>	<u>301,600</u>	<u>339,200</u>	<u>370,900</u>
54	<u>194,800</u>	<u>302,500</u>	<u>339,900</u>	<u>371,300</u>
55	<u>196,300</u>	<u>303,400</u>	<u>340,500</u>	<u>371,700</u>
56	<u>197,800</u>	<u>304,200</u>	<u>341,100</u>	<u>372,100</u>
57	<u>199,300</u>	<u>305,000</u>	<u>341,700</u>	<u>372,400</u>
58	<u>200,600</u>	<u>305,800</u>	<u>342,200</u>	<u>372,800</u>
59	<u>202,200</u>	<u>306,600</u>	<u>342,700</u>	<u>373,200</u>

60	<u>206,100</u>	<u>307,500</u>	<u>343,300</u>	<u>373,800</u>
61	<u>207,500</u>	<u>308,300</u>	<u>343,700</u>	<u>374,100</u>
62	<u>208,900</u>	<u>308,900</u>	<u>344,100</u>	<u>374,500</u>
63	<u>210,300</u>	<u>309,500</u>	<u>344,500</u>	<u>374,900</u>
64	<u>211,700</u>	<u>310,100</u>	<u>344,900</u>	<u>375,200</u>
65	<u>213,000</u>	<u>310,700</u>	<u>345,300</u>	<u>375,500</u>
66	<u>214,400</u>	<u>311,300</u>	<u>345,700</u>	<u>375,900</u>
67	<u>215,800</u>	<u>311,900</u>	<u>346,100</u>	<u>376,300</u>
68	<u>217,200</u>	<u>312,500</u>	<u>346,500</u>	<u>376,600</u>
69	<u>218,500</u>	<u>313,000</u>	<u>346,800</u>	<u>376,900</u>
70	<u>219,900</u>	<u>313,600</u>	<u>347,200</u>	<u>377,200</u>
71	<u>221,400</u>	<u>314,100</u>	<u>347,600</u>	<u>377,500</u>
72	<u>222,700</u>	<u>314,600</u>	<u>347,900</u>	<u>377,800</u>
73	<u>224,000</u>	<u>315,100</u>	<u>348,200</u>	<u>378,100</u>
74	<u>225,400</u>	<u>315,600</u>	<u>348,600</u>	<u>378,400</u>
75	<u>226,800</u>	<u>316,100</u>	<u>348,900</u>	<u>378,700</u>
76	<u>228,100</u>	<u>316,600</u>	<u>349,200</u>	<u>379,000</u>
77	<u>229,500</u>	<u>317,000</u>	<u>349,500</u>	<u>379,300</u>
78	<u>230,800</u>	<u>317,500</u>	<u>349,900</u>	<u>379,600</u>
79	<u>232,100</u>	<u>317,900</u>	<u>350,200</u>	<u>379,900</u>
80	<u>233,500</u>	<u>318,300</u>	<u>350,500</u>	<u>380,200</u>
81	<u>234,800</u>	<u>318,700</u>	<u>350,800</u>	<u>380,500</u>
82	<u>236,200</u>	<u>319,100</u>	<u>351,100</u>	<u>380,800</u>
83	<u>237,600</u>	<u>319,500</u>	<u>351,400</u>	<u>381,100</u>
84	<u>238,900</u>	<u>319,800</u>	<u>351,700</u>	<u>381,400</u>
85	<u>240,300</u>	<u>320,100</u>	<u>352,000</u>	<u>381,700</u>
86	<u>241,700</u>	<u>320,500</u>	<u>352,300</u>	<u>382,000</u>
87	<u>243,100</u>	<u>320,900</u>	<u>352,600</u>	<u>382,300</u>
88	<u>244,500</u>	<u>321,200</u>	<u>352,900</u>	<u>382,600</u>

60	<u>203,700</u>	<u>307,400</u>	<u>343,200</u>	<u>373,600</u>
61	<u>205,100</u>	<u>308,200</u>	<u>343,600</u>	<u>373,900</u>
62	<u>206,700</u>	<u>308,800</u>	<u>344,000</u>	<u>374,300</u>
63	<u>208,200</u>	<u>309,400</u>	<u>344,400</u>	<u>374,700</u>
64	<u>209,700</u>	<u>310,000</u>	<u>344,800</u>	<u>375,000</u>
65	<u>211,100</u>	<u>310,600</u>	<u>345,200</u>	<u>375,300</u>
66	<u>212,600</u>	<u>311,200</u>	<u>345,600</u>	<u>375,700</u>
67	<u>214,100</u>	<u>311,800</u>	<u>346,000</u>	<u>376,100</u>
68	<u>215,600</u>	<u>312,400</u>	<u>346,400</u>	<u>376,400</u>
69	<u>217,000</u>	<u>312,900</u>	<u>346,700</u>	<u>376,700</u>
70	<u>218,500</u>	<u>313,500</u>	<u>347,100</u>	<u>377,100</u>
71	<u>220,100</u>	<u>314,000</u>	<u>347,500</u>	<u>377,400</u>
72	<u>221,400</u>	<u>314,500</u>	<u>347,800</u>	<u>377,700</u>
73	<u>222,800</u>	<u>315,000</u>	<u>348,100</u>	<u>378,000</u>
74	<u>224,300</u>	<u>315,500</u>	<u>348,500</u>	<u>378,300</u>
75	<u>225,800</u>	<u>316,000</u>	<u>348,800</u>	<u>378,600</u>
76	<u>227,200</u>	<u>316,500</u>	<u>349,100</u>	<u>378,900</u>
77	<u>228,600</u>	<u>316,900</u>	<u>349,400</u>	<u>379,200</u>
78	<u>230,000</u>	<u>317,400</u>	<u>349,800</u>	<u>379,500</u>
79	<u>231,400</u>	<u>317,800</u>	<u>350,100</u>	<u>379,800</u>
80	<u>232,900</u>	<u>318,200</u>	<u>350,400</u>	<u>380,100</u>
81	<u>234,200</u>	<u>318,600</u>	<u>350,700</u>	<u>380,400</u>
82	<u>235,600</u>	<u>319,000</u>	<u>351,000</u>	<u>380,700</u>
83	<u>237,200</u>	<u>319,400</u>	<u>351,300</u>	<u>381,000</u>
84	<u>238,600</u>	<u>319,700</u>	<u>351,600</u>	<u>381,300</u>
85	<u>240,000</u>	<u>320,000</u>	<u>351,900</u>	<u>381,600</u>
86	<u>241,500</u>	<u>320,400</u>	<u>352,200</u>	<u>381,900</u>
87	<u>242,900</u>	<u>320,800</u>	<u>352,500</u>	<u>382,200</u>
88	<u>244,400</u>	<u>321,100</u>	<u>352,800</u>	<u>382,500</u>

89	245, 800	<u>321, 500</u>	<u>353, 200</u>	<u>382, 900</u>
90	247, 200	<u>321, 900</u>	<u>353, 500</u>	<u>383, 200</u>
91	248, 600	<u>322, 200</u>	<u>353, 800</u>	<u>383, 500</u>
92	250, 000	<u>322, 500</u>	<u>354, 100</u>	<u>383, 800</u>
93	251, 400	<u>322, 800</u>	<u>354, 400</u>	<u>384, 100</u>
94	252, 900	<u>323, 200</u>	<u>354, 700</u>	<u>384, 400</u>
95	254, 300	<u>323, 500</u>	<u>355, 000</u>	<u>384, 700</u>
96	255, 600	<u>323, 800</u>	<u>355, 300</u>	<u>385, 000</u>
97	256, 800	<u>324, 100</u>	<u>355, 600</u>	<u>385, 300</u>
98	258, 200	<u>324, 500</u>	<u>355, 900</u>	<u>385, 600</u>
99	259, 600	<u>324, 800</u>	<u>356, 200</u>	<u>385, 900</u>
100	261, 000	<u>325, 100</u>	<u>356, 500</u>	<u>386, 200</u>
101	262, 100	<u>325, 300</u>	<u>356, 800</u>	<u>386, 500</u>
102	263, 400	<u>325, 600</u>	<u>357, 100</u>	<u>386, 800</u>
103	264, 700	<u>325, 900</u>	<u>357, 400</u>	<u>387, 100</u>
104	265, 900	<u>326, 200</u>	<u>357, 700</u>	<u>387, 400</u>
105	267, 100	<u>326, 500</u>	<u>358, 000</u>	<u>387, 700</u>
106	268, 100	<u>326, 900</u>	<u>358, 300</u>	<u>388, 000</u>
107	269, 100	<u>327, 200</u>	<u>358, 600</u>	<u>388, 300</u>
108	270, 100	<u>327, 400</u>	<u>358, 900</u>	<u>388, 600</u>
109	271, 100	<u>327, 700</u>	<u>359, 200</u>	<u>388, 900</u>
110	272, 100	<u>328, 000</u>	<u>359, 500</u>	<u>389, 200</u>
111	273, 100	<u>328, 300</u>	<u>359, 800</u>	<u>389, 500</u>
112	273, 800	<u>328, 600</u>	<u>360, 100</u>	<u>389, 800</u>
113	274, 700	<u>328, 900</u>	<u>360, 400</u>	<u>390, 100</u>
114	275, 500	<u>329, 200</u>	<u>360, 700</u>	<u>390, 400</u>
115	276, 300	<u>329, 500</u>	<u>361, 000</u>	<u>390, 700</u>
116	277, 100	<u>329, 800</u>	<u>361, 300</u>	<u>391, 000</u>
117	277, 800	<u>330, 100</u>	<u>361, 600</u>	<u>391, 300</u>

89	245, 800	<u>321, 400</u>	<u>353, 100</u>	<u>382, 800</u>
90	247, 200	<u>321, 800</u>	<u>353, 400</u>	<u>383, 100</u>
91	248, 600	<u>322, 100</u>	<u>353, 700</u>	<u>383, 400</u>
92	250, 000	<u>322, 400</u>	<u>354, 000</u>	<u>383, 700</u>
93	251, 400	<u>322, 700</u>	<u>354, 300</u>	<u>384, 000</u>
94	252, 900	<u>323, 100</u>	<u>354, 600</u>	<u>384, 300</u>
95	254, 300	<u>323, 400</u>	<u>354, 900</u>	<u>384, 600</u>
96	255, 600	<u>323, 700</u>	<u>355, 200</u>	<u>384, 900</u>
97	256, 800	<u>324, 000</u>	<u>355, 500</u>	<u>385, 200</u>
98	258, 200	<u>324, 400</u>	<u>355, 800</u>	<u>385, 500</u>
99	259, 600	<u>324, 700</u>	<u>356, 100</u>	<u>385, 800</u>
100	261, 000	<u>325, 000</u>	<u>356, 400</u>	<u>386, 100</u>
101	262, 100	<u>325, 200</u>	<u>356, 700</u>	<u>386, 400</u>
102	263, 400	<u>325, 500</u>	<u>357, 000</u>	<u>386, 700</u>
103	264, 700	<u>325, 800</u>	<u>357, 300</u>	<u>387, 000</u>
104	265, 900	<u>326, 100</u>	<u>357, 600</u>	<u>387, 300</u>
105	267, 100	<u>326, 400</u>	<u>357, 900</u>	<u>387, 600</u>
106	268, 100	<u>326, 800</u>	<u>358, 200</u>	<u>387, 900</u>
107	269, 100	<u>327, 100</u>	<u>358, 500</u>	<u>388, 200</u>
108	270, 100	<u>327, 300</u>	<u>358, 800</u>	<u>388, 500</u>
109	271, 100	<u>327, 600</u>	<u>359, 100</u>	<u>388, 800</u>
110	272, 100	<u>327, 900</u>	<u>359, 400</u>	<u>389, 100</u>
111	273, 100	<u>328, 200</u>	<u>359, 700</u>	<u>389, 400</u>
112	273, 800	<u>328, 500</u>	<u>360, 000</u>	<u>389, 700</u>
113	274, 700	<u>328, 800</u>	<u>360, 300</u>	<u>390, 000</u>
114	275, 500	<u>329, 100</u>	<u>360, 600</u>	<u>390, 300</u>
115	276, 300	<u>329, 400</u>	<u>360, 900</u>	<u>390, 600</u>
116	277, 100	<u>329, 700</u>	<u>361, 200</u>	<u>390, 900</u>
117	277, 800	<u>330, 000</u>	<u>361, 500</u>	<u>391, 200</u>

118	278,400	<u>330,400</u>	<u>361,900</u>	<u>391,600</u>
119	279,000	<u>330,700</u>	<u>362,200</u>	<u>391,900</u>
120	279,600	<u>331,000</u>	<u>362,500</u>	<u>392,200</u>
121	280,100	<u>331,300</u>	<u>362,800</u>	<u>392,500</u>
122	280,600	<u>331,600</u>	<u>363,100</u>	<u>392,800</u>
123	281,000	<u>331,900</u>	<u>363,400</u>	<u>393,100</u>
124	281,400	<u>332,200</u>	<u>363,700</u>	<u>393,400</u>
125	281,800	<u>332,500</u>	<u>364,000</u>	<u>393,700</u>
126	282,200	<u>332,800</u>	<u>364,300</u>	<u>394,000</u>
127	282,600	<u>333,100</u>	<u>364,600</u>	<u>394,300</u>
128	283,000	<u>333,400</u>	<u>364,900</u>	<u>394,600</u>
129	283,300	<u>333,700</u>	<u>365,200</u>	<u>394,900</u>
130	283,700	<u>334,000</u>	<u>365,500</u>	<u>395,200</u>
131	284,100	<u>334,300</u>	<u>365,800</u>	<u>395,500</u>
132	284,500	<u>334,600</u>	<u>366,100</u>	<u>395,800</u>
133	284,800	<u>334,900</u>	<u>366,400</u>	<u>396,100</u>
134	285,100	<u>335,200</u>	<u>366,700</u>	<u>396,400</u>
135	285,400	<u>335,500</u>	<u>367,000</u>	<u>396,700</u>
136	285,700	<u>335,800</u>	<u>367,300</u>	<u>397,000</u>
137	286,000	<u>336,100</u>	<u>367,600</u>	<u>397,300</u>
138	286,300	<u>336,400</u>	<u>367,900</u>	<u>397,600</u>
139	286,600	<u>336,700</u>	<u>368,200</u>	<u>397,900</u>
140	286,900	<u>337,000</u>	<u>368,500</u>	<u>398,200</u>
141	287,200	<u>337,300</u>	<u>368,800</u>	<u>398,500</u>
142	287,500	<u>337,600</u>	<u>369,100</u>	<u>398,800</u>
143	287,800	<u>337,900</u>	<u>369,400</u>	<u>399,100</u>
144	288,100	<u>338,200</u>	<u>369,700</u>	<u>399,400</u>
145	288,400	<u>338,500</u>	<u>370,000</u>	<u>399,700</u>
146	288,700	<u>338,800</u>	<u>370,300</u>	<u>400,000</u>

118	278,400	<u>330,300</u>	<u>361,800</u>	<u>391,500</u>
119	279,000	<u>330,600</u>	<u>362,100</u>	<u>391,800</u>
120	279,600	<u>330,900</u>	<u>362,400</u>	<u>392,100</u>
121	280,100	<u>331,200</u>	<u>362,700</u>	<u>392,400</u>
122	280,600	<u>331,500</u>	<u>363,000</u>	<u>392,700</u>
123	281,000	<u>331,800</u>	<u>363,300</u>	<u>393,000</u>
124	281,400	<u>332,100</u>	<u>363,600</u>	<u>393,300</u>
125	281,800	<u>332,400</u>	<u>363,900</u>	<u>393,600</u>
126	282,200	<u>332,700</u>	<u>364,200</u>	<u>393,900</u>
127	282,600	<u>333,000</u>	<u>364,500</u>	<u>394,200</u>
128	283,000	<u>333,300</u>	<u>364,800</u>	<u>394,500</u>
129	283,300	<u>333,600</u>	<u>365,100</u>	<u>394,800</u>
130	283,700	<u>333,900</u>	<u>365,400</u>	<u>395,100</u>
131	284,100	<u>334,200</u>	<u>365,700</u>	<u>395,400</u>
132	284,500	<u>334,500</u>	<u>366,000</u>	<u>395,700</u>
133	284,800	<u>334,800</u>	<u>366,300</u>	<u>396,000</u>
134	285,100	<u>335,100</u>	<u>366,600</u>	<u>396,300</u>
135	285,400	<u>335,400</u>	<u>366,900</u>	<u>396,600</u>
136	285,700	<u>335,700</u>	<u>367,200</u>	<u>396,900</u>
137	286,000	<u>336,000</u>	<u>367,500</u>	<u>397,200</u>
138	286,300	<u>336,300</u>	<u>367,800</u>	<u>397,500</u>
139	286,600	<u>336,600</u>	<u>368,100</u>	<u>397,800</u>
140	286,900	<u>336,900</u>	<u>368,400</u>	<u>398,100</u>
141	287,200	<u>337,200</u>	<u>368,700</u>	<u>398,400</u>
142	287,500	<u>337,500</u>	<u>369,000</u>	<u>398,700</u>
143	287,800	<u>337,800</u>	<u>369,300</u>	<u>399,000</u>
144	288,100	<u>338,100</u>	<u>369,600</u>	<u>399,300</u>
145	288,400	<u>338,400</u>	<u>369,900</u>	<u>399,600</u>
146	288,700	<u>338,700</u>	<u>370,200</u>	<u>399,900</u>

147	289, 000	<u>339, 100</u>	<u>370, 600</u>	<u>400, 300</u>
148	289, 300	<u>339, 400</u>	<u>370, 900</u>	<u>400, 600</u>
149	289, 600	<u>339, 700</u>	<u>371, 200</u>	<u>400, 900</u>
150	289, 900	<u>340, 000</u>	<u>371, 500</u>	
151	290, 200	<u>340, 300</u>	<u>371, 800</u>	
152	290, 500	<u>340, 600</u>	<u>372, 100</u>	
153	290, 800	<u>340, 900</u>	<u>372, 400</u>	
154	291, 100	<u>341, 200</u>	<u>372, 700</u>	
155	291, 400	<u>341, 500</u>	<u>373, 000</u>	
156	291, 700	<u>341, 800</u>	<u>373, 300</u>	
157	292, 000	<u>342, 100</u>	<u>373, 600</u>	
158	292, 300	<u>342, 400</u>	<u>373, 900</u>	
159	292, 600	<u>342, 700</u>	<u>374, 200</u>	
160	292, 900	<u>343, 000</u>	<u>374, 500</u>	
161	293, 200	<u>343, 300</u>	<u>374, 800</u>	
162	293, 500	<u>343, 600</u>	<u>375, 100</u>	
163	293, 800	<u>343, 900</u>	<u>375, 400</u>	
164	294, 100	<u>344, 200</u>	<u>375, 700</u>	
165	294, 400	<u>344, 500</u>	<u>376, 000</u>	
166	294, 700	<u>344, 800</u>	<u>376, 300</u>	
167	295, 000	<u>345, 100</u>	<u>376, 600</u>	
168	295, 300	<u>345, 400</u>	<u>376, 900</u>	
169	295, 600	<u>345, 700</u>	<u>377, 200</u>	
170	295, 900	<u>346, 000</u>	<u>377, 500</u>	
171	296, 200	<u>346, 300</u>	<u>377, 800</u>	
172	296, 500	<u>346, 600</u>	<u>378, 100</u>	
173	296, 800	<u>346, 900</u>	<u>378, 400</u>	
174	297, 100	<u>347, 200</u>	<u>378, 700</u>	
175	297, 400	<u>347, 500</u>	<u>379, 000</u>	

147	289, 000	<u>339, 000</u>	<u>370, 500</u>	<u>400, 200</u>
148	289, 300	<u>339, 300</u>	<u>370, 800</u>	<u>400, 500</u>
149	289, 600	<u>339, 600</u>	<u>371, 100</u>	<u>400, 800</u>
150	289, 900	<u>339, 900</u>	<u>371, 400</u>	
151	290, 200	<u>340, 200</u>	<u>371, 700</u>	
152	290, 500	<u>340, 500</u>	<u>372, 000</u>	
153	290, 800	<u>340, 800</u>	<u>372, 300</u>	
154	291, 100	<u>341, 100</u>	<u>372, 600</u>	
155	291, 400	<u>341, 400</u>	<u>372, 900</u>	
156	291, 700	<u>341, 700</u>	<u>373, 200</u>	
157	292, 000	<u>342, 000</u>	<u>373, 500</u>	
158	292, 300	<u>342, 300</u>	<u>373, 800</u>	
159	292, 600	<u>342, 600</u>	<u>374, 100</u>	
160	292, 900	<u>342, 900</u>	<u>374, 400</u>	
161	293, 200	<u>343, 200</u>	<u>374, 700</u>	
162	293, 500	<u>343, 500</u>	<u>375, 000</u>	
163	293, 800	<u>343, 800</u>	<u>375, 300</u>	
164	294, 100	<u>344, 100</u>	<u>375, 600</u>	
165	294, 400	<u>344, 400</u>	<u>375, 900</u>	
166	294, 700	<u>344, 700</u>	<u>376, 200</u>	
167	295, 000	<u>345, 000</u>	<u>376, 500</u>	
168	295, 300	<u>345, 300</u>	<u>376, 800</u>	
169	295, 600	<u>345, 600</u>	<u>377, 100</u>	
170	295, 900	<u>345, 900</u>	<u>377, 400</u>	
171	296, 200	<u>346, 200</u>	<u>377, 700</u>	
172	296, 500	<u>346, 500</u>	<u>378, 000</u>	
173	296, 800	<u>346, 800</u>	<u>378, 300</u>	
174	297, 100	<u>347, 100</u>	<u>378, 600</u>	
175	297, 400	<u>347, 400</u>	<u>378, 900</u>	

176	297, 700	<u>347, 800</u>	<u>379, 300</u>
177	298, 000	<u>348, 100</u>	<u>379, 600</u>
178	298, 300	<u>348, 400</u>	<u>379, 900</u>
179	298, 600	<u>348, 700</u>	<u>380, 200</u>
180	298, 900	<u>349, 000</u>	<u>380, 500</u>
181	299, 200	<u>349, 300</u>	<u>380, 800</u>
182	299, 500	<u>349, 600</u>	<u>381, 100</u>
183	299, 800	<u>349, 900</u>	<u>381, 400</u>
184	300, 100	<u>350, 200</u>	<u>381, 700</u>
185	300, 400	<u>350, 500</u>	<u>382, 000</u>
186	300, 700	<u>350, 800</u>	<u>382, 300</u>
187	301, 000	<u>351, 100</u>	<u>382, 600</u>
188	301, 300	<u>351, 400</u>	<u>382, 900</u>
189	301, 600	<u>351, 700</u>	<u>383, 200</u>
190	301, 900	<u>352, 000</u>	<u>383, 500</u>
191	302, 200	<u>352, 300</u>	<u>383, 800</u>
192	302, 500	<u>352, 600</u>	<u>384, 100</u>
193	302, 800	<u>352, 900</u>	<u>384, 400</u>
194	303, 100	<u>353, 200</u>	
195	303, 400	<u>353, 500</u>	
196	303, 700	<u>353, 800</u>	
197	304, 000	<u>354, 100</u>	
198	304, 300	<u>354, 400</u>	
199	304, 600	<u>354, 700</u>	
200	304, 900	<u>355, 000</u>	
201	305, 200	<u>355, 300</u>	
202	305, 500	<u>355, 600</u>	
203	305, 800	<u>355, 900</u>	
204	306, 100	<u>356, 200</u>	

176	297, 700	<u>347, 700</u>	<u>379, 200</u>
177	298, 000	<u>348, 000</u>	<u>379, 500</u>
178	298, 300	<u>348, 300</u>	<u>379, 800</u>
179	298, 600	<u>348, 600</u>	<u>380, 100</u>
180	298, 900	<u>348, 900</u>	<u>380, 400</u>
181	299, 200	<u>349, 200</u>	<u>380, 700</u>
182	299, 500	<u>349, 500</u>	<u>381, 000</u>
183	299, 800	<u>349, 800</u>	<u>381, 300</u>
184	300, 100	<u>350, 100</u>	<u>381, 600</u>
185	300, 400	<u>350, 400</u>	<u>381, 900</u>
186	300, 700	<u>350, 700</u>	<u>382, 200</u>
187	301, 000	<u>351, 000</u>	<u>382, 500</u>
188	301, 300	<u>351, 300</u>	<u>382, 800</u>
189	301, 600	<u>351, 600</u>	<u>383, 100</u>
190	301, 900	<u>351, 900</u>	<u>383, 400</u>
191	302, 200	<u>352, 200</u>	<u>383, 700</u>
192	302, 500	<u>352, 500</u>	<u>384, 000</u>
193	302, 800	<u>352, 800</u>	<u>384, 300</u>
194	303, 100	<u>353, 100</u>	
195	303, 400	<u>353, 400</u>	
196	303, 700	<u>353, 700</u>	
197	304, 000	<u>354, 000</u>	
198	304, 300	<u>354, 300</u>	
199	304, 600	<u>354, 600</u>	
200	304, 900	<u>354, 900</u>	
201	305, 200	<u>355, 200</u>	
202	305, 500	<u>355, 500</u>	
203	305, 800	<u>355, 800</u>	
204	306, 100	<u>356, 100</u>	

	205	306, 400	<u>356, 500</u>		
	206	306, 700	<u>356, 800</u>		
	207	307, 000	<u>357, 100</u>		
	208	307, 300	<u>357, 400</u>		
	209	307, 600	<u>357, 700</u>		
	210	307, 900	<u>358, 000</u>		
	211	308, 200	<u>358, 300</u>		
	212	308, 500	<u>358, 600</u>		
	213	308, 800	<u>358, 900</u>		
	214	309, 100	<u>359, 200</u>		
	215	309, 400	<u>359, 500</u>		
	216	309, 700	<u>359, 800</u>		
	217	310, 000	<u>360, 100</u>		
	218	310, 300	<u>360, 400</u>		
	219	310, 600	<u>360, 700</u>		
	220	310, 900	<u>361, 000</u>		
	221	311, 200	<u>361, 300</u>		
	222	311, 500	<u>361, 600</u>		
	223	311, 800	<u>361, 900</u>		
	224	312, 100	<u>362, 200</u>		
	225	312, 400	<u>362, 500</u>		
	226～261 …… （略）				
	再任用 職員	…… （略）			
	備考 …… （略）				
	別表第 3 （第 3 条関係）				
	医療職給料表(1)				
職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	
		給料月額	給料月額	給料月額	

	205	306, 400	<u>356, 400</u>		
	206	306, 700	<u>356, 700</u>		
	207	307, 000	<u>357, 000</u>		
	208	307, 300	<u>357, 300</u>		
	209	307, 600	<u>357, 600</u>		
	210	307, 900	<u>357, 900</u>		
	211	308, 200	<u>358, 200</u>		
	212	308, 500	<u>358, 500</u>		
	213	308, 800	<u>358, 800</u>		
	214	309, 100	<u>359, 100</u>		
	215	309, 400	<u>359, 400</u>		
	216	309, 700	<u>359, 700</u>		
	217	310, 000	<u>360, 000</u>		
	218	310, 300	<u>360, 300</u>		
	219	310, 600	<u>360, 600</u>		
	220	310, 900	<u>360, 900</u>		
	221	311, 200	<u>361, 200</u>		
	222	311, 500	<u>361, 500</u>		
	223	311, 800	<u>361, 800</u>		
	224	312, 100	<u>362, 100</u>		
	225	312, 400	<u>362, 400</u>		
	226～261 …… （略）				
	再任用 職員	…… （略）			
	備考 …… （略）				
	別表第 3 （第 3 条関係）				
	医療職給料表(1)				
職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	
		給料月額	給料月額	給料月額	

再任用職員 以外の職員	円			再任用職員 以外の職員	円		
1	<u>220,700</u>	<u>321,400</u>	421,200	1	<u>215,400</u>	<u>319,200</u>	421,200
2	<u>223,000</u>	<u>325,100</u>	424,200	2	<u>217,800</u>	<u>323,000</u>	424,200
3	<u>225,300</u>	<u>328,800</u>	427,200	3	<u>220,200</u>	<u>326,800</u>	427,200
4	<u>227,700</u>	<u>332,500</u>	430,100	4	<u>222,700</u>	<u>330,600</u>	430,100
5	<u>230,100</u>	<u>336,200</u>	433,000	5	<u>225,200</u>	<u>334,400</u>	433,000
6	<u>232,500</u>	<u>340,000</u>	435,900	6	<u>227,700</u>	<u>338,300</u>	435,900
7	<u>234,900</u>	<u>343,800</u>	438,700	7	<u>230,200</u>	<u>342,200</u>	438,700
8	<u>237,300</u>	<u>347,600</u>	441,600	8	<u>232,700</u>	<u>346,100</u>	441,600
9	<u>239,800</u>	<u>351,400</u>	444,500	9	<u>235,300</u>	<u>350,000</u>	444,500
10	<u>242,200</u>	<u>355,300</u>	447,300	10	<u>237,800</u>	<u>353,900</u>	447,300
11	<u>244,600</u>	<u>359,100</u>	450,100	11	<u>240,300</u>	<u>357,800</u>	450,100
12	<u>247,100</u>	<u>362,900</u>	453,000	12	<u>242,800</u>	<u>361,700</u>	453,000
13	<u>249,600</u>	<u>366,700</u>	455,900	13	<u>245,400</u>	<u>365,600</u>	455,900
14	<u>253,200</u>	<u>370,700</u>	458,700	14	<u>249,100</u>	<u>369,600</u>	458,700
15	<u>256,800</u>	<u>374,700</u>	461,500	15	<u>252,800</u>	<u>373,600</u>	461,500
16	<u>260,500</u>	<u>378,700</u>	464,200	16	<u>256,600</u>	<u>377,600</u>	464,200
17	<u>264,200</u>	<u>382,700</u>	466,900	17	<u>260,400</u>	<u>381,600</u>	466,900
18	<u>268,000</u>	<u>385,500</u>	469,700	18	<u>264,300</u>	<u>384,500</u>	469,700
19	<u>271,800</u>	<u>388,300</u>	472,500	19	<u>268,200</u>	<u>387,400</u>	472,500
20	<u>275,800</u>	<u>391,000</u>	475,200	20	<u>272,300</u>	<u>390,200</u>	475,200
21	<u>279,700</u>	<u>393,700</u>	477,900	21	<u>276,300</u>	<u>393,000</u>	477,900
22	<u>283,400</u>	<u>396,300</u>	480,600	22	<u>280,100</u>	<u>395,700</u>	480,600
23	<u>287,000</u>	<u>398,900</u>	483,200	23	<u>283,800</u>	<u>398,400</u>	483,200
24	<u>290,500</u>	<u>401,500</u>	485,700	24	<u>287,400</u>	<u>401,100</u>	485,700
25	<u>294,000</u>	<u>404,100</u>	488,300	25	<u>291,000</u>	<u>403,800</u>	488,300
26	<u>297,400</u>	<u>406,700</u>	490,900	26	<u>294,500</u>	<u>406,400</u>	490,900
27	<u>300,800</u>	<u>409,100</u>	493,400	27	<u>298,000</u>	<u>408,900</u>	493,400
28	<u>304,200</u>	<u>411,500</u>	495,800	28	<u>301,500</u>	<u>411,400</u>	495,800

29	<u>307, 500</u>	413, 900	498, 200
30	<u>310, 800</u>	416, 400	500, 700
31	<u>314, 200</u>	418, 900	503, 200
32	<u>317, 600</u>	421, 300	505, 700
33	<u>320, 900</u>	423, 700	508, 100
34	<u>324, 300</u>	426, 100	510, 600
35	<u>327, 700</u>	428, 400	513, 000
36	<u>331, 000</u>	430, 700	515, 400
37	<u>334, 200</u>	433, 000	517, 800
38	<u>337, 200</u>	435, 300	520, 200
39	<u>340, 200</u>	437, 600	522, 600
40	<u>343, 200</u>	439, 900	524, 900
41	<u>346, 100</u>	442, 200	527, 200
42	<u>349, 100</u>	444, 500	529, 200
43	<u>352, 000</u>	446, 700	531, 200
44	<u>354, 900</u>	448, 900	533, 200
45	<u>357, 700</u>	451, 100	535, 100
46	<u>360, 600</u>	453, 300	536, 900
47	<u>363, 600</u>	455, 400	538, 500
48	<u>366, 500</u>	457, 400	540, 000
49	<u>369, 300</u>	459, 400	541, 400
50	<u>371, 200</u>	461, 300	542, 800
51	<u>373, 000</u>	463, 100	544, 200
52	<u>374, 800</u>	464, 800	545, 600
53	<u>376, 500</u>	466, 500	547, 000
54	<u>378, 200</u>	467, 900	548, 300
55	<u>379, 900</u>	469, 200	549, 600
56	<u>381, 600</u>	470, 400	550, 900
57	<u>383, 200</u>	471, 600	552, 100

29	<u>304, 900</u>	413, 900	498, 200
30	<u>308, 300</u>	416, 400	500, 700
31	<u>311, 800</u>	418, 900	503, 200
32	<u>315, 300</u>	421, 300	505, 700
33	<u>318, 700</u>	423, 700	508, 100
34	<u>322, 200</u>	426, 100	510, 600
35	<u>325, 700</u>	428, 400	513, 000
36	<u>329, 100</u>	430, 700	515, 400
37	<u>332, 400</u>	433, 000	517, 800
38	<u>335, 500</u>	435, 300	520, 200
39	<u>338, 600</u>	437, 600	522, 600
40	<u>341, 700</u>	439, 900	524, 900
41	<u>344, 700</u>	442, 200	527, 200
42	<u>347, 700</u>	444, 500	529, 200
43	<u>350, 700</u>	446, 700	531, 200
44	<u>353, 700</u>	448, 900	533, 200
45	<u>356, 600</u>	451, 100	535, 100
46	<u>359, 600</u>	453, 300	536, 900
47	<u>362, 600</u>	455, 400	538, 500
48	<u>365, 500</u>	457, 400	540, 000
49	<u>368, 400</u>	459, 400	541, 400
50	<u>370, 300</u>	461, 300	542, 800
51	<u>372, 200</u>	463, 100	544, 200
52	<u>374, 100</u>	464, 800	545, 600
53	<u>375, 900</u>	466, 500	547, 000
54	<u>377, 600</u>	467, 900	548, 300
55	<u>379, 400</u>	469, 200	549, 600
56	<u>381, 200</u>	470, 400	550, 900
57	<u>382, 900</u>	471, 600	552, 100

	58	<u>384,600</u>	472,700	553,200
	59	<u>386,000</u>	473,800	554,300
	60	<u>387,400</u>	474,900	555,400
	61～145 …… (略)			
再任用職員	…… (略)			

備考 …… (略)

別表第4 (第3条関係)

医療職給料表(2)

職員の 区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以外 の職員		円	円	円	円	円
	1	<u>148,500</u>	<u>204,400</u>	<u>227,600</u>	<u>284,500</u>	508,900
	2	<u>149,500</u>	<u>205,900</u>	<u>229,400</u>	<u>286,900</u>	511,400
	3	<u>150,600</u>	<u>207,400</u>	<u>231,200</u>	<u>289,200</u>	514,000
	4	<u>151,700</u>	<u>208,900</u>	<u>233,000</u>	<u>291,500</u>	516,500
	5	<u>152,800</u>	<u>210,500</u>	<u>234,900</u>	<u>293,800</u>	519,100
	6	<u>153,900</u>	<u>212,000</u>	<u>236,800</u>	<u>296,100</u>	521,600
	7	<u>155,000</u>	<u>213,600</u>	<u>238,700</u>	<u>298,400</u>	524,100
	8	<u>156,100</u>	<u>215,300</u>	<u>240,500</u>	<u>300,700</u>	526,700
	9	<u>157,200</u>	<u>217,000</u>	<u>242,400</u>	<u>303,100</u>	
	10	<u>158,400</u>	<u>218,700</u>	<u>244,300</u>	<u>305,500</u>	
	11	<u>159,600</u>	<u>220,500</u>	<u>246,200</u>	<u>307,900</u>	
	12	<u>160,800</u>	<u>222,200</u>	<u>248,200</u>	310,300	
	13	<u>162,000</u>	<u>223,900</u>	<u>250,100</u>	312,700	
	14	<u>163,200</u>	<u>225,700</u>	<u>252,100</u>	315,200	
	15	<u>164,400</u>	<u>227,500</u>	<u>254,100</u>	317,700	
	16	<u>165,700</u>	<u>229,300</u>	<u>256,100</u>	320,100	
	17	<u>167,100</u>	<u>231,100</u>	<u>258,200</u>	322,600	
	18	<u>168,500</u>	<u>232,900</u>	<u>260,300</u>	325,200	

	58	<u>384,300</u>	472,700	553,200
	59	<u>385,800</u>	473,800	554,300
	60	<u>387,300</u>	474,900	555,400
	61～145 …… (略)			
再任用職員	…… (略)			

備考 …… (略)

別表第4 (第3条関係)

医療職給料表(2)

職員の 区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以外 の職員		円	円	円	円	円
	1	<u>141,500</u>	<u>200,900</u>	<u>225,100</u>	<u>284,000</u>	508,900
	2	<u>142,600</u>	<u>202,400</u>	<u>227,000</u>	<u>286,400</u>	511,400
	3	<u>143,800</u>	<u>203,900</u>	<u>228,900</u>	<u>288,800</u>	514,000
	4	<u>145,000</u>	<u>205,500</u>	<u>230,800</u>	<u>291,100</u>	516,500
	5	<u>146,200</u>	<u>207,200</u>	<u>232,800</u>	<u>293,400</u>	519,100
	6	<u>147,400</u>	<u>208,800</u>	<u>234,800</u>	<u>295,800</u>	521,600
	7	<u>148,600</u>	<u>210,500</u>	<u>236,800</u>	<u>298,200</u>	524,100
	8	<u>149,800</u>	<u>212,300</u>	<u>238,700</u>	<u>300,500</u>	526,700
	9	<u>151,000</u>	<u>214,100</u>	<u>240,600</u>	<u>302,900</u>	
	10	<u>152,300</u>	<u>215,900</u>	<u>242,500</u>	<u>305,400</u>	
	11	<u>153,600</u>	<u>217,800</u>	<u>244,500</u>	<u>307,800</u>	
	12	<u>154,900</u>	<u>219,600</u>	<u>246,600</u>	310,300	
	13	<u>156,200</u>	<u>221,400</u>	<u>248,600</u>	312,700	
	14	<u>157,500</u>	<u>223,300</u>	<u>250,700</u>	315,200	
	15	<u>158,800</u>	<u>225,200</u>	<u>252,800</u>	317,700	
	16	<u>160,200</u>	<u>227,100</u>	<u>254,900</u>	320,100	
	17	<u>161,700</u>	<u>229,000</u>	<u>257,100</u>	322,600	
	18	<u>163,200</u>	<u>230,900</u>	<u>259,200</u>	325,200	

19	<u>169,900</u>	<u>234,600</u>	<u>262,400</u>	327,900	
20	<u>171,300</u>	<u>236,400</u>	<u>264,600</u>	330,500	
21	<u>172,800</u>	<u>238,300</u>	<u>266,800</u>	333,100	
22	<u>175,300</u>	<u>240,200</u>	<u>269,000</u>	335,800	
23	<u>177,800</u>	<u>242,000</u>	<u>271,100</u>	338,500	
24	<u>180,300</u>	<u>243,700</u>	<u>273,300</u>	341,200	
25	<u>182,800</u>	<u>245,500</u>	<u>275,400</u>	343,900	
26	<u>184,400</u>	<u>247,400</u>	<u>277,600</u>	346,600	
27	<u>186,100</u>	<u>249,200</u>	<u>279,800</u>	349,300	
28	<u>187,900</u>	<u>251,100</u>	<u>282,100</u>	352,100	
29	<u>189,700</u>	<u>253,000</u>	<u>284,400</u>	354,900	
30	<u>191,400</u>	<u>255,000</u>	<u>286,800</u>	357,900	
31	<u>193,200</u>	<u>257,000</u>	<u>289,000</u>	360,800	
32	<u>195,100</u>	<u>259,000</u>	<u>291,300</u>	363,700	
33	<u>196,900</u>	<u>261,100</u>	<u>293,600</u>	366,700	
34	<u>198,800</u>	<u>262,900</u>	<u>295,800</u>	369,600	
35	<u>200,800</u>	<u>264,700</u>	<u>298,100</u>	372,400	
36	<u>202,800</u>	<u>266,400</u>	<u>300,400</u>	375,200	
37	<u>204,700</u>	<u>268,200</u>	<u>302,800</u>	377,800	
38	<u>206,400</u>	<u>269,900</u>	<u>305,200</u>	380,400	
39	<u>208,000</u>	<u>271,700</u>	<u>307,600</u>	382,800	
40	<u>209,400</u>	<u>273,500</u>	309,900	385,300	
41	<u>210,800</u>	<u>275,300</u>	312,300	387,800	
42	<u>212,300</u>	<u>277,100</u>	314,700	390,200	
43	<u>213,800</u>	<u>278,800</u>	317,100	392,600	
44	<u>215,300</u>	<u>280,600</u>	319,500	395,000	
45	<u>216,900</u>	<u>282,400</u>	322,000	397,500	
46	<u>218,500</u>	<u>284,100</u>	324,500	399,900	
47	<u>220,100</u>	<u>285,900</u>	327,000	402,200	

19	<u>164,700</u>	<u>232,700</u>	<u>261,400</u>	327,900	
20	<u>166,200</u>	<u>234,600</u>	<u>263,600</u>	330,500	
21	<u>167,800</u>	<u>236,600</u>	<u>265,800</u>	333,100	
22	<u>170,400</u>	<u>238,600</u>	<u>268,000</u>	335,800	
23	<u>173,000</u>	<u>240,500</u>	<u>270,200</u>	338,500	
24	<u>175,600</u>	<u>242,300</u>	<u>272,400</u>	341,200	
25	<u>178,200</u>	<u>244,200</u>	<u>274,600</u>	343,900	
26	<u>179,900</u>	<u>246,100</u>	<u>276,900</u>	346,600	
27	<u>181,700</u>	<u>248,000</u>	<u>279,200</u>	349,300	
28	<u>183,600</u>	<u>250,000</u>	<u>281,500</u>	352,100	
29	<u>185,500</u>	<u>252,000</u>	<u>283,900</u>	354,900	
30	<u>187,300</u>	<u>254,000</u>	<u>286,300</u>	357,900	
31	<u>189,200</u>	<u>256,000</u>	<u>288,600</u>	360,800	
32	<u>191,200</u>	<u>258,000</u>	<u>290,900</u>	363,700	
33	<u>193,100</u>	<u>260,100</u>	<u>293,200</u>	366,700	
34	<u>195,100</u>	<u>262,000</u>	<u>295,500</u>	369,600	
35	<u>197,200</u>	<u>263,900</u>	<u>297,900</u>	372,400	
36	<u>199,300</u>	<u>265,700</u>	<u>300,300</u>	375,200	
37	<u>201,200</u>	<u>267,500</u>	<u>302,700</u>	377,800	
38	<u>202,900</u>	<u>269,300</u>	<u>305,100</u>	380,400	
39	<u>204,500</u>	<u>271,200</u>	<u>307,500</u>	382,800	
40	<u>206,000</u>	<u>273,000</u>	309,900	385,300	
41	<u>207,500</u>	<u>274,900</u>	312,300	387,800	
42	<u>209,100</u>	<u>276,800</u>	314,700	390,200	
43	<u>210,700</u>	<u>278,600</u>	317,100	392,600	
44	<u>212,300</u>	<u>280,400</u>	319,500	395,000	
45	<u>214,000</u>	<u>282,200</u>	322,000	397,500	
46	<u>215,700</u>	<u>284,000</u>	324,500	399,900	
47	<u>217,400</u>	<u>285,800</u>	327,000	402,200	

48	<u>221,800</u>	<u>287,700</u>	329,600	404,500	
49	<u>223,500</u>	<u>289,500</u>	332,200	406,900	
50	<u>225,100</u>	291,200	334,900	409,300	
51	<u>226,700</u>	293,000	337,600	411,600	
52	<u>228,300</u>	294,800	340,300	413,800	
53	<u>229,900</u>	296,600	343,000	415,900	
54	<u>231,500</u>	298,400	345,600	417,900	
55	<u>233,100</u>	300,100	348,100	420,000	
56	<u>234,700</u>	301,900	350,500	422,000	
57	<u>236,300</u>	303,600	352,800	423,900	
58	<u>237,900</u>	305,400	355,100	425,800	
59	<u>239,500</u>	307,100	357,300	427,600	
60	<u>241,000</u>	308,800	359,400	429,400	
61	<u>242,500</u>	310,500	361,400	431,200	
62	<u>244,000</u>	312,100	363,400	432,700	
63	<u>245,600</u>	313,700	365,400	433,800	
64	<u>247,200</u>	315,300	367,300	434,700	
65	<u>248,700</u>	316,900	369,200	435,600	
66	<u>250,200</u>	318,500	371,000	436,400	
67	<u>251,700</u>	320,000	372,700	437,100	
68	<u>253,300</u>	321,600	374,300	437,800	
69	<u>254,900</u>	323,100	375,900	438,500	
70	<u>256,500</u>	324,600	377,000	439,200	
71	<u>258,000</u>	326,100	378,100	439,900	
72	<u>259,600</u>	327,600	379,000	440,600	
73	<u>261,100</u>	329,100	379,900	441,300	
74	<u>262,600</u>	330,600	380,800	442,000	
75	<u>264,200</u>	331,900	381,700	442,700	
76	<u>265,700</u>	333,200	382,500	443,300	

48	<u>219,200</u>	<u>287,600</u>	329,600	404,500	
49	<u>221,000</u>	<u>289,400</u>	332,200	406,900	
50	<u>222,700</u>	291,200	334,900	409,300	
51	<u>224,400</u>	293,000	337,600	411,600	
52	<u>226,100</u>	294,800	340,300	413,800	
53	<u>227,800</u>	296,600	343,000	415,900	
54	<u>229,500</u>	298,400	345,600	417,900	
55	<u>231,200</u>	300,100	348,100	420,000	
56	<u>232,900</u>	301,900	350,500	422,000	
57	<u>234,600</u>	303,600	352,800	423,900	
58	<u>236,300</u>	305,400	355,100	425,800	
59	<u>238,000</u>	307,100	357,300	427,600	
60	<u>239,600</u>	308,800	359,400	429,400	
61	<u>241,200</u>	310,500	361,400	431,200	
62	<u>242,800</u>	312,100	363,400	432,700	
63	<u>244,500</u>	313,700	365,400	433,800	
64	<u>246,200</u>	315,300	367,300	434,700	
65	<u>247,800</u>	316,900	369,200	435,600	
66	<u>249,400</u>	318,500	371,000	436,400	
67	<u>251,000</u>	320,000	372,700	437,100	
68	<u>252,700</u>	321,600	374,300	437,800	
69	<u>254,300</u>	323,100	375,900	438,500	
70	<u>255,900</u>	324,600	377,000	439,200	
71	<u>257,500</u>	326,100	378,100	439,900	
72	<u>259,200</u>	327,600	379,000	440,600	
73	<u>260,800</u>	329,100	379,900	441,300	
74	<u>262,400</u>	330,600	380,800	442,000	
75	<u>264,000</u>	331,900	381,700	442,700	
76	<u>265,500</u>	333,200	382,500	443,300	

	77	<u>267,200</u>	334,500	383,300	443,900	
	78	<u>268,700</u>	335,700	384,100	444,600	
	79	<u>270,200</u>	336,900	384,900	445,200	
	80	<u>271,700</u>	338,000	385,700	445,800	
	81	<u>273,300</u>	339,000	386,500	446,400	
	82～149 …… (略)					
再任用 職員	…… (略)					

備考 …… (略)

別表第5 (第3条関係)

医療職給料表(3)

職員の 区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以外 の職員		円	円	円	円	円
	1	<u>160,000</u>	<u>206,300</u>	<u>228,800</u>	<u>275,900</u>	508,900
	2	<u>161,300</u>	<u>207,700</u>	<u>230,600</u>	<u>278,000</u>	511,400
	3	<u>162,600</u>	<u>209,200</u>	<u>232,400</u>	<u>280,100</u>	514,000
	4	<u>163,900</u>	<u>210,700</u>	<u>234,300</u>	<u>282,300</u>	516,500
	5	<u>165,200</u>	<u>212,300</u>	<u>236,200</u>	<u>284,500</u>	519,100
	6	<u>166,600</u>	<u>213,800</u>	<u>238,100</u>	<u>286,900</u>	521,600
	7	<u>168,000</u>	<u>215,300</u>	<u>239,900</u>	<u>289,200</u>	524,100
	8	<u>169,400</u>	<u>216,800</u>	<u>241,800</u>	<u>291,500</u>	526,700
	9	<u>170,800</u>	<u>218,400</u>	<u>243,700</u>	<u>293,800</u>	
	10	<u>172,200</u>	<u>219,900</u>	<u>245,600</u>	<u>296,100</u>	
	11	<u>173,600</u>	<u>221,400</u>	<u>247,500</u>	<u>298,400</u>	
	12	<u>175,000</u>	<u>222,900</u>	<u>249,400</u>	<u>300,700</u>	
	13	<u>176,500</u>	<u>224,500</u>	<u>251,300</u>	<u>303,100</u>	
	14	<u>178,000</u>	<u>226,200</u>	<u>253,200</u>	<u>305,500</u>	
	15	<u>179,500</u>	<u>227,900</u>	<u>255,100</u>	<u>307,900</u>	

	77	<u>267,000</u>	334,500	383,300	443,900	
	78	<u>268,500</u>	335,700	384,100	444,600	
	79	<u>270,100</u>	336,900	384,900	445,200	
	80	<u>271,600</u>	338,000	385,700	445,800	
	81	<u>273,200</u>	339,000	386,500	446,400	
	82～149 …… (略)					
再任用 職員	…… (略)					

備考 …… (略)

別表第5 (第3条関係)

医療職給料表(3)

職員の 区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以外 の職員		円	円	円	円	円
	1	<u>153,700</u>	<u>202,600</u>	<u>226,300</u>	<u>275,100</u>	508,900
	2	<u>155,100</u>	<u>204,100</u>	<u>228,200</u>	<u>277,300</u>	511,400
	3	<u>156,500</u>	<u>205,700</u>	<u>230,100</u>	<u>279,500</u>	514,000
	4	<u>157,900</u>	<u>207,300</u>	<u>232,000</u>	<u>281,700</u>	516,500
	5	<u>159,300</u>	<u>209,000</u>	<u>234,000</u>	<u>284,000</u>	519,100
	6	<u>160,700</u>	<u>210,600</u>	<u>235,900</u>	<u>286,400</u>	521,600
	7	<u>162,200</u>	<u>212,200</u>	<u>237,800</u>	<u>288,800</u>	524,100
	8	<u>163,700</u>	<u>213,800</u>	<u>239,800</u>	<u>291,100</u>	526,700
	9	<u>165,100</u>	<u>215,500</u>	<u>241,800</u>	<u>293,400</u>	
	10	<u>166,600</u>	<u>217,100</u>	<u>243,800</u>	<u>295,800</u>	
	11	<u>168,100</u>	<u>218,700</u>	<u>245,800</u>	<u>298,200</u>	
	12	<u>169,500</u>	<u>220,300</u>	<u>247,800</u>	<u>300,500</u>	
	13	<u>171,000</u>	<u>222,000</u>	<u>249,800</u>	<u>302,900</u>	
	14	<u>172,600</u>	<u>223,800</u>	<u>251,800</u>	<u>305,400</u>	
	15	<u>174,200</u>	<u>225,600</u>	<u>253,800</u>	<u>307,800</u>	

16	<u>181,000</u>	<u>229,600</u>	<u>257,000</u>	310,300	
17	<u>182,500</u>	<u>231,400</u>	<u>259,000</u>	312,700	
18	<u>184,000</u>	<u>233,100</u>	<u>261,000</u>	315,200	
19	<u>185,500</u>	<u>234,800</u>	<u>263,000</u>	317,700	
20	<u>187,000</u>	<u>236,600</u>	<u>265,100</u>	320,100	
21	<u>188,500</u>	<u>238,400</u>	<u>267,300</u>	322,600	
22	<u>190,100</u>	<u>240,300</u>	<u>269,400</u>	325,200	
23	<u>191,900</u>	<u>242,100</u>	<u>271,500</u>	327,900	
24	<u>193,700</u>	<u>243,900</u>	<u>273,600</u>	330,500	
25	<u>195,300</u>	<u>245,600</u>	<u>275,700</u>	333,100	
26	<u>196,700</u>	<u>247,300</u>	<u>277,800</u>	335,800	
27	<u>198,100</u>	<u>249,100</u>	<u>279,900</u>	338,500	
28	<u>199,500</u>	<u>251,000</u>	<u>282,100</u>	341,200	
29	<u>200,800</u>	<u>253,000</u>	<u>284,300</u>	343,900	
30	<u>202,200</u>	<u>255,000</u>	<u>286,600</u>	346,600	
31	<u>203,600</u>	<u>257,000</u>	<u>288,900</u>	349,300	
32	<u>205,000</u>	<u>259,100</u>	<u>291,200</u>	352,100	
33	<u>206,400</u>	<u>261,300</u>	<u>293,500</u>	354,900	
34	<u>207,800</u>	<u>263,100</u>	<u>295,800</u>	357,900	
35	<u>209,200</u>	<u>264,800</u>	<u>298,100</u>	360,800	
36	<u>210,600</u>	<u>266,600</u>	<u>300,400</u>	363,700	
37	<u>212,000</u>	<u>268,400</u>	<u>302,800</u>	366,700	
38	<u>213,400</u>	<u>270,200</u>	<u>305,100</u>	369,600	
39	<u>214,800</u>	<u>272,000</u>	<u>307,500</u>	372,400	
40	<u>216,300</u>	<u>273,800</u>	309,900	375,200	
41	<u>217,700</u>	<u>275,500</u>	312,300	377,800	
42	<u>219,100</u>	<u>277,300</u>	314,700	380,400	
43	<u>220,500</u>	<u>279,000</u>	317,200	382,800	
44	<u>221,900</u>	<u>280,800</u>	319,600	385,300	

16	<u>175,800</u>	<u>227,400</u>	<u>255,800</u>	310,300	
17	<u>177,400</u>	<u>229,300</u>	<u>257,800</u>	312,700	
18	<u>179,000</u>	<u>231,100</u>	<u>259,800</u>	315,200	
19	<u>180,600</u>	<u>232,900</u>	<u>261,900</u>	317,700	
20	<u>182,200</u>	<u>234,800</u>	<u>264,000</u>	320,100	
21	<u>183,800</u>	<u>236,700</u>	<u>266,200</u>	322,600	
22	<u>185,500</u>	<u>238,700</u>	<u>268,300</u>	325,200	
23	<u>187,400</u>	<u>240,600</u>	<u>270,500</u>	327,900	
24	<u>189,300</u>	<u>242,500</u>	<u>272,700</u>	330,500	
25	<u>191,000</u>	<u>244,300</u>	<u>274,900</u>	333,100	
26	<u>192,500</u>	<u>246,100</u>	<u>277,100</u>	335,800	
27	<u>194,000</u>	<u>248,000</u>	<u>279,300</u>	338,500	
28	<u>195,500</u>	<u>250,000</u>	<u>281,500</u>	341,200	
29	<u>196,900</u>	<u>252,100</u>	<u>283,800</u>	343,900	
30	<u>198,400</u>	<u>254,100</u>	<u>286,100</u>	346,600	
31	<u>199,900</u>	<u>256,100</u>	<u>288,500</u>	349,300	
32	<u>201,400</u>	<u>258,200</u>	<u>290,900</u>	352,100	
33	<u>202,900</u>	<u>260,400</u>	<u>293,200</u>	354,900	
34	<u>204,400</u>	<u>262,300</u>	<u>295,500</u>	357,900	
35	<u>205,900</u>	<u>264,100</u>	<u>297,900</u>	360,800	
36	<u>207,400</u>	<u>266,000</u>	<u>300,200</u>	363,700	
37	<u>208,900</u>	<u>267,800</u>	<u>302,600</u>	366,700	
38	<u>210,400</u>	<u>269,600</u>	<u>305,000</u>	369,600	
39	<u>211,900</u>	<u>271,400</u>	<u>307,400</u>	372,400	
40	<u>213,500</u>	<u>273,300</u>	309,900	375,200	
41	<u>215,000</u>	<u>275,100</u>	312,300	377,800	
42	<u>216,500</u>	<u>277,000</u>	314,700	380,400	
43	<u>218,000</u>	<u>278,800</u>	317,200	382,800	
44	<u>219,500</u>	<u>280,600</u>	319,600	385,300	

45	<u>223,400</u>	<u>282,600</u>	322,100	387,800	
46	<u>224,800</u>	<u>284,400</u>	324,600	390,200	
47	<u>226,300</u>	<u>286,200</u>	327,100	392,600	
48	<u>227,900</u>	<u>287,900</u>	329,700	395,000	
49	<u>229,500</u>	<u>289,700</u>	332,300	397,500	
50	<u>231,200</u>	<u>291,400</u>	335,000	399,900	
51	<u>232,800</u>	293,200	337,700	402,200	
52	<u>234,400</u>	295,000	340,400	404,500	
53	<u>236,000</u>	296,800	343,100	406,900	
54	<u>237,600</u>	298,600	345,700	409,300	
55	<u>239,100</u>	300,300	348,200	411,600	
56	<u>240,600</u>	302,100	350,600	413,800	
57	<u>242,200</u>	303,800	352,900	415,900	
58	<u>243,800</u>	305,700	355,200	417,900	
59	<u>245,300</u>	307,300	357,400	420,000	
60	<u>246,800</u>	308,900	359,500	422,000	
61	<u>248,400</u>	310,500	361,500	423,900	
62	<u>250,000</u>	312,100	363,500	425,800	
63	<u>251,500</u>	313,700	365,500	427,600	
64	<u>253,100</u>	315,300	367,400	429,400	
65	<u>254,600</u>	316,800	369,300	431,200	
66	<u>256,200</u>	318,400	371,000	432,700	
67	<u>257,700</u>	319,900	372,700	433,800	
68	<u>259,200</u>	321,500	374,300	434,700	
69	<u>260,700</u>	323,000	375,900	435,600	
70	<u>262,200</u>	324,500	377,000	436,400	
71	<u>263,800</u>	326,000	378,100	437,100	
72	<u>265,300</u>	327,500	379,000	437,800	
73	<u>266,800</u>	329,000	379,900	438,500	

45	<u>221,100</u>	<u>282,400</u>	322,100	387,800	
46	<u>222,600</u>	<u>284,300</u>	324,600	390,200	
47	<u>224,200</u>	<u>286,100</u>	327,100	392,600	
48	<u>225,900</u>	<u>287,800</u>	329,700	395,000	
49	<u>227,600</u>	<u>289,600</u>	332,300	397,500	
50	<u>229,400</u>	<u>291,300</u>	335,000	399,900	
51	<u>231,100</u>	293,200	337,700	402,200	
52	<u>232,800</u>	295,000	340,400	404,500	
53	<u>234,500</u>	296,800	343,100	406,900	
54	<u>236,200</u>	298,600	345,700	409,300	
55	<u>237,800</u>	300,300	348,200	411,600	
56	<u>239,400</u>	302,100	350,600	413,800	
57	<u>241,000</u>	303,800	352,900	415,900	
58	<u>242,700</u>	305,700	355,200	417,900	
59	<u>244,300</u>	307,300	357,400	420,000	
60	<u>245,900</u>	308,900	359,500	422,000	
61	<u>247,500</u>	310,500	361,500	423,900	
62	<u>249,200</u>	312,100	363,500	425,800	
63	<u>250,800</u>	313,700	365,500	427,600	
64	<u>252,400</u>	315,300	367,400	429,400	
65	<u>253,900</u>	316,800	369,300	431,200	
66	<u>255,500</u>	318,400	371,000	432,700	
67	<u>257,100</u>	319,900	372,700	433,800	
68	<u>258,700</u>	321,500	374,300	434,700	
69	<u>260,300</u>	323,000	375,900	435,600	
70	<u>261,900</u>	324,500	377,000	436,400	
71	<u>263,600</u>	326,000	378,100	437,100	
72	<u>265,200</u>	327,500	379,000	437,800	
73	<u>266,700</u>	329,000	379,900	438,500	

	74	<u>268,400</u>	330,500	380,800	439,200	
	75～145 …… (略)					
再任用 職員	…… (略)					

備考 …… (略)

別表第6 (第3条関係)

消防職給料表

職員の 区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以外 の職員		円	円	円	円	円
	1	<u>148,300</u>	<u>202,600</u>	<u>227,300</u>	<u>284,500</u>	508,900
	2	<u>149,200</u>	<u>204,300</u>	<u>229,100</u>	<u>286,900</u>	511,400
	3	<u>150,200</u>	<u>206,000</u>	<u>230,900</u>	<u>289,200</u>	514,000
	4	<u>151,200</u>	<u>207,800</u>	<u>232,700</u>	<u>291,500</u>	516,500
	5	<u>152,200</u>	<u>209,500</u>	<u>234,600</u>	<u>293,800</u>	519,100
	6	<u>153,200</u>	<u>211,200</u>	<u>236,400</u>	<u>296,100</u>	521,600
	7	<u>154,200</u>	<u>212,900</u>	<u>238,200</u>	<u>298,400</u>	524,100
	8	<u>155,200</u>	<u>214,700</u>	<u>240,100</u>	<u>300,700</u>	526,700
	9	<u>156,100</u>	<u>216,500</u>	<u>242,000</u>	<u>303,100</u>	
	10	<u>157,000</u>	<u>218,200</u>	<u>243,900</u>	<u>305,500</u>	
	11	<u>158,000</u>	<u>220,000</u>	<u>245,800</u>	<u>307,900</u>	
	12	<u>159,000</u>	<u>221,800</u>	<u>247,700</u>	310,300	
	13	<u>160,000</u>	<u>223,700</u>	<u>249,600</u>	312,700	
	14	<u>161,200</u>	<u>225,500</u>	<u>251,700</u>	315,200	
	15	<u>162,400</u>	<u>227,200</u>	<u>253,800</u>	317,700	
	16	<u>163,600</u>	<u>229,000</u>	<u>255,800</u>	320,100	
	17	<u>164,900</u>	<u>230,900</u>	<u>257,900</u>	322,600	
	18	<u>167,000</u>	<u>232,700</u>	<u>260,000</u>	325,200	
	19	<u>169,100</u>	<u>234,400</u>	<u>262,200</u>	327,900	

	74	<u>268,300</u>	330,500	380,800	439,200	
	75～145 …… (略)					
再任用 職員	…… (略)					

備考 …… (略)

別表第6 (第3条関係)

消防職給料表

職員の 区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以外 の職員		円	円	円	円	円
	1	<u>141,300</u>	<u>199,100</u>	<u>224,800</u>	<u>284,000</u>	508,900
	2	<u>142,300</u>	<u>200,900</u>	<u>226,700</u>	<u>286,400</u>	511,400
	3	<u>143,400</u>	<u>202,700</u>	<u>228,600</u>	<u>288,800</u>	514,000
	4	<u>144,500</u>	<u>204,600</u>	<u>230,500</u>	<u>291,100</u>	516,500
	5	<u>145,600</u>	<u>206,400</u>	<u>232,500</u>	<u>293,400</u>	519,100
	6	<u>146,700</u>	<u>208,200</u>	<u>234,400</u>	<u>295,800</u>	521,600
	7	<u>147,800</u>	<u>210,000</u>	<u>236,300</u>	<u>298,200</u>	524,100
	8	<u>148,900</u>	<u>211,900</u>	<u>238,300</u>	<u>300,500</u>	526,700
	9	<u>149,900</u>	<u>213,800</u>	<u>240,300</u>	<u>302,900</u>	
	10	<u>150,900</u>	<u>215,600</u>	<u>242,300</u>	<u>305,400</u>	
	11	<u>152,000</u>	<u>217,400</u>	<u>244,300</u>	<u>307,800</u>	
	12	<u>153,100</u>	<u>219,300</u>	<u>246,300</u>	310,300	
	13	<u>154,200</u>	<u>221,300</u>	<u>248,300</u>	312,700	
	14	<u>155,500</u>	<u>223,200</u>	<u>250,400</u>	315,200	
	15	<u>156,800</u>	<u>225,000</u>	<u>252,500</u>	317,700	
	16	<u>158,100</u>	<u>226,900</u>	<u>254,600</u>	320,100	
	17	<u>159,500</u>	<u>228,900</u>	<u>256,800</u>	322,600	
	18	<u>161,700</u>	<u>230,800</u>	<u>259,000</u>	325,200	
	19	<u>163,900</u>	<u>232,600</u>	<u>261,200</u>	327,900	

20	<u>171,300</u>	<u>236,200</u>	<u>264,400</u>	330,500	
21	<u>173,500</u>	<u>238,100</u>	<u>266,600</u>	333,100	
22	<u>175,300</u>	<u>239,900</u>	<u>268,800</u>	335,800	
23	<u>177,100</u>	<u>241,600</u>	<u>270,900</u>	338,500	
24	<u>178,900</u>	<u>243,400</u>	<u>273,100</u>	341,200	
25	<u>180,700</u>	<u>245,300</u>	<u>275,300</u>	343,900	
26	<u>182,600</u>	<u>247,200</u>	<u>277,500</u>	346,600	
27	<u>184,500</u>	<u>249,000</u>	<u>279,700</u>	349,300	
28	<u>186,400</u>	<u>250,800</u>	<u>282,000</u>	352,100	
29	<u>188,300</u>	<u>252,700</u>	<u>284,200</u>	354,900	
30	<u>190,200</u>	<u>254,800</u>	<u>286,500</u>	357,900	
31	<u>192,200</u>	<u>256,800</u>	<u>288,800</u>	360,800	
32	<u>194,200</u>	<u>258,900</u>	<u>291,100</u>	363,700	
33	<u>196,400</u>	<u>260,900</u>	<u>293,400</u>	366,700	
34	<u>198,300</u>	<u>262,700</u>	<u>295,700</u>	369,600	
35	<u>200,100</u>	<u>264,500</u>	<u>298,000</u>	372,400	
36	<u>201,900</u>	<u>266,300</u>	<u>300,300</u>	375,200	
37	<u>203,700</u>	<u>268,000</u>	<u>302,600</u>	377,800	
38	<u>205,400</u>	<u>269,700</u>	<u>305,000</u>	380,400	
39	<u>207,000</u>	<u>271,500</u>	<u>307,400</u>	382,800	
40	<u>208,600</u>	<u>273,300</u>	309,800	385,300	
41	<u>210,200</u>	<u>275,100</u>	312,200	387,800	
42	<u>211,800</u>	<u>276,900</u>	314,600	390,200	
43	<u>213,400</u>	<u>278,600</u>	317,100	392,600	
44	<u>215,000</u>	<u>280,400</u>	319,500	395,000	
45	<u>216,600</u>	<u>282,200</u>	322,000	397,500	
46	<u>218,200</u>	<u>284,000</u>	324,500	399,900	
47	<u>219,800</u>	<u>285,700</u>	327,000	402,200	
48	<u>221,400</u>	<u>287,500</u>	329,600	404,500	

20	<u>166,200</u>	<u>234,500</u>	<u>263,400</u>	330,500	
21	<u>168,500</u>	<u>236,500</u>	<u>265,600</u>	333,100	
22	<u>170,400</u>	<u>238,400</u>	<u>267,800</u>	335,800	
23	<u>172,300</u>	<u>240,200</u>	<u>270,000</u>	338,500	
24	<u>174,200</u>	<u>242,100</u>	<u>272,200</u>	341,200	
25	<u>176,100</u>	<u>244,100</u>	<u>274,500</u>	343,900	
26	<u>178,100</u>	<u>246,000</u>	<u>276,800</u>	346,600	
27	<u>180,100</u>	<u>247,800</u>	<u>279,100</u>	349,300	
28	<u>182,100</u>	<u>249,700</u>	<u>281,400</u>	352,100	
29	<u>184,100</u>	<u>251,700</u>	<u>283,700</u>	354,900	
30	<u>186,100</u>	<u>253,800</u>	<u>286,000</u>	357,900	
31	<u>188,200</u>	<u>255,800</u>	<u>288,400</u>	360,800	
32	<u>190,300</u>	<u>257,900</u>	<u>290,700</u>	363,700	
33	<u>192,500</u>	<u>259,900</u>	<u>293,000</u>	366,700	
34	<u>194,500</u>	<u>261,800</u>	<u>295,400</u>	369,600	
35	<u>196,400</u>	<u>263,700</u>	<u>297,800</u>	372,400	
36	<u>198,300</u>	<u>265,600</u>	<u>300,100</u>	375,200	
37	<u>200,200</u>	<u>267,400</u>	<u>302,500</u>	377,800	
38	<u>202,000</u>	<u>269,200</u>	<u>304,900</u>	380,400	
39	<u>203,700</u>	<u>271,000</u>	<u>307,300</u>	382,800	
40	<u>205,400</u>	<u>272,900</u>	309,800	385,300	
41	<u>207,100</u>	<u>274,700</u>	312,200	387,800	
42	<u>208,800</u>	<u>276,600</u>	314,600	390,200	
43	<u>210,500</u>	<u>278,400</u>	317,100	392,600	
44	<u>212,200</u>	<u>280,200</u>	319,500	395,000	
45	<u>213,900</u>	<u>282,000</u>	322,000	397,500	
46	<u>215,600</u>	<u>283,800</u>	324,500	399,900	
47	<u>217,300</u>	<u>285,600</u>	327,000	402,200	
48	<u>219,000</u>	<u>287,400</u>	329,600	404,500	

49	<u>223,000</u>	<u>289,300</u>	332,200	406,900	
50	<u>224,600</u>	291,000	334,900	409,300	
51	<u>226,200</u>	292,800	337,600	411,600	
52	<u>227,800</u>	294,600	340,300	413,800	
53	<u>229,300</u>	296,400	343,000	415,900	
54	<u>230,900</u>	298,200	345,600	417,900	
55	<u>232,500</u>	300,000	348,100	420,000	
56	<u>234,100</u>	301,700	350,500	422,000	
57	<u>235,600</u>	303,400	352,800	423,900	
58	<u>237,100</u>	305,100	355,100	425,800	
59	<u>238,700</u>	306,800	357,300	427,600	
60	<u>240,300</u>	308,500	359,400	429,400	
61	<u>241,800</u>	310,200	361,400	431,200	
62	<u>243,300</u>	311,800	363,400	432,700	
63	<u>244,900</u>	313,500	365,400	433,800	
64	<u>246,400</u>	315,100	367,300	434,700	
65	<u>248,000</u>	316,600	369,200	435,600	
66	<u>249,600</u>	318,200	371,000	436,400	
67	<u>251,100</u>	319,700	372,700	437,100	
68	<u>252,600</u>	321,300	374,300	437,800	
69	<u>254,200</u>	322,800	375,900	438,500	
70	<u>255,800</u>	324,300	377,000	439,200	
71	<u>257,300</u>	325,700	378,100	439,900	
72	<u>258,800</u>	327,100	379,000	440,600	
73	<u>260,400</u>	328,600	379,900	441,300	
74	<u>261,900</u>	330,100	380,800	442,000	
75	<u>263,500</u>	331,500	381,700	442,700	
76	<u>265,100</u>	332,900	382,500	443,300	
77～153 …… (略)					

49	<u>220,700</u>	<u>289,200</u>	332,200	406,900	
50	<u>222,400</u>	291,000	334,900	409,300	
51	<u>224,100</u>	292,800	337,600	411,600	
52	<u>225,800</u>	294,600	340,300	413,800	
53	<u>227,400</u>	296,400	343,000	415,900	
54	<u>229,100</u>	298,200	345,600	417,900	
55	<u>230,800</u>	300,000	348,100	420,000	
56	<u>232,500</u>	301,700	350,500	422,000	
57	<u>234,100</u>	303,400	352,800	423,900	
58	<u>235,700</u>	305,100	355,100	425,800	
59	<u>237,400</u>	306,800	357,300	427,600	
60	<u>239,000</u>	308,500	359,400	429,400	
61	<u>240,600</u>	310,200	361,400	431,200	
62	<u>242,200</u>	311,800	363,400	432,700	
63	<u>243,900</u>	313,500	365,400	433,800	
64	<u>245,500</u>	315,100	367,300	434,700	
65	<u>247,100</u>	316,600	369,200	435,600	
66	<u>248,800</u>	318,200	371,000	436,400	
67	<u>250,400</u>	319,700	372,700	437,100	
68	<u>252,000</u>	321,300	374,300	437,800	
69	<u>253,600</u>	322,800	375,900	438,500	
70	<u>255,300</u>	324,300	377,000	439,200	
71	<u>256,900</u>	325,700	378,100	439,900	
72	<u>258,500</u>	327,100	379,000	440,600	
73	<u>260,100</u>	328,600	379,900	441,300	
74	<u>261,700</u>	330,100	380,800	442,000	
75	<u>263,400</u>	331,500	381,700	442,700	
76	<u>265,000</u>	332,900	382,500	443,300	
77～153 …… (略)					

再任用 職員	……（略）	再任用 職員	……（略）
備考	……（略）	備考	……（略）

第53号議案

稲城市市税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年11月28日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

(提案理由)

都市計画税の税率を0.27パーセントとする特例措置を令和5年度も適用することに伴い、稲城市市税条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する。

稲城市市税条例の一部を改正する条例

稲城市市税条例（昭和30年稲城市条例第67号）の一部を次のように改正する。

付則第25条中「令和4年度分」を「令和5年度分」に改める。

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例による改正後の稲城市市税条例付則第25条の規定は、令和5年度分の都市計画税について適用し、令和4年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

議案概要説明書

議 案 番 号	第53号	担 当 課	市民部課税課
件 名	稲城市市税条例の一部を改正する条例		
【概 要】 本案は、都市計画税の税率を0.27%とする特例措置を令和5年度も適用することに伴い、稲城市市税条例（昭和30年稲城市条例第67号）の一部を改正するものです。 【改正内容】 ○ 付則第25条（都市計画税の税率の特例） 都市計画税の税率については、地方税法（昭和25年法律第226号）第702条の4に規定する制限税率の0.3%と定めていますが、昭和63年度から税率を0.27%とする特例措置を設け、現在に至っています。今回の改正は、この特例措置の期間を1年間延長するものです。 【施行期日等】 この条例は、令和5年4月1日から施行します。また、付則において、経過措置について規定します。			

稲城市市税条例の新旧対照表

新	旧
付 則 (都市計画税の税率の特例) 第25条 <u>令和5年度分</u>の都市計画税の税率は、第144条の規定にかかわらず、100分の0.27とする。	付 則 (都市計画税の税率の特例) 第25条 <u>令和4年度分</u>の都市計画税の税率は、第144条の規定にかかわらず、100分の0.27とする。

第54号議案

稲城市立児童館設置条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年11月28日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

（提案理由）

稲城市立児童館の名称を変更するため、稲城市立児童館設置条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する。

稲城市立児童館設置条例の一部を改正する条例

稲城市立児童館設置条例（昭和47年稲城市条例第5号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

稲城市児童館設置条例

別表中「稲城市立第二児童館」を「稲城市第二文化センター児童館」に、「稲城市立第三児童館」を「稲城市第三文化センター児童館」に、「稲城市立第四児童館」を「稲城市第四文化センター児童館」に、「稲城市立城山児童館」を「稲城市城山文化センター児童館」に改める。

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案概要説明書

議案番号	第54号	担当課	子ども福祉部児童青少年課
件名	稲城市立児童館設置条例の一部を改正する条例		

【概要】

本案は、稲城市立児童館の名称を変更するため、稲城市立児童館設置条例（昭和47年稲城市条例第5号）の一部を改正するものです。

【改正内容】

○ 題名及び別表（第2条関係）

条例の題名を「稲城市児童館設置条例」に改めるとともに、稲城市立児童館の名称を次のとおり変更します。

変更後	変更前
稲城市第二文化センター児童館	稲城市立第二児童館
稲城市第三文化センター児童館	稲城市立第三児童館
稲城市第四文化センター児童館	稲城市立第四児童館
稲城市城山文化センター児童館	稲城市立城山児童館

【施行期日】

この条例は、令和5年4月1日から施行します。

稲城市立児童館設置条例の新旧対照表

新		旧	
<u>稲城市児童館設置条例</u> 別表（第2条関係）		<u>稲城市立児童館設置条例</u> 別表（第2条関係）	
名称	位置	名称	位置
<u>稲城市第二文化センター児童館</u>	稲城市矢野口1780番地	<u>稲城市立第二児童館</u>	稲城市矢野口1780番地
<u>稲城市第三文化センター児童館</u>	稲城市平尾1丁目20番地の5	<u>稲城市立第三児童館</u>	稲城市平尾1丁目20番地の5
<u>稲城市第四文化センター児童館</u>	稲城市東長沼271番地	<u>稲城市立第四児童館</u>	稲城市東長沼271番地
<u>稲城市城山文化センター児童館</u>	稲城市向陽台6丁目7番地	<u>稲城市立城山児童館</u>	稲城市向陽台6丁目7番地

第55号議案

稲城市学童クラブ設置条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年11月28日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

（提案理由）

稲城市第三文化センター学童クラブを新設するため、稲城市学童クラブ設置条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する。

稲城市学童クラブ設置条例の一部を改正する条例

稲城市学童クラブ設置条例（平成10年稲城市条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表稲城市第二文化センター学童クラブの項の次に次のように加える。

稲城市第三文化センター学童クラブ	稲城市平尾一丁目20番地の5
------------------	----------------

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（準備行為）

第2条 この条例による改正後の稲城市学童クラブ設置条例別表に規定する稲城市第三文化センター学童クラブの管理及び運営に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

議案概要説明書

議 案 番 号	第55号	担 当 課	子ども福祉部児童青少年課
件 名	稲城市学童クラブ設置条例の一部を改正する条例		

【概 要】

本案は、稲城市第三文化センター学童クラブを新設するため、稲城市学童クラブ設置条例（平成10年稲城市条例第16号）の一部を改正するものです。

【改正内容】

○ 別表（第2条関係）

新設する学童クラブの名称及び位置を次のとおり規定します。

名 称	位 置
稲城市第三文化センター学童クラブ	稲城市平尾一丁目20番地の5

【施行期日等】

この条例は、令和5年4月1日から施行します。また、付則において、準備行為について規定します。

稲城市学童クラブ設置条例の新旧対照表

新		旧	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
名称	位置	名称	位置
稲城市第二文化センター学童クラブ	稲城市矢野口1780番地	稲城市第二文化センター学童クラブ	稲城市矢野口1780番地
稲城市第三文化センター学童クラブ	稲城市平尾一丁目20番地の5		
………（略）		………（略）	

第56号議案

稲城市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年11月28日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

（提案理由）

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和4年法律第76号）第33条の規定による子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の改正に伴い、稲城市子ども・子育て会議条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する。

稲城市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

稲城市子ども・子育て会議条例（平成27年稲城市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第77条第1項」を「第72条第1項」に改める。

第2条中「第77条第1項各号」を「第72条第1項各号」に改める。

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案概要説明書

議 案 番 号	第56号	担 当 課	子ども福祉部子育て支援課
件 名	稲城市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例		
【概 要】 本案は、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和4年法律第76号）第33条の規定による子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の改正に伴い、稲城市子ども・子育て会議条例（平成27年稲城市条例第1号）の一部を改正するものです。 【改正内容】 ○ 第1条（設置）及び第2条（所掌事務） 子ども・子育て支援法の改正に伴い、引用条項を整理します。 【施行期日】 この条例は、令和5年4月1日から施行します。			

稲城市子ども・子育て会議条例の新旧対照表

新	旧
(設置) 第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）<u>第72条第1項</u>に規定する審議会その他の合議制の機関として、稲城市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。 (所掌事務) 第2条 子ども・子育て会議は、法<u>第72条第1項各号</u>に掲げる事務その他市長が必要と認める事務を処理する。	(設置) 第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）<u>第77条第1項</u>に規定する審議会その他の合議制の機関として、稲城市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。 (所掌事務) 第2条 子ども・子育て会議は、法<u>第77条第1項各号</u>に掲げる事務その他市長が必要と認める事務を処理する。

第57号議案

稲城市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年11月28日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

（提案理由）

地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）による地方公務員法（昭和25年法律第261号）の改正に伴い、稲城市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する。

稲城市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

稲城市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成30年稲城市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第24条の見出し及び同条中「再任用職員」を「定年前提任用短時間勤務職員」に改め、同条中「第28条の4第1項又は第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案概要説明書

議 案 番 号	第57号	担 当 課	市立病院事務部管理課
件 名	稲城市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例		
【概 要】 本案は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）による地方公務員法（昭和25年法律第261号）の改正に伴い、稲城市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成30年稲城市条例第26号）の一部を改正するものです。 【改正内容】 ○ 第2条（給与の種類）及び第24条（再任用職員についての適用除外） 地方公務員法の改正による定年前再任用短時間勤務制度の導入に伴い、引用条項及び文言を整理します。 【施行期日】 この条例は、令和5年4月1日から施行します。			

稲城市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の新旧対照表

新	旧
(給与の種類) 第2条 稲城市病院事業企業職員のうち常時勤務を要する職員（臨時的に任用される職員を除く。）及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条の4第1項</u>の短時間勤務の職を占める職員（以下「企業職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。 2・3 ……（略） （<u>定年前三任用短時間勤務職員</u>についての適用除外） 第24条 第5条、第6条及び第9条の規定は、<u>定年前三任用短時間勤務職員</u>（地方公務員法<u>第22条の4第1項</u>の規定により採用された職員をいう。）には適用しない。	(給与の種類) 第2条 稲城市病院事業企業職員のうち常時勤務を要する職員（臨時的に任用される職員を除く。）及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第28条の5第1項</u>の短時間勤務の職を占める職員（以下「企業職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。 2・3 ……（略） （<u>再任用職員</u>についての適用除外） 第24条 第5条、第6条及び第9条の規定は、<u>再任用職員</u>（地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員をいう。）には適用しない。

第58号議案

令和 4 年 度
東京都稲城市一般会計補正予算（第 6 号）

令和 4 年 度

東京都稲城市一般会計補正予算（第 6 号）

令和 4 年度東京都稲城市一般会計補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 707,551千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 39,948,560千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の追加は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 4 年11月28日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位：千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金		7,682,265	312,691	7,994,956
	1 国庫負担金	5,769,886	145,441	5,915,327
	2 国庫補助金	1,890,054	167,250	2,057,304
17 都支出金		6,035,547	78,390	6,113,937
	2 都補助金	3,641,494	78,390	3,719,884
19 寄附金		13,180	13,000	26,180
	1 寄附金	13,180	13,000	26,180
20 繰入金		817,025	202,348	1,019,373
	1 基金繰入金	814,480	202,348	1,016,828
22 諸収入		1,054,524	40,422	1,094,946
	4 雑収入	565,731	40,422	606,153
23 市債		342,283	60,700	402,983
	1 市債	342,283	60,700	402,983
歳入合計		39,241,009	707,551	39,948,560

歳 出		(単位：千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		282,829	12,035	294,864
	1 議会費	282,829	12,035	294,864
2 総務費		4,134,151	36,332	4,170,483
	1 総務管理費	3,441,743	67,497	3,509,240
	2 徴税費	399,100	△8,321	390,779
	3 戸籍住民基本台帳費	181,540	△18,635	162,905
	4 選挙費	80,526	△4,603	75,923
	6 監査委員費	28,719	394	29,113
3 民生費		18,149,634	582,046	18,731,680
	1 社会福祉費	5,970,209	128,580	6,098,789
	2 児童福祉費	9,816,013	256,159	10,072,172
	3 生活保護費	2,330,398	197,092	2,527,490
	4 国民年金費	32,844	215	33,059
4 衛生費		4,244,800	24,750	4,269,550
	1 保健衛生費	2,804,022	24,750	2,828,772
6 農林費		139,493	△2,894	136,599
	1 農業費	139,493	△2,894	136,599
7 商工費		545,417	18,096	563,513
	1 商工費	545,417	18,096	563,513

款	項	補正前の額	補正額	計
8 土木費		3,705,046	△14,475	3,690,571
	1 土木管理費	586,614	1,447	588,061
	4 都市計画費	2,159,379	△15,922	2,143,457
9 消防費		1,124,565	△6,342	1,118,223
	1 消防費	1,124,565	△6,342	1,118,223
10 教育費		4,824,973	58,003	4,882,976
	1 教育総務費	412,943	△1,319	411,624
	2 小学校費	1,182,547	64,000	1,246,547
	5 社会教育費	1,167,814	△4,184	1,163,630
	6 保健体育費	1,351,536	△494	1,351,042
歳出合計		39,241,009	707,551	39,948,560

第2表 債務負担行為補正

(追加)

(単位 千円)

事 項	期 間	限度額
庁用自動車購入	令和4年度から 令和5年度まで	7,909
南山小学校学童クラブ増築工事	令和5年度から 令和6年度まで	170,099
南山小学校学童クラブ増築工事監理委託	令和4年度から 令和6年度まで	3,632
南山小学校校舎増築工事	令和5年度	304,870
南山小学校校舎増築工事監理委託	令和4年度から 令和6年度まで	8,134

第3表 地方債補正

(追加)

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
南山小学校学童クラブ増築事業債	12,700	証書借入 又は 証券発行	3.5% 以 内 ただし、利率見直し 方式で借り入れる資 金について、利率の 見直しを行った後 においては、当該見 直し後の利率	借入れのときから据置期間を 含め25年以内に償還する。た だし、財政その他の都合によ り、据置期間及び償還年限を 短縮し、若しくは繰上償還し、 又は低利に借り換えることが できる。
南山小学校校舎増築事業債	48,000	証書借入 又は 証券発行	3.5% 以 内 ただし、利率見直し 方式で借り入れる資 金について、利率の 見直しを行った後 においては、当該見 直し後の利率	借入れのときから据置期間を 含め25年以内に償還する。た だし、財政その他の都合によ り、据置期間及び償還年限を 短縮し、若しくは繰上償還し、 又は低利に借り換えることが できる。

歲入歲出予算事項別明細書

第16款 国庫支出金（補正額 312,691 千円）

（単位：千円）

科 目		補 正 前 の 額	補 正 額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	国 庫 負 担 金	5,769,886	145,441	5,915,327		
	1 民生費国庫負担金	5,372,152	145,441	5,517,593		
					3 生 活 保 護 費 負 担 金	145,441
2	国 庫 補 助 金	1,890,054	167,250	2,057,304		
	1 民生費国庫補助金	965,704	6,586	972,290		
					2 児 童 福 祉 費 補 助 金	6,586
	6 総務費国庫補助金	488,837	160,664	649,501		
1 総 務 管 理 費 補 助 金					160,664	
計		7,682,265	312,691	7,994,956		

説 明	
（生活福祉課）	145,441
生活扶助費等国庫負担金（3／4）	50,283
医療扶助費等国庫負担金（3／4）	95,158
（児童青少年課）	6,586
子ども・子育て支援施設整備交付金（1／3・2／3）	6,586
（財政課）	146,672
新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	146,672
（市民課）	13,992
社会保障・税番号制度システム整備費補助金（10／10）	13,992

第16款 国 庫 支 出 金

第17款 都支出金（補正額 78,390 千円）

科 目		補 正 前 の 額	補 正 額	計	節	
項	目				区 分	金 額
2	都 補 助 金	3,641,494	78,390	3,719,884		
	2 民生費都補助金	1,633,893	78,390	1,712,283		
					1 社 会 福 祉 費 補 助 金	4,836
					3 児 童 福 祉 費 補 助 金	73,554

説 明	
（障害福祉課）	4,836
障害者施設等物価高騰緊急対策事業補助金（10／10）	4,836
（児童青少年課）	13,493
子供家庭支援区市町村包括補助事業補助金（1／2）	10,200
学童クラブ整備費補助金（1／3）	3,293
（子育て支援課）	60,061
子供家庭支援区市町村包括補助事業補助金（1／2・10／10）	480
低所得のひとり親世帯等生活支援給付金給付事業補助金（1／2）	38,075
保育所等物価高騰緊急対策事業補助金（10／10）	21,506

第17款 都 支 出 金

科 目		補 正 前 の 額	補 正 額	計	節	
項	目				区 分	金 額
計		6,035,547	78,390	6,113,937		

第 19 款 寄 附 金 （補正額 13,000 千円）

科 目		補 正 前 の 額	補 正 額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	寄 附 金	13,180	13,000	26,180		
	1 総 務 費 寄 附 金	13,180	3,000	16,180		
					1 I のまち稲城 応 援 寄 附 金	3,000
	3 民 生 費 寄 附 金	0	10,000	10,000		
					1 社会福祉費寄附 金	10,000
計		13,180	13,000	26,180		

第 20 款 繰 入 金 （補正額 202,348 千円）

科 目		補 正 前 の 額	補 正 額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	基 金 繰 入 金	814,480	202,348	1,016,828		
	1 財 政 調 整 基 金 繰 入 金	782,580	202,348	984,928		
					1 財政調整基金 繰 入 金	202,348
計		817,025	202,348	1,019,373		

（単位：千円）

説 明

第17款 都 支 出 金

（単位：千円）

説 明
（総務契約課） 3,000 Iのまち稲城応援指定寄附金（稲城市立中学校の部活動を応援） 3,000
（障害福祉課） 10,000 心身障害者福祉費指定寄附金 10,000

第19款 寄 附 金

（単位：千円）

説 明
（財政課） 202,348 財政調整基金繰入金 202,348

第20款 繰 入 金

第 22 款 諸 収 入 （補正額 40,422 千円）						
科 目		補 正 前 の 額	補 正 額	計	節	
項	目				区 分	金 額
4 雑	入	565,731	40,422	606,153		
	3 雑	入	563,505	40,422	603,927	
						1 雑
計		1,054,524	40,422	1,094,946		

説 明	
（市民課）	3,930
稲城・府中墓苑組合負担金精算金	3,930
（生活環境課）	36,492
多摩川衛生組合負担金精算金	36,492
第22款 諸 収 入	

第 23 款 市 債 （補正額 60,700 千円）						
科 目		補 正 前 の 額	補 正 額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1 市	債	342,283	60,700	402,983		
	3 教 育 債	65,400	48,000	113,400		
					2 小 学 校 債	48,000
	5 民 生 債	0	12,700	12,700		
					1 学 童 ク ラ ブ 債	12,700
計		342,283	60,700	402,983		

説 明	
（財政課）	48,000
南山小学校校舎増築事業債	48,000
（財政課）	12,700
南山小学校学童クラブ増築事業債	12,700
第23款 市 債	

歲 出

第 1 款 議 会 費 (補正額 12,035 千円)

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
項	目				特 定 財 源				一般財源
					国庫支出金	都支出金	地 方 債	そ の 他	
1	議 会 費	282, 829	12, 035	294, 864	0	0	0	0	12, 035
	1 議 会 費	282, 829	12, 035	294, 864	0	0	0	0	12, 035
					0	0	0	0	12, 035
計		282, 829	12, 035	294, 864	0	0	0	0	12, 035

(単位：千円)

[illegible]

第1款 議 会 費

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
項	目				特 定 財 源				一般財源
					国庫支出金	都支出金	地 方 債	そ の 他	
1	総 務 管 理 費	3,441,743	67,497	3,509,240	0	0	0	3,000	64,497
	1 一 般 管 理 費	1,954,707	61,695	2,016,402	0	0	0	1,158	60,537
					0	0	0	0	70,632
					0	0	0	1,158	0
					0	0	0	0	7,525
					0	0	0	0	△17,620
					0	0	0	0	0
	6 財 産 管 理 費	842,002	1,842	843,844	0	0	0	1,842	0
					0	0	0	1,842	0
					0	0	0	0	0
	9 電 算 管 理 費	495,057	3,960	499,017	0	0	0	0	3,960
0					0	0	0	3,960	
0					0	0	0	0	
2	徴 税 費	399,100	△8,321	390,779	0	0	0	0	△8,321

節		説 明
区 分	金 額	
1 報 酬	7,525	1 人件費（人事課）70,632
		2給料30,002
2 給 料	21,618	人事異動等30,002
3 職 員 手 当	25,133	3職員手当31,019
		人事異動等31,019
4 共 済 費	6,261	4共済費9,611
		人事異動等9,611
11 役 務 費	36	2 一般事務費（総務契約課）1,158
		11役務費36
12 委 託 料	1,122	手数料36
		I のまち稲城応援寄附金収納代行料36
		12委託料1,122
		I のまち稲城応援寄附金謝礼品発送等委託1,122
		9 会計年度任用職員関係費（人事課）7,525
		1報酬7,525
		人事異動等7,525
		13 再任用職員関係費（人事課）△17,620
		2給料△8,384
		人事異動等△8,384
		3職員手当△5,886
		人事異動等△5,886
		4共済費△3,350
		人事異動等△3,350
24 積 立 金	1,842	1 財産管理費（財政課）1,842
		24積立金1,842
		財政調整基金積立金1,842
12 委 託 料	3,960	1 電算管理運営費（ＩＣＴ推進課）3,960
		12委託料3,960
		システム開発委託3,960

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
項	目				特 定 財 源				一般財源
					国庫支出金	都支出金	地 方 債	そ の 他	
2	1 税 務 総 務 費	293,647	△8,321	285,326	0	0	0	0	△8,321
					0	0	0	0	△8,321
3	戸籍住民基本台帳費	181,540	△18,635	162,905	13,992	0	0	0	△32,627
	1 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	181,540	△18,635	162,905	13,992	0	0	0	△32,627
					0	0	0	0	△32,627
					13,992	0	0	0	0
4	選 挙 費	80,526	△4,603	75,923	0	0	0	0	△4,603
	1 選 挙 管 理 委 員 会 費	31,217	△4,603	26,614	0	0	0	0	△4,603
					0	0	0	0	△4,603
6	監 査 委 員 費	28,719	394	29,113	0	0	0	0	394
	1 監 査 委 員 費	28,719	394	29,113	0	0	0	0	394

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2 給 料	△3,104	1 人件費（人事課） △8,321
3 職 員 手 当	△4,236	2給料 △3,104 人事異動等 △3,104
4 共 済 費	△981	3職員手当 △4,236 人事異動等 △4,236
		4共済費 △981 人事異動等 △981
2 給 料	△15,010	1 人件費（人事課） △32,627
3 職 員 手 当	△12,132	2給料 △15,010 人事異動等 △15,010
4 共 済 費	△5,485	3職員手当 △12,132 人事異動等 △12,132
12委 託 料	13,992	4共済費 △5,485 人事異動等 △5,485
		2 一般事務費（市民課） 13,992
		12委託料 13,992 戸籍事務内連携機能整備委託 13,992
2 給 料	△2,076	1 人件費（人事課） △4,603
3 職 員 手 当	△1,709	2給料 △2,076 人事異動等 △2,076
4 共 済 費	△818	3職員手当 △1,709 人事異動等 △1,709
		4共済費 △818 人事異動等 △818

[illegible][illegible]

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
項	目				特 定 財 源				一般財源
					国庫支出金	都支出金	地 方 債	そ の 他	
1	社 会 福 祉 費	5,970,209	128,580	6,098,789	0	3,090	0	10,000	115,490
	1 社会福祉総務費	1,033,306	15,582	1,048,888	0	0	0	0	15,582
					0	0	0	0	15,582
	2 心身障害者福祉費	1,904,815	13,090	1,917,905	0	3,090	0	10,000	0
					0	0	0	10,000	0
					0	3,090	0	0	0
	3 老人福祉費	194,148	△370	193,778	0	0	0	0	△370
					0	0	0	0	△370
	5 国民健康保険事業費	1,030,634	99,258	1,129,892	0	0	0	0	99,258
0					0	0	0	△1,603	

節		説 明
区 分	金 額	
2 給 料	8,286	1 人件費（人事課）15,582
		2 給料8,286
3 職 員 手 当	5,156	人事異動等8,286
		3 職員手当5,156
4 共 済 費	2,140	人事異動等5,156
		4 共済費2,140
		人事異動等2,140
18 負担金補助及び 交 付 金	13,090	3 心身障害者団体等市補助事業（障害福祉課）10,000
		18負担金補助及び交付金10,000
		知的障害者対象事業所運営補助金10,000
		5 自立支援給付等事業（障害福祉課）3,090
		18負担金補助及び交付金3,090
		障害者施設等物価高騰緊急対策給付金3,090
2 給 料	△717	1 人件費（人事課）△370
		2 給料△717
3 職 員 手 当	403	人事異動等△717
		3 職員手当403
4 共 済 費	△56	人事異動等403
		4 共済費△56
		人事異動等△56
2 給 料	△1,103	1 人件費（人事課）△1,603
		2 給料△1,103
3 職 員 手 当	4	人事異動等△1,103
		3 職員手当4
4 共 済 費	△504	人事異動等4
		4 共済費△504
27 繰 出 金	100,861	人事異動等△504

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
項	目				特 定 財 源				一般財源
					国庫支出金	都支出金	地 方 債	そ の 他	
1	5 国民健康保険事業費				0	0	0	0	100,861
	6 介護保険事業費	896,213	2,509	898,722	0	0	0	0	2,509
					0	0	0	0	2,509
	7 後期高齢者事業費	884,937	△1,489	883,448	0	0	0	0	△1,489
					0	0	0	0	△1,489
	2 児童福祉費		9,816,013	256,159	10,072,172	149,439	75,300	12,700	0
1 児童福祉総務費	539,575	△11,959	527,616	0	0	0	0	△11,959	
				0	0	0	0	△11,959	
2 児童処遇費	8,749,107	242,839	8,991,946	142,853	61,807	0	0	38,179	
				0	21,986	0	0	0	

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
		2 国民健康保険事業特別会計繰出金（保険年金課）100,861
		27繰出金100,861
		国民健康保険事業特別会計一般繰出金100,861
2 給料	735	1 人件費（人事課）2,509
		2給料735
3 職員手当	1,300	人事異動等735
		3職員手当1,300
4 共済費	474	人事異動等1,300
		4共済費474
		人事異動等474
2 給料	△813	1 人件費（人事課）△1,489
		2給料△813
3 職員手当	△474	人事異動等△813
		3職員手当△474
4 共済費	△202	人事異動等△474
		4共済費△202
		人事異動等△202
2 給料	△7,977	1 人件費（人事課）△11,959
		2給料△7,977
3 職員手当	△2,212	人事異動等△7,977
		3職員手当△2,212
4 共済費	△1,770	人事異動等△2,212
		4共済費△1,770
		人事異動等△1,770
10 需用費	6	4 保育所等運営委託・補助事業（子育て支援課）21,986
		18負担金補助及び交付金21,986
4 印刷製本費	6	保育所等物価高騰緊急対策事業補助金21,506
		認可外保育施設におけるサービスの質維持向上支援事業補助金480
11 役務費	119	

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳					
項	目				特 定 財 源				一般財源	
					国庫支出金	都支出金	地 方 債	そ の 他		
2	(2 児 童 処 遇 費)				0	1,746	0	0	0	
					0	38,075	0	0	38,179	
					142,853	0	0	0	0	
	4 児 童 館 費	102,561	△10,721	91,840	0	0	0	0	△10,721	
					0	0	0	0	△10,721	
	5 学 童 ク ラ ブ 費	390,604	36,000	426,604	6,586	13,493	12,700	0	3,221	
					6,586	13,493	12,700	0	3,221	
	3 生 活 保 護 費		2,330,398	197,092	2,527,490	145,441	0	0	0	51,651
	1 生 活 保 護 総 務 費	141,593	3,173	144,766	0	0	0	0	3,173	

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
12 委 託 料	142,832	5 障害児支援事業（障害福祉課） 1,746
18 負担金補助及び交付金	99,882	18負担金補助及び交付金 1,746
		障害者施設等物価高騰緊急対策給付金 1,746
		9 低所得のひとり親世帯等生活支援給付金支給事業（子育て支援課） 76,254
		10需用費 6
		④印刷製本費 6
		封筒等印刷 6
		11役務費 98
		手数料 44
		支払金口座振替手数料 44
		通信運搬費 54
		郵便料 54
		18負担金補助及び交付金 76,150
		ひとり親世帯等生活支援給付金（ひとり親世帯分） 35,300
		ひとり親世帯等生活支援給付金（その他世帯分） 40,850
		10 物価高騰に伴う子育て世帯緊急支援事業（子育て支援課） 142,853
		11役務費 21
		通信運搬費 21
		郵便料等 21
		12委託料 142,832
		物価高騰に伴う子育て世帯緊急支援事業委託 142,832
2 給 料	△5,412	1 人件費（人事課） △10,721
3 職 員 手 当	△3,591	2給料 △5,412
4 共 済 費	△1,718	人事異動等 △5,412
		3職員手当 △3,591
		人事異動等 △3,591
		4共済費 △1,718
		人事異動等 △1,718
14 工 事 請 負 費	36,000	2 学童クラブ整備事業（建築保全課） 36,000
		14工事請負費 36,000
		南山小学校学童クラブ増築工事

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
項	目				特 定 財 源				一般財源
					国庫支出金	都支出金	地 方 債	そ の 他	
3	(1 生活保護総務費)				0	0	0	0	3,173
	2 扶 助 費	2,188,805	193,919	2,382,724	145,441	0	0	0	48,478
					145,441	0	0	0	48,478
4 国 民 年 金 費	32,844	215	33,059	0	0	0	0	215	
	1 年 金 総 務 費	32,844	215	33,059	0	0	0	0	215
					0	0	0	0	215
計		18,149,634	582,046	18,731,680	294,880	78,390	12,700	10,000	186,076

節		説 明
区 分	金 額	
2 給 料	1,254	1 人件費（人事課）3,173
3 職 員 手 当	1,256	2 給料1,254
4 共 済 費	663	人事異動等1,254
		3 職員手当1,256
		人事異動等1,256
		4 共済費663
		人事異動等663
19 扶 助 費	193,919	1 生活保護事業（生活福祉課）193,919
		19 扶助費193,919
		生活扶助費47,344
		住宅扶助費19,697
		医療扶助費126,878
3 職 員 手 当	167	1 人件費（人事課）215
4 共 済 費	48	3 職員手当167
		給与改定等167
		4 共済費48
		給与改定等48
		第3款 民 生 費

第 8 款 土 木 費（補正額 △14,475 千円）

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
項	目				特 定 財 源				一般財源
					国庫支出金	都支出金	地 方 債	そ の 他	
1	土 木 管 理 費	586,614	1,447	588,061	0	0	0	0	1,447
	1 土 木 総 務 費	315,773	1,447	317,220	0	0	0	0	1,447
					0	0	0	0	1,447
4	都 市 計 画 費	2,159,379	△15,922	2,143,457	0	0	0	0	△15,922
	1 都市計画総務費	152,529	△14,031	138,498	0	0	0	0	△14,031
					0	0	0	0	△14,031
	2 土地区画整理費	1,399,315	△2,479	1,396,836	0	0	0	0	△2,479
					0	0	0	0	△2,479
	4 公共下水道費	167,753	588	168,341	0	0	0	0	588
					0	0	0	0	588
計		3,705,046	△14,475	3,690,571	0	0	0	0	△14,475

（単位：千円）

節		説 明
区 分	金 額	
2 給 料	△738	1 人件費（人事課）1,447
		2 給料△738
3 職 員 手 当	1,909	人事異動等△738
		3 職員手当1,909
4 共 済 費	276	人事異動等1,909
		4 共済費276
		人事異動等276
2 給 料	△5,691	1 人件費（人事課）△14,031
		2 給料△5,691
3 職 員 手 当	△6,300	人事異動等△5,691
		3 職員手当△6,300
4 共 済 費	△2,040	人事異動等△6,300
		4 共済費△2,040
		人事異動等△2,040
27 繰 出 金	△2,479	1 土地区画整理事業特別会計繰出金（区画整理課）△2,479
		27繰出金△2,479
		土地区画整理事業特別会計繰出金△2,479
18 負担金補助及び交付金	588	1 下水道事業会計負担金及び補助金（緑と環境課）588
		18負担金補助及び交付金588
		下水道事業会計負担金及び補助金588

第8款 土 木 費

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
項	目				特 定 財 源				一般財源
					国庫支出金	都支出金	地 方 債	そ の 他	
1	教 育 総 務 費	412,943	△1,319	411,624	0	0	0	0	△1,319
	2 事 務 局 費	231,345	△1,319	230,026	0	0	0	0	△1,319
					0	0	0	0	△1,319
2	小 学 校 費	1,182,547	64,000	1,246,547	0	0	48,000	0	16,000
	1 学 校 管 理 費	519,689	64,000	583,689	0	0	48,000	0	16,000
					0	0	48,000	0	16,000
5	社 会 教 育 費	1,167,814	△4,184	1,163,630	0	0	0	0	△4,184
	1 社会教育総務費	299,155	△4,184	294,971	0	0	0	0	△4,184
					0	0	0	0	△4,184
6	保 健 体 育 費	1,351,536	△494	1,351,042	0	0	0	0	△494
	3 学 校 給 食 費	905,566	△494	905,072	0	0	0	0	△494
					0	0	0	0	△494
計		4,824,973	58,003	4,882,976	0	0	48,000	0	10,003

節		説 明
区 分	金 額	
2 給 料	△1,114	1 人件費（人事課）△1,319
		2 給料△1,114
3 職 員 手 当	△22	人事異動等△1,114
		3 職員手当△22
4 共 済 費	△183	人事異動等△22
		4 共済費△183
		人事異動等△183
14 工 事 請 負 費	64,000	1 小学校管理運営費（建築保全課）64,000
		14 工事請負費64,000
		南山小学校校舎増築工事
2 給 料	△3,296	1 人件費（人事課）△4,184
		2 給料△3,296
3 職 員 手 当	△552	人事異動等△3,296
		3 職員手当△552
4 共 済 費	△336	人事異動等△552
		4 共済費△336
		人事異動等△336
2 給 料	△66	1 人件費（人事課）△494
		2 給料△66
3 職 員 手 当	△203	人事異動等△66
		3 職員手当△203
4 共 済 費	△225	人事異動等△203
		4 共済費△225
		人事異動等△225

給 与 費 明 細 書

1 特別職

(単位 千円)

区 分		職員数 (人)	給 与 費					共済費	合 計	備 考
			報酬	給料	期末手当 年間支給率 (月分)	その他の 手当	計			
補 正 後	長 等	2	—	25,928	10,715 (4.20月分)	0	36,643	5,742	42,385	
補 正 前	長 等	3	—	28,848	12,117 (4.20月分)	0	40,965	6,376	47,341	
比 較	長 等	△ 1	—	△ 2,920	△ 1,402	0	△ 4,322	△ 634	△ 4,956	

給 与 費 明 細 書															
2 一般職															
(1) 総括 (単位 千円)															
区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考							
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計										
補 正 後	[182] (17) 514	387,677	1,975,321	1,650,929	4,013,927	760,837	4,774,764								
補 正 前	[169] (19) 508	380,152	1,984,282	1,633,720	3,998,154	762,631	4,760,785								
比 較	[13] (△2) 6	7,525	△8,961	17,209	15,773	△1,794	13,979								
職員手当 の内訳	区 分	扶 養 手 当	地 域 手 当	管 理 職 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 当	時 間 外 当	夜 間 勤 務 当	宿 日 直 当	期 末 ・ 勤 勉 当	住 居 手 当	児 童 手 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	休 日 勤 務 当	義 務 教 育 等 教 員 特 別 手 当
	補 正 後	50,991	326,353	56,624	41,381	8,634	143,863	3,431	0	922,428	15,952	35,870	240	44,982	180
	補 正 前	47,724	314,232	59,817	40,892	6,584	143,863	3,431	0	923,215	15,165	34,485	240	43,892	180
	比 較	3,267	12,121	△3,193	489	2,050	0	0	0	△787	787	1,385	0	1,090	0
備考 職員数について、()内は再任用職員数、[]内は第1種会計年度任用職員数です。 なお、再任用職員数、第1種会計年度任用職員数は外数であり、本表の職員数には含まれません。															
(2) 報酬、給料及び職員手当の増減額の明細 (単位 千円)															
区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳			説 明		備 考								
報 酬	7,525	その他の増分		7,525	職員配置等による増分 7,525		月額報酬 通勤分 第1種会計年度任用職員 15人分								
給 料	△8,961	給与改定に伴う増分		4,714	給与改定に伴う増分 4,714										
		その他の減分		△ 13,675	職員配置等による増分 22,729										
					育休取得等による減分 △ 16,779										
					新陳代謝等による減分 △ 19,625										
職 員 手 当	17,209	給与改定に伴う増分		21,657	給与改定に伴う増分 21,657		勤勉手当 支給率の増 0.10月 (再任用職員は0.05月)								
		その他の減分		△ 4,448	職員配置等による増分 11,837										
					育休取得等による減分 △ 7,270										
					新陳代謝等による減分 △ 9,015										

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区 分		行 政 職 (一)	行 政 職 (二)
令和4年11月1日 現在	平均給料月額(円)	311,740	327,050
	平均給与月額(円)	408,657	392,599
	平均年齢	42歳0月	53歳7月
令和3年11月1日 現在	平均給料月額(円)	311,111	331,143
	平均給与月額(円)	404,449	397,013
	平均年齢	41歳9月	53歳7月

イ 初任給

(単位 円)

区 分		行 政 職 (一)	行 政 職 (二)	国の制度	
				一般行政職	技能労務職
Ⅰ 類	改正後	187,900	—	189,700	—
	改正前	183,700	—	186,700	—
Ⅱ 類	改正後	162,500	—	—	—
	改正前	157,100	—	—	—
Ⅲ 類	改正後	152,200	149,600	154,600	151,900
	改正前	145,600	142,000	150,600	147,900

ウ 級別職員数

区 分		行 政 職 (一)			行 政 職 (二)		
		級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)
令和4年11月1日 現在		5級	9	2.3	—	—	—
		4級	39	10.2	4級	0	0.0
		3級	85	22.2	3級	1	16.7
		2級	68	17.8	2級	4	66.6
		1級	182	47.5	1級	1	16.7
		計	383	100.0	計	6	100.0
令和3年11月1日 現在		5級	9	2.4	—	—	—
		4級	41	10.8	4級	0	0.0
		3級	85	22.4	3級	2	28.6
		2級	66	17.4	2級	4	57.1
		1級	178	47.0	1級	1	14.3
		計	379	100.0	計	7	100.0

(級別の基準となる職務)

区分	5 級	4 級	3 級	2 級	1 級
行政職(一)	部長	統括課長 課長 主幹	係長	副係長	主事

エ 昇給

区 分			合計	代表的な職種	
				行政職(一)	行政職(二)
本 年 度	職 員 数 (A) (人)		513	381	6
	昇給に係る職員数 (B) (人)		454	327	4
	号 給 数 別 内 訳	1 号給 (人)	24	20	0
		2 号給 (人)	3	1	0
		3 号給 (人)	6	5	0
		4 号給 (人)	307	216	3
		5 号給 (人)	100	74	1
		6 号給 (人)	14	11	0
比 率 (B) / (A) (%)		88.5	85.8	66.7	
前 年 度	職 員 数 (A) (人)		511	378	7
	昇給に係る職員数 (B) (人)		451	322	5
	号 給 数 別 内 訳	1 号給 (人)	22	16	1
		2 号給 (人)	3	3	0
		3 号給 (人)	6	6	0
		4 号給 (人)	316	220	4
		5 号給 (人)	94	70	0
		6 号給 (人)	10	7	0
比 率 (B) / (A) (%)		88.3	85.2	71.4	

オ 期末手当・勤勉手当

区 分		支 給 期 別 支 給 率		支給率計 (月分)	職制上の段階、 職務の級等による加算措置	備 考
		6 月 (月分)	12 月 (月分)			
市	改正後	(1.175) 2.225	(1.225) 2.325	(2.40) 4.55	有	—
	改正前	(1.175) 2.225	(1.175) 2.225	(2.35) 4.45		
国	改正後	(1.125) 2.15	(1.175) 2.25	(2.30) 4.40	有	—
	改正前	(1.125) 2.15	(1.125) 2.15	(2.25) 4.30		

() 内は再任用支給率

カ 定年退職及び応募認定退職に係る退職手当（令和４年１１月１日現在）

区分	20年勤続 の者 (月分)	25年勤続 の者 (月分)	35年勤続 の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備考
市の制度	23.00	30.50	43.00	43.00	定年前早期退職特例 (2 % ～ 10 % 加算)	—
国の制度	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例 (2 % ～ 45 % 加算)	—

キ 地域手当（令和４年１１月１日現在）

支 給 対 象 地 域	稲 城 市
支 給 率 (%)	15.0
支給対象職員数 (人)	531
国の指定基準に 基づく支給率 (%)	15.0

ク 特殊勤務手当

区 分	全 職 種	代 表 的 な 職 種	
		消 防 職	行 政 職 (→)
給料総額に対する 比率 (%)	0.44	0.43	0.01
支給対象職員の比率 (%) (令和４年１１月１日現在)	22.60	20.15	2.45
代表的な特殊勤務 手当の名称	支給額が多い手当	救急手当、出場手当、機関手当	
	多くの職員に支給される手当	救急手当、出場手当、機関手当	

ケ その他の手当（令和4年11月1日現在）

（単位 円）

区 分	国の制度との異同	差 異 の 内 容																	
扶 養 手 当	異 な る	改定なし																	
		<table><tr><td>扶養等による区分</td><td>市の場合 (部長職を除く。)</td><td>国の場合</td></tr><tr><td>配 偶 者</td><td>6,000 (課長職 3,000)</td><td>6,500</td></tr><tr><td>子</td><td>9,000</td><td>10,000</td></tr><tr><td>父 母 等</td><td>6,000 (課長職 3,000)</td><td>6,500</td></tr><tr><td>満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人当たりの加算額</td><td>4,000</td><td>5,000</td></tr></table>			扶養等による区分	市の場合 (部長職を除く。)	国の場合	配 偶 者	6,000 (課長職 3,000)	6,500	子	9,000	10,000	父 母 等	6,000 (課長職 3,000)	6,500	満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人当たりの加算額	4,000	5,000
		扶養等による区分	市の場合 (部長職を除く。)	国の場合															
		配 偶 者	6,000 (課長職 3,000)	6,500															
		子	9,000	10,000															
		父 母 等	6,000 (課長職 3,000)	6,500															
満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人当たりの加算額	4,000	5,000																	
住 居 手 当	異 な る	改定なし																	
		<table><tr><td colspan="2">市の場合</td><td>国の場合</td></tr><tr><td>当該年度末に35歳未満で、自ら居住するため住宅又は貸間を借り受け、月額15,000円以上の家賃を支払っている世帯主等 (管理職を除く。)</td><td>15,000</td><td>借家又は借間に居住する職員に対する支給限度額 28,000</td></tr></table>		市の場合		国の場合	当該年度末に35歳未満で、自ら居住するため住宅又は貸間を借り受け、月額15,000円以上の家賃を支払っている世帯主等 (管理職を除く。)	15,000	借家又は借間に居住する職員に対する支給限度額 28,000										
市の場合		国の場合																	
当該年度末に35歳未満で、自ら居住するため住宅又は貸間を借り受け、月額15,000円以上の家賃を支払っている世帯主等 (管理職を除く。)	15,000	借家又は借間に居住する職員に対する支給限度額 28,000																	
通 勤 手 当	異 な る	改定なし																	
		<table><tr><td colspan="2">市の場合</td><td>国の場合</td></tr><tr><td>交通機関利用者運賃相当額(6か月定期券等)を支給</td><td colspan="2">交通機関利用者運賃相当額(6か月定期券等)を支給 月額支給限度額 55,000</td></tr></table>		市の場合		国の場合	交通機関利用者運賃相当額(6か月定期券等)を支給	交通機関利用者運賃相当額(6か月定期券等)を支給 月額支給限度額 55,000											
市の場合		国の場合																	
交通機関利用者運賃相当額(6か月定期券等)を支給	交通機関利用者運賃相当額(6か月定期券等)を支給 月額支給限度額 55,000																		

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書の追加

(追加)

(単位 千円)

（追加）

事 項	主 管 課	限 度 額	前年度末までの支出（見込）額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源			内 訳
			期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			
							国・都支出金	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源
庁用自動車購入	財産管理課	7,909			令和4年度から 令和5年度まで	7,909	5,410		1,347	1,152
南山小学校学童クラブ増築工事	建築保全課	170,099			令和5年度から 令和6年度まで	170,099	98,039	57,500		14,560
南山小学校学童クラブ増築工事監理 委託	建築保全課	3,632			令和4年度から 令和6年度まで	3,632				3,632
南山小学校校舎増築工事	建築保全課	304,870			令和5年度	304,870	64,081	190,100		50,689
南山小学校校舎増築工事監理委託	建築保全課	8,134			令和4年度から 令和6年度まで	8,134				8,134

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び
当該年度末における現在高の見込みに関する調書の変更

(単位 千円)

区 分	前々年度末 現在高	前年度末 現在高	当該年度中増減見込額		当該年度末 現在高 見込額
			当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還見込額	
1 普通債					
補正前	14,416,869	13,325,466	138,100	1,047,949	12,415,617
補正額			60,700		60,700
計	14,416,869	13,325,466	198,800	1,047,949	12,476,317
(3) 民生債					
補正前	160,350	150,686	0	12,452	138,234
補正額			12,700		12,700
計	160,350	150,686	12,700	12,452	150,934
(8) 教育債					
補正前	9,835,462	9,157,817	65,400	592,730	8,630,487
補正額			48,000		48,000
計	9,835,462	9,157,817	113,400	592,730	8,678,487
合 計					
補正前	24,454,744	22,531,597	342,283	1,928,142	20,945,738
補正額			60,700		60,700
計	24,454,744	22,531,597	402,983	1,928,142	21,006,438

議案概要説明書

議 案 番 号	第58号	担 当 課	企画部財政課
件 名	令和4年度東京都稲城市一般会計補正予算（第6号）		
【概 要】			
(特に表示がないときは単位 千円)			
補正前の予算総額		39,241,009	
補 正 額		707,551	
補正後の予算総額		39,948,560	
(補正の概要)			
今回の補正の主なものは、電力・ガス・食料品等価格高騰対策として、市内の障害福祉施設、医療機関等に対して給付金を交付することに伴う交付金の計上、市内の保育所等に対して補助金を交付することに伴う交付金の計上、低所得のひとり親世帯等に対して給付金を支給することに伴う経費の計上、子育て世帯に対してデジタルギフトカードを支給することに伴う経費の計上、市内の商工事業者に対して支援金を交付することに伴う経費の計上を行うものです。			
その他としては、令和3年度の稲城・府中墓苑組合負担金及び多摩川衛生組合負担金の精算金の計上、給与改定、人事異動等に伴う人件費の増額等、Iのまち稲城応援指定寄附金「稲城市立中学校の部活動を応援」の増額及び寄附に対する謝礼品の発送等に係る経費の増額、令和5年度から開始する戸籍事務内連携等に対応するため戸籍システムを改修することに伴う委託料の計上、心身障害者福祉費指定寄附金を活用し知的障害者対象事業所に対して補助金を交付することに伴う交付金の計上、令和3年度東京都国民健康保険保険給付費等交付金の額の確定等に伴う国民健康保険事業特別会計繰出金の増額、生活保護世帯の増等に伴う生活扶助費等の増額、南山小学校校舎及び南山小学校学童クラブ増築工事に係る工事請負費の計上等を行うものです。			
また、債務負担行為の補正として、庁用自動車の購入並びに南山小学校校舎及び南山小学校学童クラブの増築工事に係る経費について債務負担行為を追加するものです。			
さらに、地方債の補正として、南山小学校校舎増築事業債及び南山小学校学童クラブ増築事業債の追加を行うものです。			

第59号議案

令和 4 年 度

東京都稲城市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）

令和 4 年 度

東京都稲城市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）

令和 4 年度東京都稲城市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 100,861 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7,917,587 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 11 月 28 日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位：千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
7 繰入金		975,515	100,861	1,076,376
	1 他会計繰入金	975,514	100,861	1,076,375
歳入合計		7,816,726	100,861	7,917,587

歳 出		(単位：千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
8 諸支出金		20,201	100,861	121,062
	1 償還金及び還付加算金	20,201	100,861	121,062
歳出合計		7,816,726	100,861	7,917,587

歲入歲出予算事項別明細書

歳入

第7款繰入金（補正額 100,861 千円）

科目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区分	金額
1	他会計繰入金	975,514	100,861	1,076,375		
	1 一般会計繰入金	975,514	100,861	1,076,375		
					1 一般繰入金	100,861
計		975,515	100,861	1,076,376		

（単位：千円）

説明
（保険年金課） 一般繰入金
100,861 100,861

第7款繰入金

歲 出

第 8 款 諸 支 出 金 (補正額 100,861 千円)

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				一般財源
項	目				特 定 財 源				
					国庫支出金	都支出金	地 方 債	そ の 他	
1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金		20,201	100,861	121,062	0	0	0	0	100,861
	2 償 還 金	1	100,861	100,862	0	0	0	0	100,861
					0	0	0	0	100,861
計		20,201	100,861	121,062	0	0	0	0	100,861

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
22 償還金利子及び 割 引 料	100,861	1 償還金（保険年金課）100,861 22償還金利子及び割引料100,861 償還金100,861

第8款 諸 支 出 金

議案概要説明書

議 案 番 号	第59号	担 当 課	市民部保険年金課
件 名	令和4年度東京都稲城市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）		
【概 要】			
(特に表示がないときは単位 千円)			
補正前の予算総額		7,816,726	
補 正 額		100,861	
補正後の予算総額		7,917,587	
(補正の概要)			
今回の補正は、令和3年度の東京都国民健康保険保険給付費等交付金の額の確定等に伴う償還金の増額補正です。			
歳入では繰入金を増額し、歳出では諸支出金を増額するものです。			

以下余白

第60号議案

令和 4 年 度

東京都稲城市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 4 年 度

東京都稲城市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 4 年度東京都稲城市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 2,479 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,545,233 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 11 月 28 日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位：千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰入金		1,370,316	△2,479	1,367,837
	1 他会計繰入金	1,370,316	△2,479	1,367,837
歳入合計		2,547,712	△2,479	2,545,233

歳 出		(単位：千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		95,255	△2,479	92,776
	1 総務管理費	95,255	△2,479	92,776
歳出合計		2,547,712	△2,479	2,545,233

歲入歲出予算事項別明細書

歳入

第4款繰入金（補正額 △2,479 千円）

科目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区分	金額
1	他会計繰入金	1,370,316	△2,479	1,367,837		
	1 一般会計繰入金	1,370,316	△2,479	1,367,837		
					1 一般会計繰入金	△2,479
計		1,370,316	△2,479	1,367,837		

（単位：千円）

説明
（区画整理課） 一般会計繰入金
△2,479 △2,479

第4款繰入金金

第 1 款 総 務 費 (補正額 △2,479 千円)

— 7 —

— 8 —

一般職

給与費

(1) 総括

区 分	職員数 (人)	給 与 費		
		給 料	職 員 手 当	計
補 正 後	11	38,979	32,896	71,875
補 正 前	11	40,353	33,414	73,767
比 較	0	△1,374	△518	△1,892

職員手当 の内訳	区 分	扶 養 手 当	地 域 手 当	管 理 職 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当
	補 正 後	952	6,123	881	1,018	0	4,453
	補 正 前	1,374	6,378	881	933	0	4,453
	比 較	△422	△255	0	85	0	0

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別	内 訳	説 明
給 料	△1,374	給与改定に伴う増分	117	給与改定に伴う増分 117
		その他の減分	△ 1,491	新陳代謝等による減分 △ 1,491
職 員 手 当	△518	給与改定に伴う増分	455	給与改定に伴う増分 455
		その他の減分	△ 973	新陳代謝等による減分 △ 973

明細書

(単位 千円)

共 済 費	合 計	備 考
13,967	85,842	
14,554	88,321	
△587	△2,479	

夜間勤務手当	宿 日 直 当	期 末 ・ 勤 勉 当 手	住 居 手 当	児 童 手 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	休 日 勤 務 手 当
0	0	18,059	360	1,050	0	0
0	0	18,195	360	840	0	0
0	0	△136	0	210	0	0

(単位 千円)

備 考
勤勉手当 支給率の増 0.10月

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区	分	行政職 (一)
令和4年11月1日 現在	平均給料月額(円)	296,327
	平均給与月額(円)	422,252
	平均年齢	37歳9月
令和3年11月1日 現在	平均給料月額(円)	297,612
	平均給与月額(円)	432,819
	平均年齢	39歳3月

イ 初任給 (単位 円)

区		行政職 (一)	国の制度 一般行政職
Ⅰ類	改正後	187,900	189,700
	改正前	183,700	186,700
Ⅱ類	改正後	162,500	—
	改正前	157,100	—
Ⅲ類	改正後	152,200	154,600
	改正前	145,600	150,600

ウ 級別職員数

区		行政職 (一)		
		級	職員数(人)	構成比(%)
令和4年11月1日 現在		5級	0	0.0
		4級	1	9.1
		3級	3	27.3
		2級	2	18.2
		1級	5	45.4
		計	11	100.0
令和3年11月1日 現在		5級	0	0.0
		4級	1	9.1
		3級	3	27.3
		2級	1	9.1
		1級	6	54.5
		計	11	100.0

(級別の基準となる職務)

区分	5 級	4 級	3 級	2 級	1 級
行政職(一)	部長	統括課長 課長	係長	副係長	主事

エ 昇給

区 分			行政職(一)
本 年 度	職 員 数 (A) (人)		11
	昇給に係る職員数 (B) (人)		11
	号 給 数 別 内 訳	1 号 給 (人)	1
		2 号 給 (人)	0
		3 号 給 (人)	0
		4 号 給 (人)	7
		5 号 給 (人)	2
		6 号 給 (人)	1
	比 率 (B) / (A) (%)		100.0
前 年 度	職 員 数 (A) (人)		11
	昇給に係る職員数 (B) (人)		11
	号 給 数 別 内 訳	1 号 給 (人)	0
		2 号 給 (人)	0
		3 号 給 (人)	0
		4 号 給 (人)	6
		5 号 給 (人)	3
		6 号 給 (人)	2
	比 率 (B) / (A) (%)		100.0

オ 期末手当・勤勉手当

区 分		支 給 期 別 支 給 率		支給率計 (月分)	職制上の段階、 職務の級等による加算措置	備 考
		6 月 (月分)	12 月 (月分)			
市	改正後	2.225	2.325	4.55	有	—
	改正前	2.225	2.225	4.45		
国	改正後	2.15	2.25	4.40	有	—
	改正前	2.15	2.15	4.30		

カ 定年退職及び応募認定退職に係る退職手当（令和４年１１月１日現在）

区分	20年勤続 の者 (月分)	25年勤続 の者 (月分)	35年勤続 の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備考
市の制度	23.00	30.50	43.00	43.00	定年前早期退職特例 (２％～１０％加算)	—
国の制度	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例 (２％～４５％加算)	—

キ 地域手当（令和４年１１月１日現在）

支給対象地域	稲 城 市
支給率 (%)	15.0
支給対象職員数 (人)	11
国の指定基準に 基づく支給率 (%)	15.0

ク その他の手当（令和４年１１月１日現在）

(単位 円)

区 分	国の制度 との異同	差 異 の 内 容		
扶養手当	異なる	改定なし		
		扶養等による区分	市の場合 (部長職を除く。)	国の場合
		配偶者	6,000 (課長職 3,000)	6,500
		子	9,000	10,000
		父 母 等	6,000 (課長職 3,000)	6,500
		満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子１人当たりの加算額	4,000	5,000

住居手当	異なる	改定なし <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="485 336 770 387">市の場合</th><th data-bbox="770 336 917 387"></th><th data-bbox="917 336 1334 387">国の場合</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="485 387 770 759"> 当該年度末に 35 歳未満で、自ら居住するため住宅又は貸間を借り受け、月額 15,000 円以上の家賃を支払っている世帯主等 （管理職を除く。） </td><td data-bbox="770 387 917 759">15,000</td><td data-bbox="917 387 1334 759"> 借家又は借間に居住する職員に対する支給限度額 28,000 </td></tr> </tbody> </table>	市の場合		国の場合	当該年度末に 35 歳未満で、自ら居住するため住宅又は貸間を借り受け、月額 15,000 円以上の家賃を支払っている世帯主等 （管理職を除く。）	15,000	借家又は借間に居住する職員に対する支給限度額 28,000
市の場合		国の場合						
当該年度末に 35 歳未満で、自ら居住するため住宅又は貸間を借り受け、月額 15,000 円以上の家賃を支払っている世帯主等 （管理職を除く。）	15,000	借家又は借間に居住する職員に対する支給限度額 28,000						
通勤手当	異なる	改定なし <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="485 947 770 999">市の場合</th><th data-bbox="770 947 917 999"></th><th data-bbox="917 947 1334 999">国の場合</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="485 999 770 1160"> 交通機関利用者運賃相当額（6 か月定期券等）を支給 </td><td data-bbox="770 999 917 1160"></td><td data-bbox="917 999 1334 1160"> 交通機関利用者運賃相当額（6 か月定期券等）を支給 月額支給限度額 55,000 </td></tr> </tbody> </table>	市の場合		国の場合	交通機関利用者運賃相当額（6 か月定期券等）を支給		交通機関利用者運賃相当額（6 か月定期券等）を支給 月額支給限度額 55,000
市の場合		国の場合						
交通機関利用者運賃相当額（6 か月定期券等）を支給		交通機関利用者運賃相当額（6 か月定期券等）を支給 月額支給限度額 55,000						

議案概要説明書

議 案 番 号	第60号	担 当 課	都市環境整備部区画整理課
件 名	令和4年度東京都稲城市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）		
【概 要】			
(特に表示がないときは単位 千円)			
補正前の予算総額		2,547,712	
補 正 額		△2,479	
補正後の予算総額		2,545,233	
(補正の概要)			
今回の補正は、人事異動等に伴う減額補正です。歳入では一般会計繰入金を減額し、歳出では人件費を減額するものです。			

第61号議案

令和 4 年 度

東京都稲城市下水道事業会計補正予算（第 1 号）

令和 4 年 度

東京都稲城市下水道事業会計補正予算（第 1 号）

（総則）

第 1 条 令和 4 年度東京都稲城市下水道事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第 2 条 令和 4 年度東京都稲城市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

	（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収入				
第 1 款	下水道事業収益	2,083,306 千円	9,822 千円	2,093,128 千円
第 2 項	営業外収益	822,657 千円	9,822 千円	832,479 千円
支出				
第 1 款	下水道事業費用	1,922,490 千円	9,822 千円	1,932,312 千円
第 1 項	営業費用	1,782,228 千円	9,822 千円	1,792,050 千円

（資本的収入及び支出の補正）

第 3 条 予算第 4 条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

	（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収入				
第 1 款	資本的収入	457,951 千円	△9,234 千円	448,717 千円
第 3 項	他会計補助金	20,060 千円	△9,234 千円	10,826 千円
支出				
第 1 款	資本的支出	900,812 千円	△9,234 千円	891,578 千円
第 1 項	建設改良費	447,136 千円	△9,234 千円	437,902 千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第 4 条 予算第 9 条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費の金額を次のとおり補正する。

	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
職員給与費	92,193 千円	588 千円	92,781 千円

（他会計からの補助金の補正）

第 5 条 予算第 10 条中「87,675 千円」を「88,023 千円」に補正する。

令和4年11月28日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

東京都稲城市下水道事業会計補正予算(第1号)
に関する説明書

令和4年度 東京都稲城市下水道事業会計補正予算(第1号)実施計画

収 益 の 収 入 及 び 支 出

収 入

(単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 下 水 道 事業収益			2,083,306	9,822	2,093,128
	2 営業外収益		822,657	9,822	832,479
		2 他 会 計 負 担 金	8,411	240	8,651
		3 他 会 計 補 助 金	67,615	9,582	77,197

支 出

(単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 下 水 道 事業費用			1,922,490	9,822	1,932,312
	1 営 業 費 用		1,782,228	9,822	1,792,050
		3 総 係 費	178,636	9,822	188,458

資 本 の 収 入 及 び 支 出

収 入 (単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 資 本 の 収 入			457,951	△ 9,234	448,717
	3 他会計補助金		20,060	△ 9,234	10,826
		1 他会計補助金	20,060	△ 9,234	10,826

支 出 (単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 資 本 の 支 出			900,812	△ 9,234	891,578
	1 建設改良費		447,136	△ 9,234	437,902
		4 建設総係費	30,827	△ 9,234	21,593

令和4年度 東京都稲城市下水道

収 益 の 収 入

収 入

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1	下	水道事業収益	2,083,306	9,822	2,093,128
	2	営業外収益	822,657	9,822	832,479
		2 他会計負担金	8,411	240	8,651
		3 他会計補助金	67,615	9,582	77,197

支 出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1	下	水道事業費用	1,922,490	9,822	1,932,312
	1	営業費用	1,782,228	9,822	1,792,050
		3 総 係 費	178,636	9,822	188,458

事業会計補正予算（第1号）実施計画説明書

及び支出

（単位：千円）

節		説	明
区	分		
	金 額		
1	一 般 会 計 負 担 金	240	一般会計負担金 240
1	一 般 会 計 補 助 金	9,582	一般会計補助金 9,582

（単位：千円）

節		説	明
区	分		
	金 額		
1	給 料	4,002	職員8人 4,002
2	手 当	3,548	手当 3,548
3	賞 与 引 当 金 繰 入 額	820	賞与引当金繰入額 820
4	法 定 福 利 費	1,291	東京都市町村職員共済組合負担金 1,291
5	法定福利費引当金繰入額	161	法定福利費引当金繰入額 161

資 本 的 収 入

収 入

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1	資	本 的 収 入	457,951	△ 9,234	448,717
	3	他 会 計 補 助 金	20,060	△ 9,234	10,826
		1 他 会 計 補 助 金	20,060	△ 9,234	10,826

支 出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1	資	本 的 支 出	900,812	△ 9,234	891,578
	1	建 設 改 良 費	447,136	△ 9,234	437,902
		4 建 設 総 係 費	30,827	△ 9,234	21,593

及 び 支 出

(単位:千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 一 般 会 計 補 助 金	△ 9,234	一般会計補助金 △ 9,234

(単位:千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 給 料	△ 4,496	職員2人 △ 4,496
2 手 当	△ 2,659	手当 △ 2,659
3 賞 与 引 当 金 繰 入 額	△ 611	賞与引当金繰入額 △ 611
4 法 定 福 利 費	△ 1,354	東京都市町村職員共済組合負担金 △ 1,354
5 法定福利費引当金繰入額	△ 114	法定福利費引当金繰入額 △ 114

給 与 費

1. 総括

	区分	職 員 数 (人)		給 与 費		
		特別職	一般職	報 酬	給 料	手 当
手当の内訳	補正後	0	(0) 10	0	39,271	39,774
	補正前	0	(0) 10	0	39,765	38,676
	比 較	0	(0) 0	0	△ 494	1,098
	()内は再任用で外数					
手当の内訳	区分	扶 養 手 当	地 域 手 当	管 理 職 手 当	通 勤 手 当	特 殊 時 間 外 勤 務 手 当 勤 務 手 当
	補正後	1,957	6,965	1,101	670	15 3,885
	補正前	1,789	6,351	881	670	15 3,885
	比 較	168	614	220	0	0 0

2. 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額	増 減 事 由 別 内 訳		説 明
給 料	△ 494	給与改定に伴う増分	43	給与改定に伴う増分 43
		その他の減分	△ 537	新陳代謝等による減分 △ 537
手 当	1,098	給与改定に伴う増分	421	給与改定に伴う増分 421
		その他の増分	677	新陳代謝等による増分 677

明 細 書

(単位:千円)

	法定福利費	合 計	備 考
計			
79,045	13,736	92,781	
78,441	13,752	92,193	
604	△ 16	588	

夜 間 宿 日 直 期 末 ・ 勤 勉	住 居 手 当	児 童 手 当	管理職員特 休 日 勤 務	退 職 手 当			
勤 務 手 当	手 当	手 当	別 勤 務 手 当	組 合 負 担 金			
0	0	17,661	180	1,420	0	0	5,920
0	0	18,098	180	1,040	0	0	5,767
0	0	△ 437	0	380	0	0	153

(単位:千円)

備 考
勤勉手当 支給率の増 0.10月

3. 給料及び職員手当の状況

(ア) 職員1人当たり給与

区 分		行 政 職(一)
令和4年11月1日 現在	平 均 給 料 月 額 (円)	324,275
	平 均 給 与 月 額 (円)	406,865
	平 均 年 齢	42 歳 11 月
令和3年11月1日 現在	平 均 給 料 月 額 (円)	300,109
	平 均 給 与 月 額 (円)	383,681
	平 均 年 齢	43 歳 11 月

(イ) 初任給

(単位:円)

区 分		行 政 職(一)	国の制度 一般行政職
Ⅰ 類	改正後	187,900	189,700
	改正前	183,700	186,700
Ⅱ 類	改正後	162,500	-
	改正前	157,100	-
Ⅲ 類	改正後	152,200	154,600
	改正前	145,600	150,600

(ウ) 級別職員数 (再任用職員は外数のため、本表には含まれていません。)

区 分	行 政 職 (一)		
	級	職員数(人)	構成比(%)
令和4年11月1日 現在	5 級	0	0.0
	4 級	1	10.0
	3 級	2	20.0
	2 級	3	30.0
	1 級	4	40.0
	計	10	100.0
令和3年11月1日 現在	5 級	0	0.0
	4 級	1	9.1
	3 級	3	27.3
	2 級	3	27.3
	1 級	4	36.3
	計	11	100.0

(級別の基準となる職務)

区 分	5級	4級	3級	2級	1級
行政職(一)	部長	統括課長・課長	係長	副係長	主事

(エ) 昇給

区 分		合 計		職 種
				行 政 職(一)
本 年 度	職 員 数 (A) (人)	10	10	
	昇 給 に 係 る 職 員 数 (B) (人)	7	7	
	号 給 数 別 内 訳	1号給 (人)	0	0
		2号給 (人)	0	0
		3号給 (人)	1	1
		4号給 (人)	3	3
		5号給 (人)	3	3
		6号給 (人)	0	0
	比 率 (B)／(A) (%)	70.0	70.0	
前 年 度	職 員 数 (A) (人)	10	10	
	昇 給 に 係 る 職 員 数 (B) (人)	8	8	
	号 給 数 別 内 訳	1号給 (人)	1	1
		2号給 (人)	0	0
		3号給 (人)	0	0
		4号給 (人)	6	6
		5号給 (人)	1	1
		6号給 (人)	0	0
	比 率 (B)／(A) (%)	80.0	80.0	

(オ) 期末手当・勤勉手当

()内は再任用職員支給率

区 分		支 給 期 別 支 給 率		支 給 率 計	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
		6月(月分)	12月(月分)	(月分)		
市	改正後	(1.175)	(1.225)	(2.40)	有	-
		2.225	2.325	4.55		
	改正前	(1.175)	(1.175)	(2.35)		
		2.225	2.225	4.45		
国	改正後	(1.125)	(1.175)	(2.30)	有	-
		2.15	2.25	4.40		
	改正前	(1.125)	(1.125)	(2.25)		
		2.15	2.15	4.30		

(カ) 定年退職及び応募認定退職に係る退職手当(令和4年11月1日現在)

区 分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備 考
市の制度	23.00	30.50	43.00	43.00	定年前早期退職特例 (2%～10%加算)	-
国の制度	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例 (2%～45%加算)	-

(キ) 地域手当(令和4年11月1日現在)

支 給 対 象 地 域	稲 城 市
支 給 率 (%)	15.0
支 給 対 象 職 員 数 (人)	10
国 の 指 定 基 準 に 基 づ く 支 給 率 (%)	15.0

(ク) 特殊勤務手当

区 分	全職種
給 料 総 額 に 対 す る 比 率 (%)	0.04
支 給 対 象 職 員 の 比 率 (%) (令 和 4 年 11 月 1 日 現 在)	100.00
特 殊 勤 務 手 当 の 名 称	下水道 ^{きよ} 調査手当

(ケ) その他の手当(令和4年11月1日現在)

(単位:円)

区 分	国の制度との異同	差 異 の 内 容			
扶養手当	異なる	改定なし			
		扶 養 等 に よ る 区 分		市の場合 (部長職を除く。)	国の場合
		配 偶 者		6,000 (課長職3,000)	6,500
		子		9,000	10,000
		父 母 等		6,000 (課長職3,000)	6,500
		満 16 歳 の 年 度 初 め か ら 満 22 歳 の 年 度 末 ま で の 子 1 人 当 た り の 加 算 額		4,000	5,000
住居手当	異なる	改定なし			
		市 の 場 合		国 の 場 合	
		当該年度末に35歳未満で、自ら居住するため住宅又は貸間を借り受け、月額15,000円以上の家賃を支払っている世帯主等(管理職を除く。)	15,000	借家又は借間に居住する職員 に対する支給限度額 28,000	
通勤手当	異なる	改定なし			
		市 の 場 合		国 の 場 合	
		交通機関利用者運賃相当額 (6か月定期券等)を支給		交通機関利用者運賃相当額 (6か月定期券等)を支給 月額支給限度額 55,000	

議案概要説明書

議 案 番 号	第61号	担 当 課	都市環境整備部下水道課
件 名	令和4年度東京都稲城市下水道事業会計補正予算（第1号）		

【概 要】

今回の補正は、人事異動等に伴う増額補正で、収益的収入及び支出を増額し、資本的収入及び支出を減額するものです。

（特に表示がないときは単位 千円）

【収益的収入及び支出】

科 目	既決予定額	補正予定額	計
収入 第1款 下水道事業収益	2,083,306	9,822	2,093,128
第2項 営業外収益	822,657	9,822	832,479
支出 第1款 下水道事業費用	1,922,490	9,822	1,932,312
第1項 営業費用	1,782,228	9,822	1,792,050

【資本的収入及び支出】

科 目	既決予定額	補正予定額	計
収入 第1款 資本的収入	457,951	△9,234	448,717
第3項 他会計補助金	20,060	△9,234	10,826
支出 第1款 資本的支出	900,812	△9,234	891,578
第1項 建設改良費	447,136	△9,234	437,902

【議会の議決を経なければ流用することのできない経費】

	既決予定額	補正予定額	計
職員給与費	92,193	588	92,781

【他会計からの補助金】

	既決予定額	補正予定額	計
一般会計からの補助金	87,675	348	88,023

第62号議案

稲城市道路線の廃止について（稲城小田良土地区画整理事業関係・32路線）

上記の議案を提出する。

令和4年11月28日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

（提案理由）

稲城市道路線を廃止するため、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、本案を提出する。

稲城市道路線の廃止について（稲城小田良土地区画整理事業関係・32路線）

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により、次の稲城市道路線の全部又は一部を廃止する。

1 廃止

整理 番号	路線名	起 点	終 点
1	市道987号線	坂浜1083番 5 地先	坂浜1083番 5 地先
2	市道988号線	坂浜1175番 1 地先	坂浜1175番 1 地先
3	市道993号線	坂浜1166番地先	坂浜925番地先
4	市道995号線	坂浜1164番 1 地先	坂浜1178番地先
5	市道996号線	坂浜1161番地先	坂浜1159番 1 地先
6	市道999号線	坂浜909番 1 地先	坂浜853番地先
7	市道1001号線	坂浜1202番 2 地先	坂浜1203番地先
8	市道1002号線	坂浜1198番 3 地先	坂浜1197番 2 地先
9	市道1003号線	坂浜1204番 2 地先	坂浜1215番地先
10	市道1004号線	坂浜1194番 1 地先	坂浜1207番 1 地先
11	市道1011号線	坂浜849番 1 地先	坂浜827番 1 地先
12	市道1014号線	坂浜1259番地先	坂浜817番地先
13	市道1016号線	坂浜1255番 2 地先	坂浜1254番 1 地先
14	市道1017号線	坂浜1255番 2 地先	坂浜1284番地先
15	市道1018号線	坂浜1262番地先	坂浜1276番イー 2 地先
16	市道1019号線	坂浜1232番地先	坂浜1225番地先
17	市道1020号線	坂浜1187番 2 地先	坂浜1189番 1 地先
18	市道1021号線	坂浜1266番 2 地先	坂浜1266番 1 地先
19	市道1026号線	坂浜1278番 2 地先	坂浜1272番 1 地先

20	市道1027号線	坂浜1291番地先	坂浜1297番地先
21	市道1028号線	坂浜1300番地先	坂浜1302番 1 地先
22	市道1029号線	坂浜1290番地先	坂浜1330番地先
23	市道1030号線	坂浜1312番地先	坂浜1318番地先
24	市道1031号線	坂浜1304番地先	坂浜1303番地先

2 一部廃止

整理 番号	路線名	旧新別	起 点	終 点
25	市道871号線	旧	坂浜2258番 1 地先	坂浜1289番 1 地先
		新	坂浜2258番 1 地先	坂浜1310番 3 地先
26	市道982号線	旧	坂浜1016番 1 地先	坂浜1018番 1 地先
		新	坂浜1016番 1 地先	坂浜1017番地先
27	市道986号線	旧	坂浜1021番 1 地先	坂浜941番地先
		新	坂浜1021番 1 地先	坂浜1079番地先
28	市道989号線	旧	坂浜1111番地先	坂浜1084番 2 地先
		新	坂浜1111番地先	坂浜1154番 2 地先
29	市道991号線	旧	坂浜1158番地先	坂浜1278番 2 地先
		新	坂浜1159番 6 地先	坂浜1182番地先
30	市道997号線	旧	坂浜901番 1 地先	坂浜916番 1 地先
		新	坂浜901番 1 地先	坂浜917番 1 地先
31	市道1008号線	旧	坂浜869番地先	坂浜1243番地先
		新	坂浜869番地先	坂浜1217番 3 地先
32	市道1012号線	旧	坂浜824番地先	坂浜830番地先
		新	坂浜824番地先	坂浜825番地先

議案概要説明書

議 案 番 号	第62号	担 当 課	都市建設部管理課
件 名	稲城市道路線の廃止について（稲城小田良土地地区画整理事業関係・32路線）		
【概 要】 本案は、稲城小田良土地地区画整理事業により道路としての機能が消滅し、一般交通の用に供する必要がなくなった32路線の全部又は一部を廃止するため、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものです。			

第62号議案関係資料

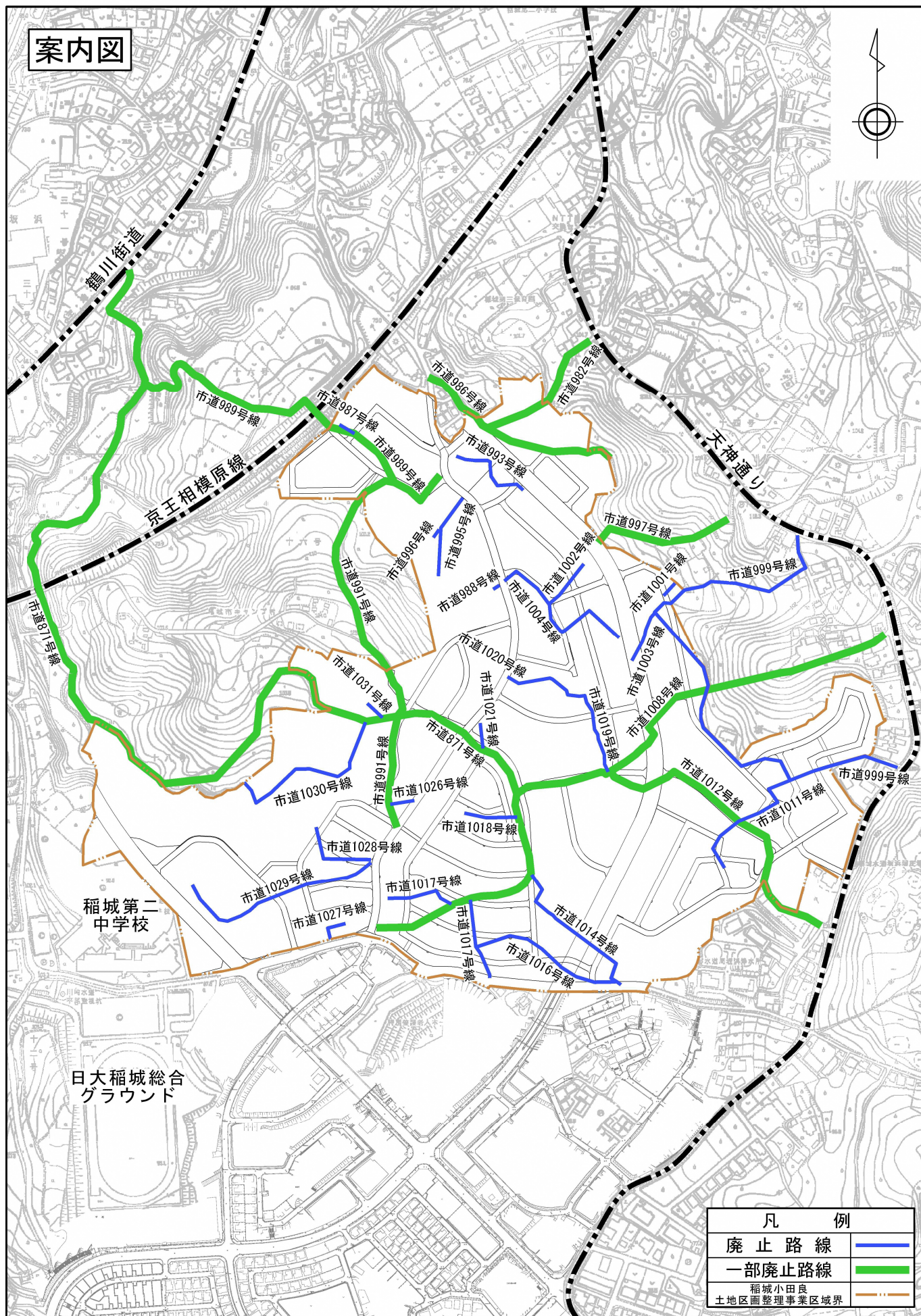
路 線 一 覧 表

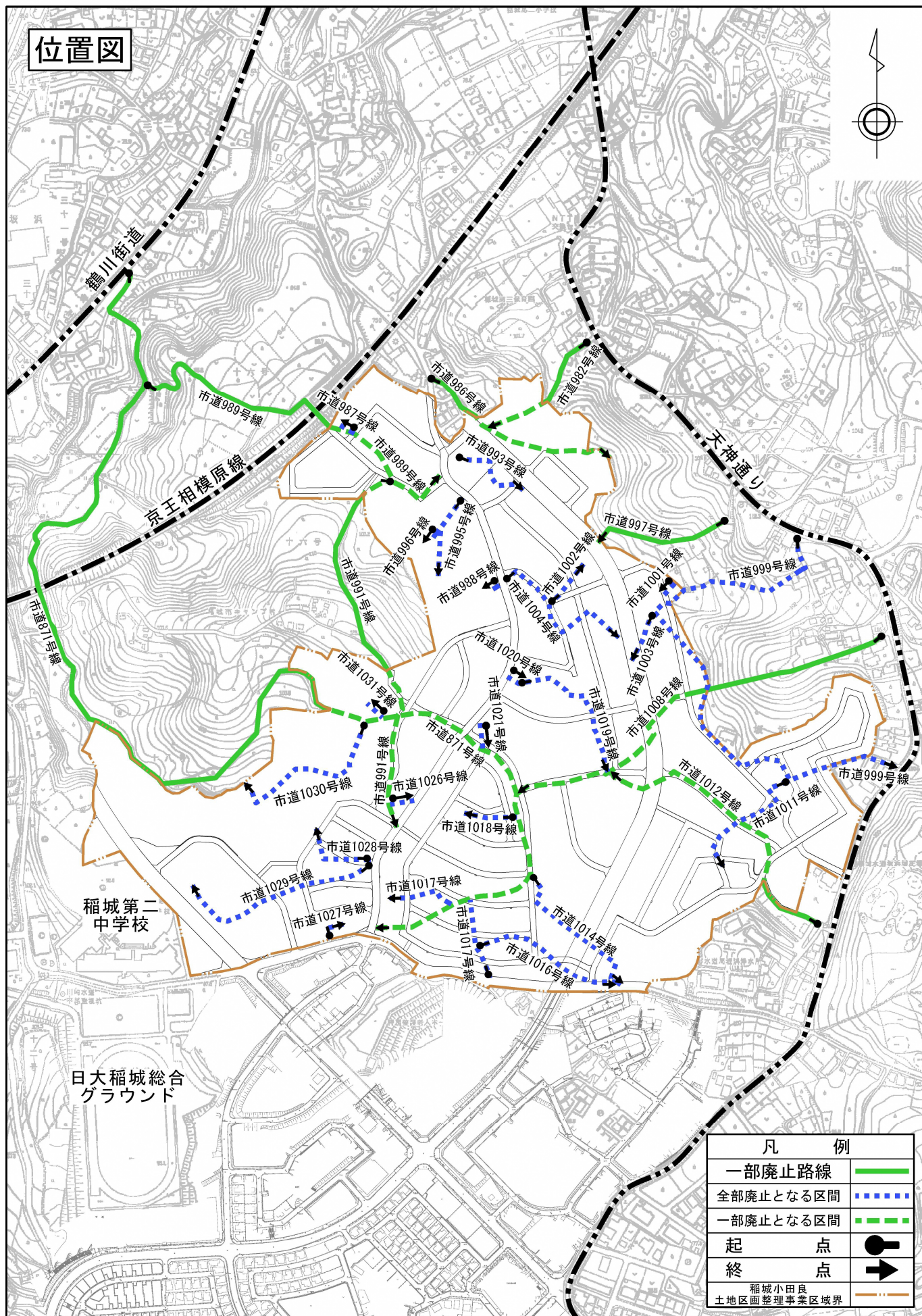
廃止路線

No.	路線名	起点	終点	延長(m)	幅員(m)
1	市道987号線	坂浜1083番5地先	坂浜1083番5地先	17.99	1.52
2	市道988号線	坂浜1175番1地先	坂浜1175番1地先	7.33	2.54
3	市道993号線	坂浜1166番地先	坂浜925番地先	122.28	1.21
4	市道995号線	坂浜1164番1地先	坂浜1178番地先	100.95	1.21
5	市道996号線	坂浜1161番地先	坂浜1159番1地先	11.42	1.21
6	市道999号線	坂浜909番1地先	坂浜853番地先	582.31	1.21～1.52
7	市道1001号線	坂浜1202番2地先	坂浜1203番地先	19.48	1.21
8	市道1002号線	坂浜1198番3地先	坂浜1197番2地先	51.93	1.52
9	市道1003号線	坂浜1204番2地先	坂浜1215番地先	51.70	1.52
10	市道1004号線	坂浜1194番1地先	坂浜1207番1地先	173.87	1.21～1.52
11	市道1011号線	坂浜849番1地先	坂浜827番1地先	157.81	1.52～1.82
12	市道1014号線	坂浜1259番地先	坂浜817番地先	168.26	1.21
13	市道1016号線	坂浜1255番2地先	坂浜1254番1地先	176.05	1.21
14	市道1017号線	坂浜1255番2地先	坂浜1284番地先	192.67	1.21～1.52
15	市道1018号線	坂浜1262番地先	坂浜1276番イー2地先	56.43	1.52
16	市道1019号線	坂浜1232番地先	坂浜1225番地先	152.82	1.21
17	市道1020号線	坂浜1187番2地先	坂浜1189番1地先	20.78	1.21
18	市道1021号線	坂浜1266番2地先	坂浜1266番1地先	25.42	4.00
19	市道1026号線	坂浜1278番2地先	坂浜1272番1地先	26.11	1.21
20	市道1027号線	坂浜1291番地先	坂浜1297番地先	38.30	1.21～2.73
21	市道1028号線	坂浜1300番地先	坂浜1302番1地先	85.70	1.21
22	市道1029号線	坂浜1290番地先	坂浜1330番地先	198.86	1.21
23	市道1030号線	坂浜1312番地先	坂浜1318番地先	193.52	1.21
24	市道1031号線	坂浜1304番地先	坂浜1303番地先	21.49	1.21

一部廃止路線

No.	路線名	旧新別	起点	終点	延長(m)	幅員(m)
25	市道871号線	旧	坂浜2258番1地先	坂浜1289番1地先	1487.35	1.21～2.42
		新	変更なし	坂浜1310番3地先	987.51	変更なし
26	市道982号線	旧	坂浜1016番1地先	坂浜1018番1地先	156.76	1.21
		新	変更なし	坂浜1017番地先	88.55	変更なし
27	市道986号線	旧	坂浜1021番1地先	坂浜941番地先	254.40	1.21
		新	変更なし	坂浜1079番地先	67.61	変更なし
28	市道989号線	旧	坂浜1111番地先	坂浜1084番2地先	426.92	1.82～5.85
		新	変更なし	坂浜1154番2地先	263.48	変更なし
29	市道991号線	旧	坂浜1158番地先	坂浜1278番2地先	407.31	1.52～2.73
		新	坂浜1159番6地先	坂浜1182番地先	216.49	1.52
30	市道997号線	旧	坂浜901番1地先	坂浜916番1地先	147.98	1.21
		新	変更なし	坂浜917番1地先	145.31	変更なし
31	市道1008号線	旧	坂浜869番地先	坂浜1243番地先	478.54	1.21～1.82
		新	変更なし	坂浜1217番3地先	220.61	変更なし
32	市道1012号線	旧	坂浜824番地先	坂浜830番地先	336.63	1.82
		新	変更なし	坂浜825番地先	82.90	変更なし





第63号議案

稲城市道路線の認定について（稲城小田良土地区画整理事業関係・2路線）

上記の議案を提出する。

令和4年11月28日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

（提案理由）

稲城小田良土地区画整理事業に伴い廃止する市道999号線の残存区間を稲城市道路線に認定するため、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、本案を提出する。

稲城市道路線の認定について（稲城小田良土地区画整理事業関係・2路線）

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定に基づき、次の路線を稲城市道路線に認定する。

整理 番号	路線名	起 点	終 点
1	市道坂浜2176号線	坂浜860番2地先	坂浜852番8地先
2	市道坂浜2177号線	坂浜877番2地先	坂浜1203番3地先

議案概要説明書

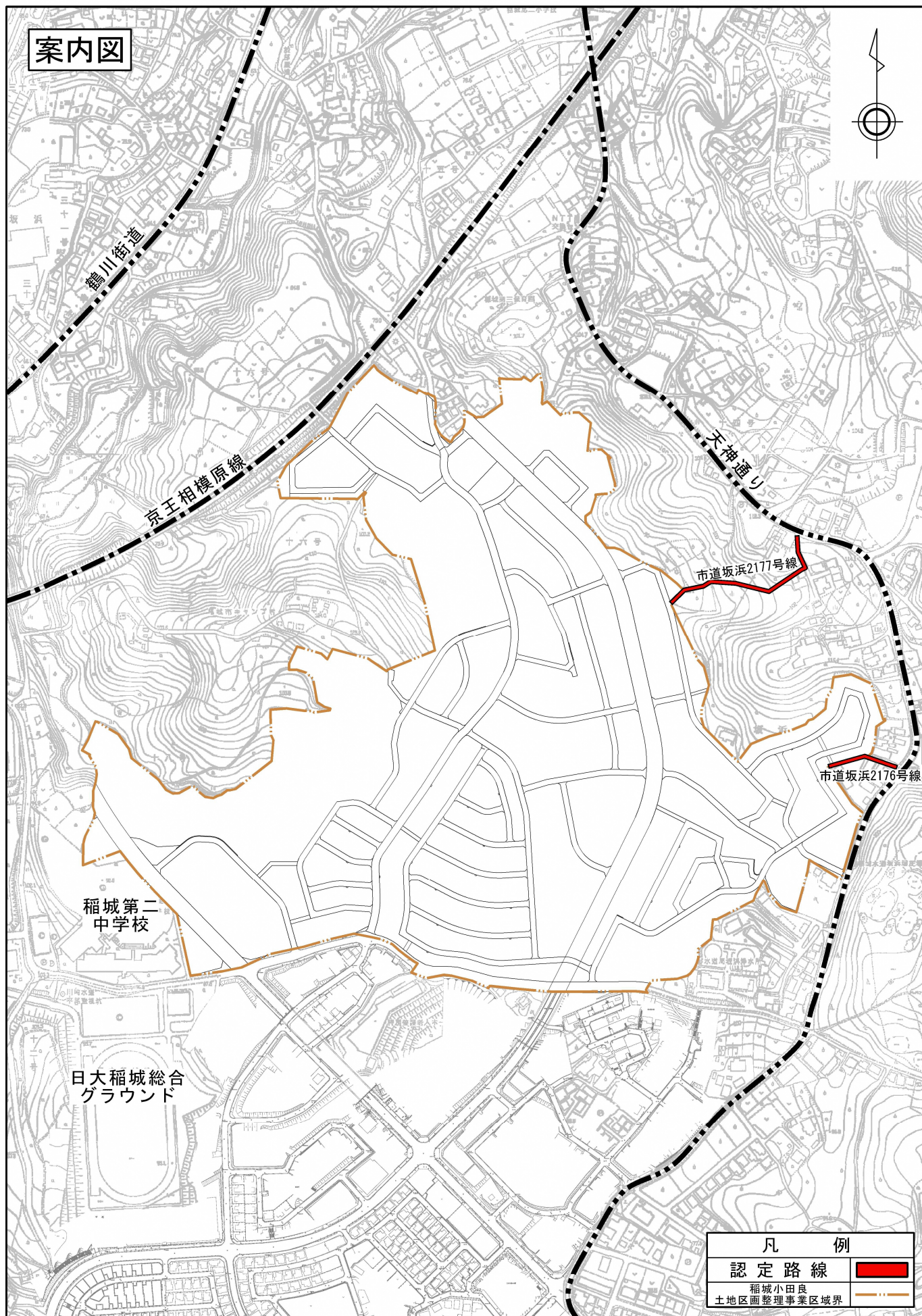
議 案 番 号	第63号	担 当 課	都市建設部管理課
件 名	稲城市道路線の認定について（稲城小田良土地地区画整理事業関係・2路線）		
【概 要】 本案は、稲城小田良土地地区画整理事業に伴い廃止する市道999号線の残存区間を稲城市道路線に認定するため、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものです。			

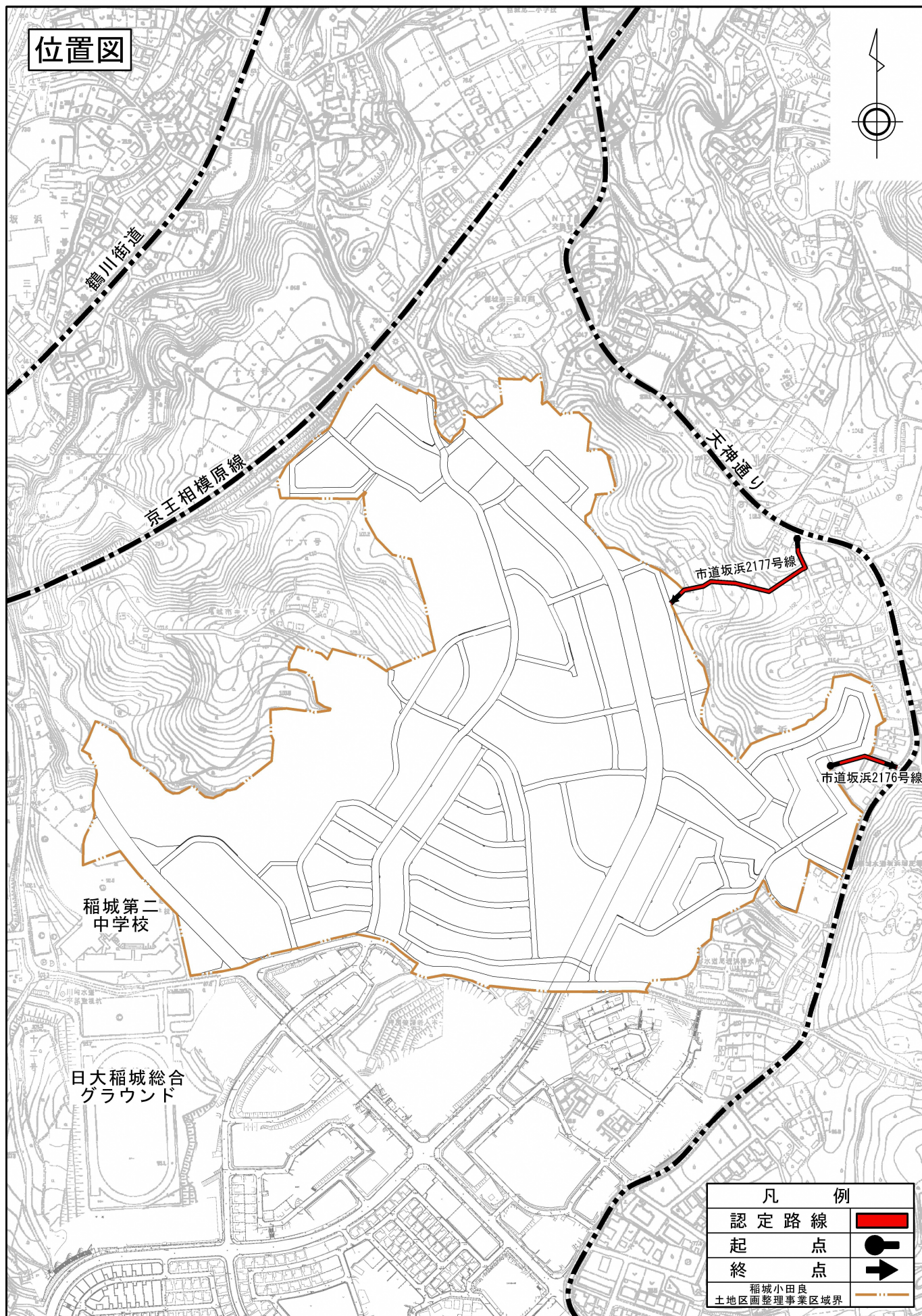
第63号議案関係資料

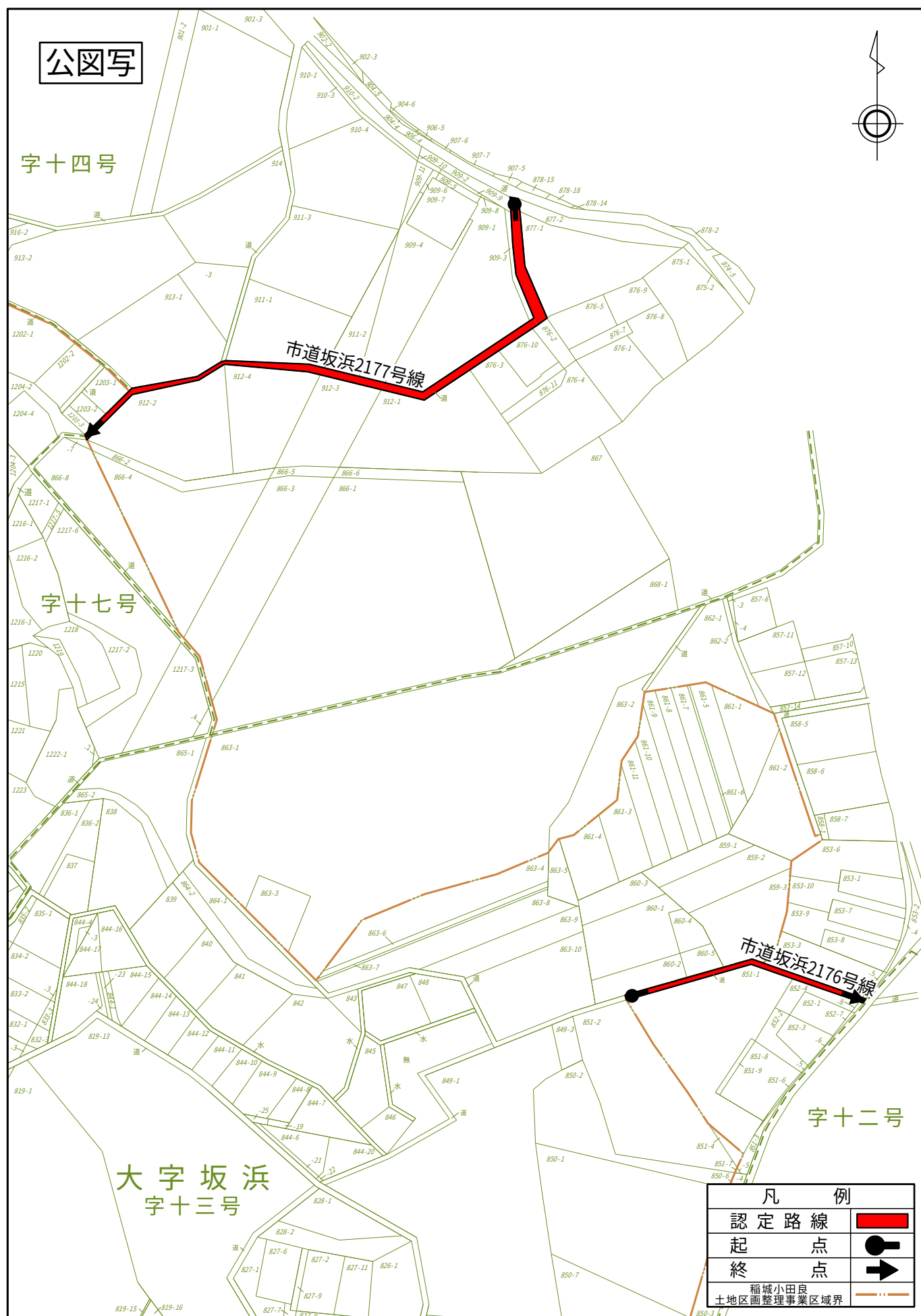
路 線 一 覧 表

認定路線

No.	路線名	起点	終点	延長(m)	幅員(m)
1	市道坂浜2176号線	坂浜860番2地先	坂浜852番8地先	77.06	1.21～1.52
2	市道坂浜2177号線	坂浜877番2地先	坂浜1203番3地先	191.63	1.21～1.52







第64号議案

稲城市道路線の認定について（坂浜における民間宅地開発関係・1路線）

上記の議案を提出する。

令和4年11月28日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

（提案理由）

坂浜地区の民間宅地開発において築造した道路が市に移管されたことに伴い、稲城市道路線に認定するため、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、本案を提出する。

稲城市道路線の認定について（坂浜における民間宅地開発関係・1路線）

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定に基づき、次の路線を稲城市道路線に認定する。

路線名	起 点	終 点
市道坂浜2178号線	坂浜913番15地先	坂浜912番12地先

議案概要説明書

議 案 番 号	第64号	担 当 課	都市建設部管理課
件 名	稲城市道路線の認定について（坂浜における民間宅地開発関係・1路線）		
【概 要】 本案は、坂浜地区の民間宅地開発において築造した道路が市に移管されたことに伴い、稲城市道路線に認定するため、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものです。			

第64号議案関係資料

路 線 一 覧 表

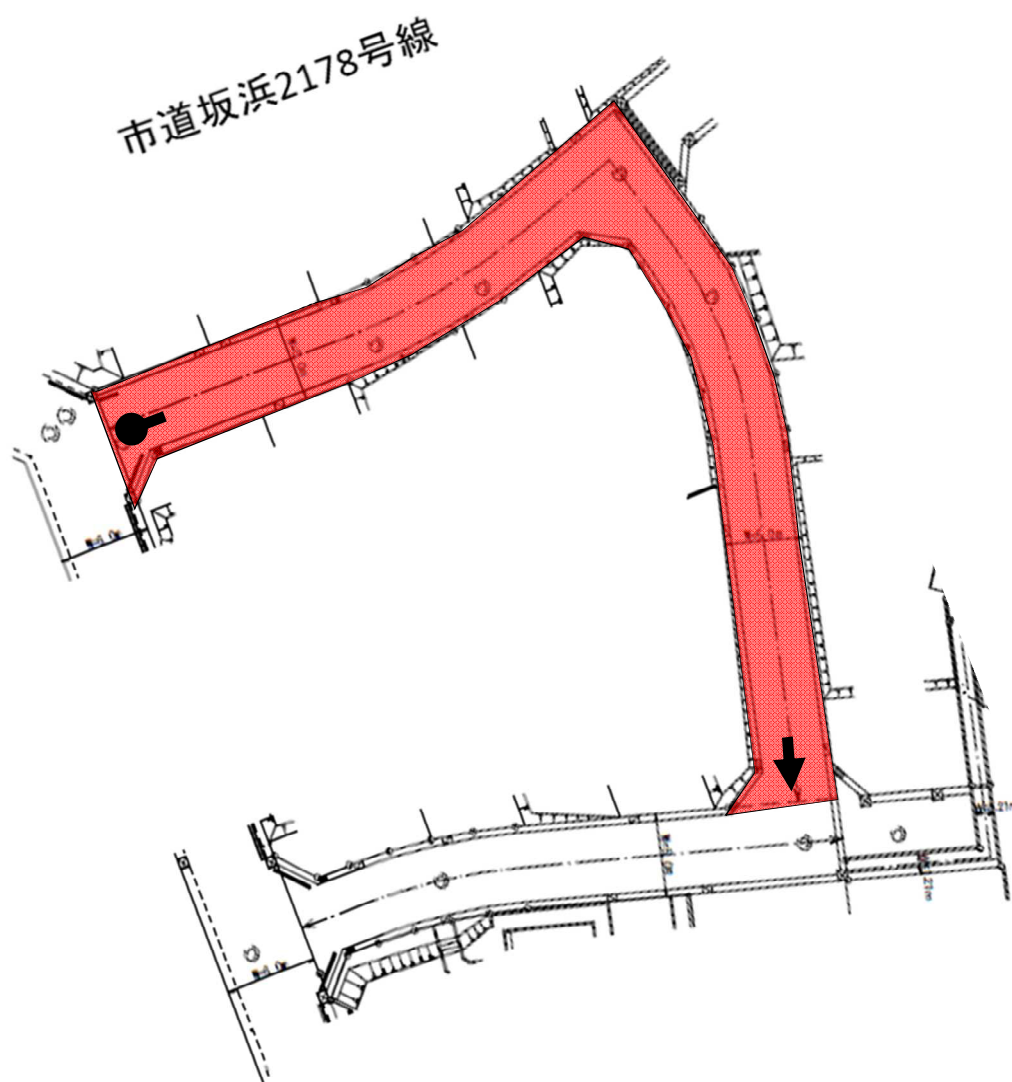
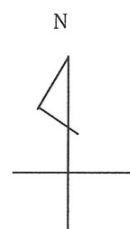
認定路線

路線名	起点	終点	延長(m)	幅員(m)
市道坂浜2178号線	坂浜913番15地先	坂浜912番12地先	78.72	5.00

案内図

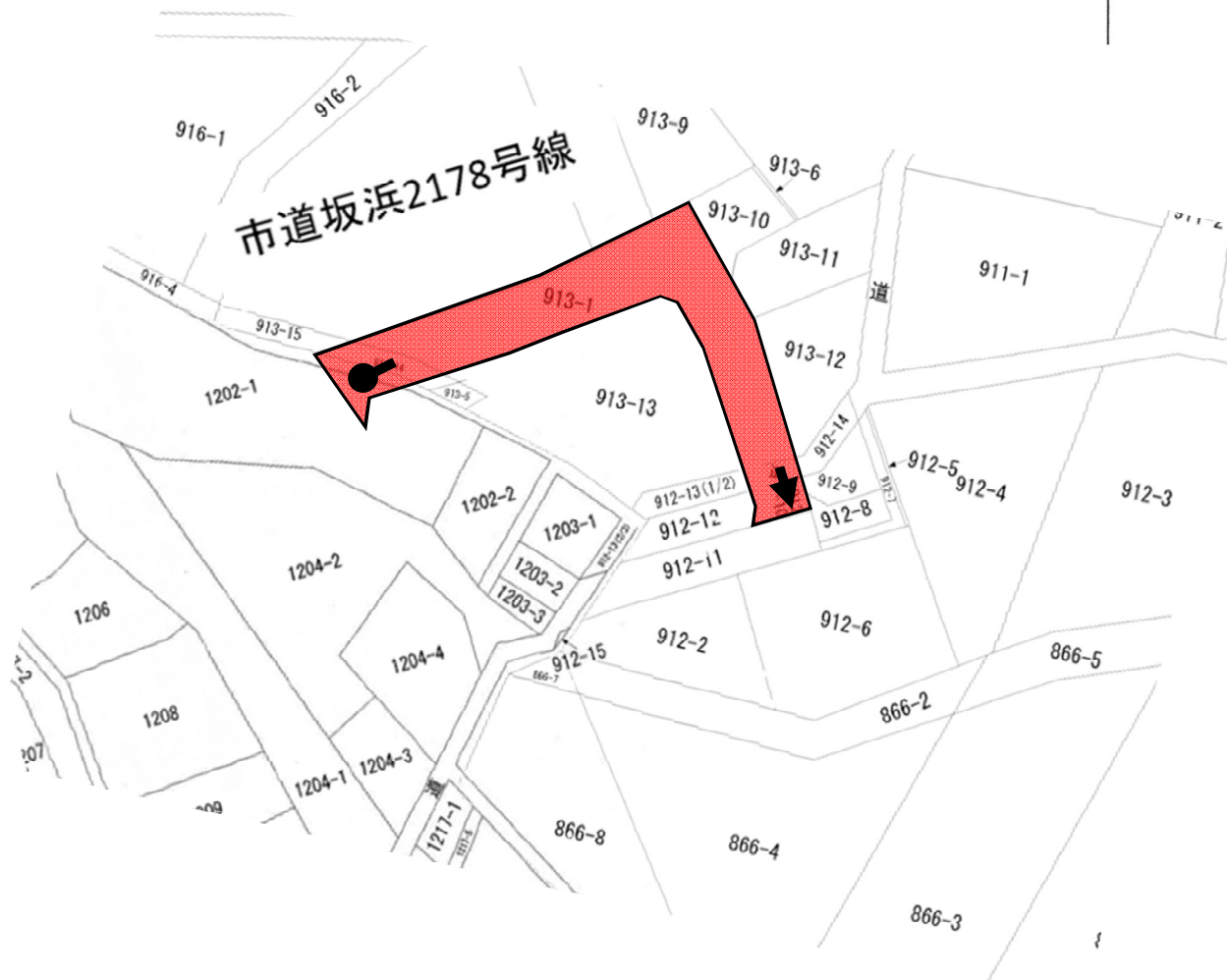
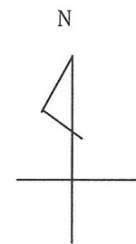


位置図



凡 例	
起 点	
終 点	
認定路線	

公 図 写



凡 例	
起 点	
終 点	
認定路線	

第65号議案

稲城市道路線の変更について（稲城南山東部土地区画整理事業関係・1路線）

上記の議案を提出する。

令和4年11月28日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

（提案理由）

稲城市道路線を変更するため、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、本案を提出する。

稲城市道路線の変更について（稲城南山東部土地区画整理事業関係・1路線）

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定により、次のとおり稲城市道路線を変更する。

路線名		起 点	終 点	重要な 経過地
市道1527号線	変更前	東長沼3109番地先	矢野口3118番地先	—
	変更後	東長沼3109番地先	矢野口3119番26地先	—

議案概要説明書

議 案 番 号	第65号	担 当 課	都市建設部管理課
件 名	稲城市道路線の変更について（稲城南山東部土地区画整理事業関係・1路線）		
【概 要】 本案は、稲城市道路線を変更するため、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものです。 【変更内容】 ○ 市道1527号線 稲城南山東部土地区画整理事業に伴い路線を延伸したため、その終点を変更します。			

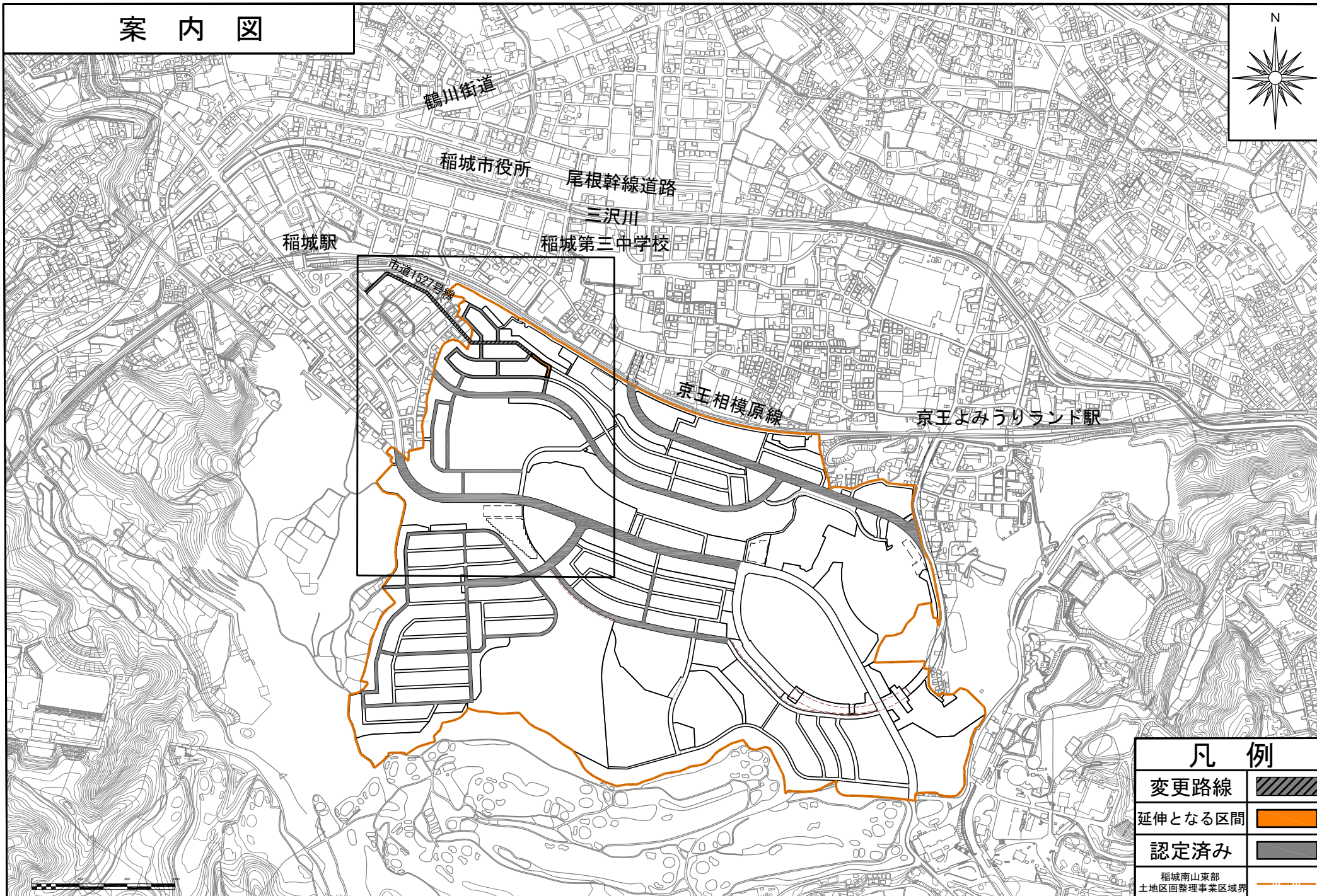
第65号議案関係資料

路 線 一 覧 表

変更路線

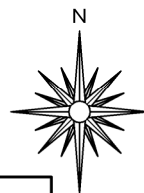
路線名		起点	終点	延長(m)	幅員(m)
市道1527号線	変更前	東長沼3109番地先	矢野口3118番地先	425.89	6.00
	変更後	変更なし	矢野口3119番26地先	493.55	変更なし

案内図

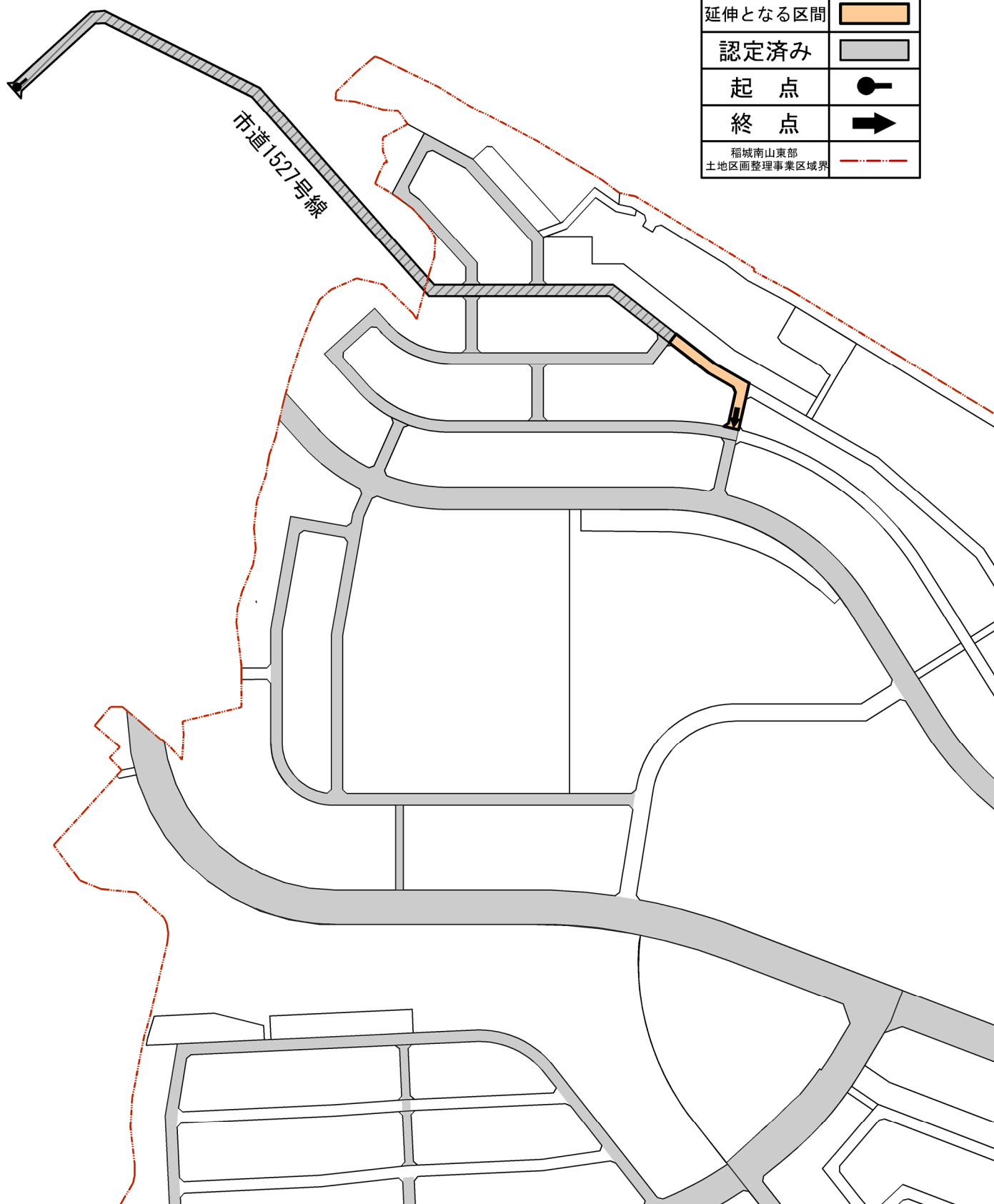


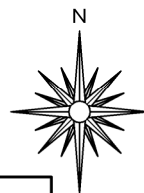
凡 例	
変更路線	
延伸となる区間	
認定済み	
稲城南山東部 土地区画整理事業区域界	

位置図

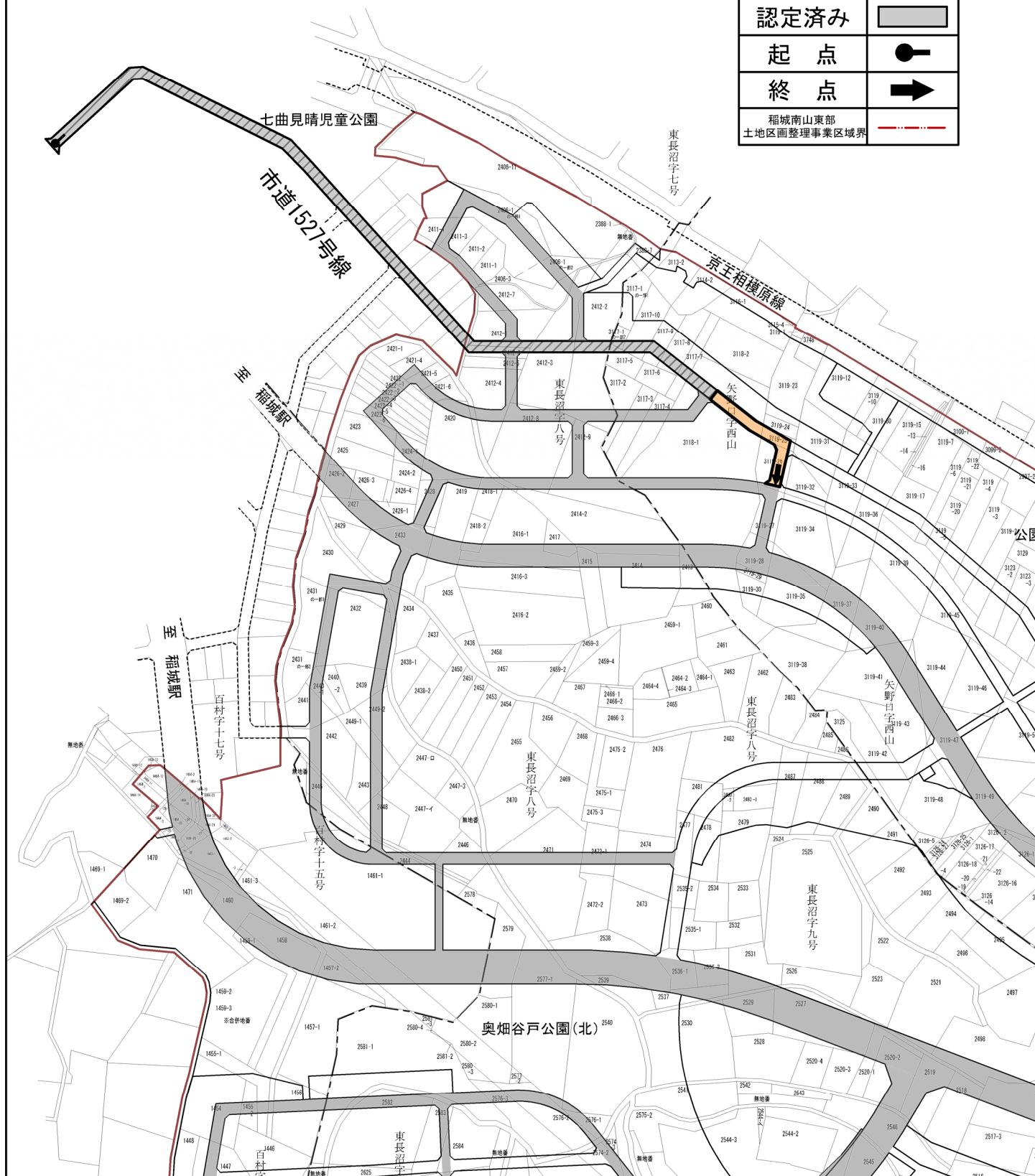


凡 例	
変更路線	
延伸となる区間	
認定済み	
起 点	
終 点	
稲城南山東部 土地区画整理事業区域界	





凡 例	
変更路線	
延伸となる区間	
認定済み	
起 点	
終 点	
稲城南山東部 土地区画整理事業区域界	



第66号議案

稲城市道路線の認定について（稲城南山東部土地区画整理事業関係・1路線）

上記の議案を提出する。

令和4年11月28日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

（提案理由）

稲城南山東部土地区画整理事業において築造した道路を稲城市道路線に認定するため、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、本案を提出する。

稲城市道路線の認定について（稲城南山東部土地区画整理事業関係・1路線）

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定に基づき、次の路線を稲城市道路線に認定する。

路線名	起 点	終 点
市道東長沼2179号線	東長沼2536番1地先	矢野口3119番47地先

議案概要説明書

議 案 番 号	第66号	担 当 課	都市建設部管理課
件 名	稲城市道路線の認定について（稲城南山東部土地区画整理事業関係・1路線）		
【概 要】 本案は、稲城南山東部土地区画整理事業において築造した道路を稲城市道路線に認定するため、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものです。			

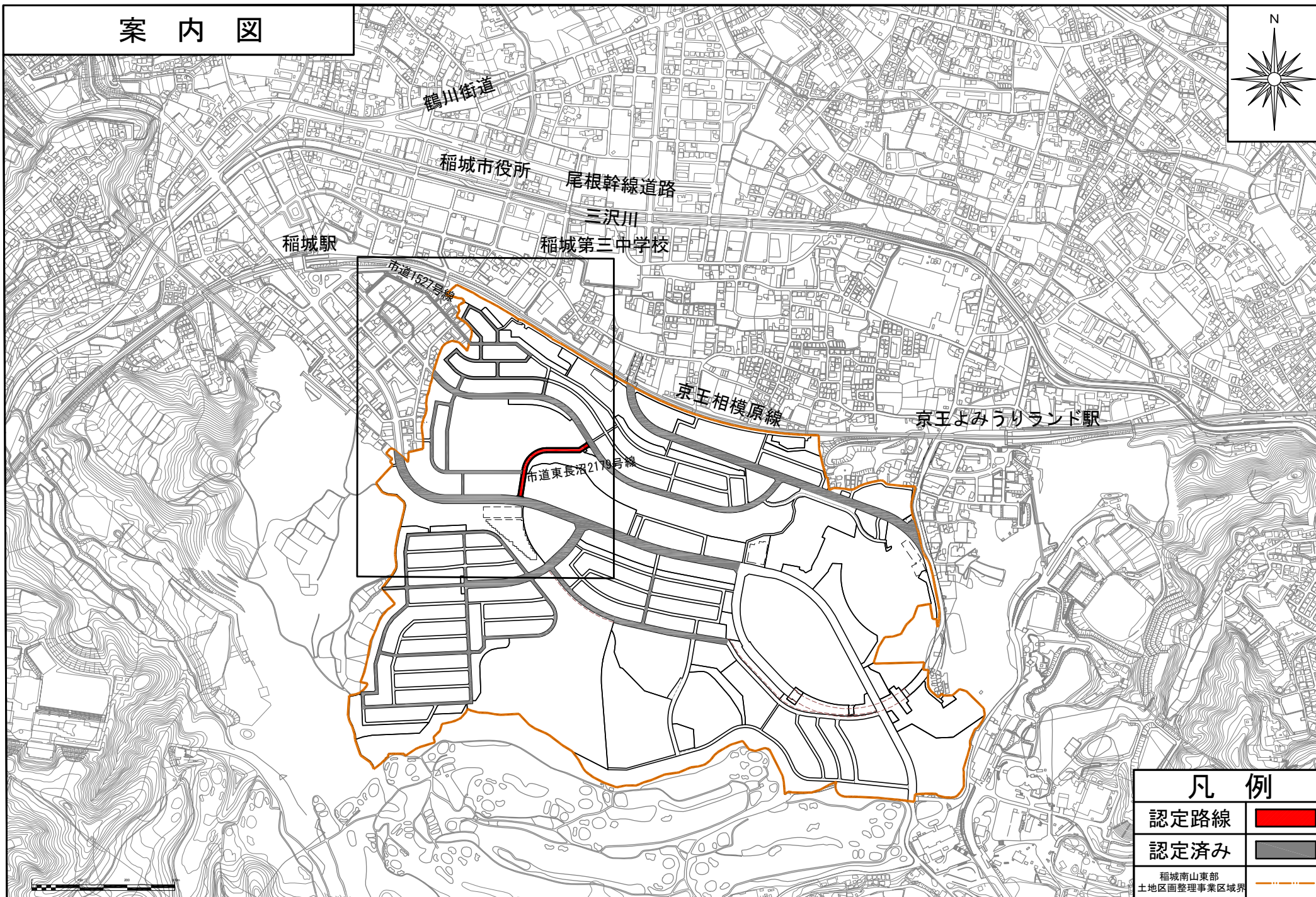
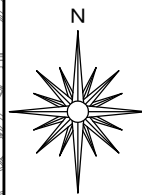
第66号議案関係資料

路 線 一 覧 表

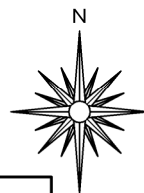
認定路線

路線名	起点	終点	延長(m)	幅員(m)
市道東長沼2179号線	東長沼2536番1地先	矢野口3119番47地先	217.41	9.00

案内図



位置図

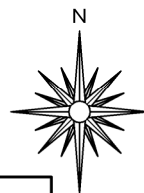


凡 例	
認定路線	
認定済み	
起 点	
終 点	
稲城南山東部 土地区画整理事業区域界	

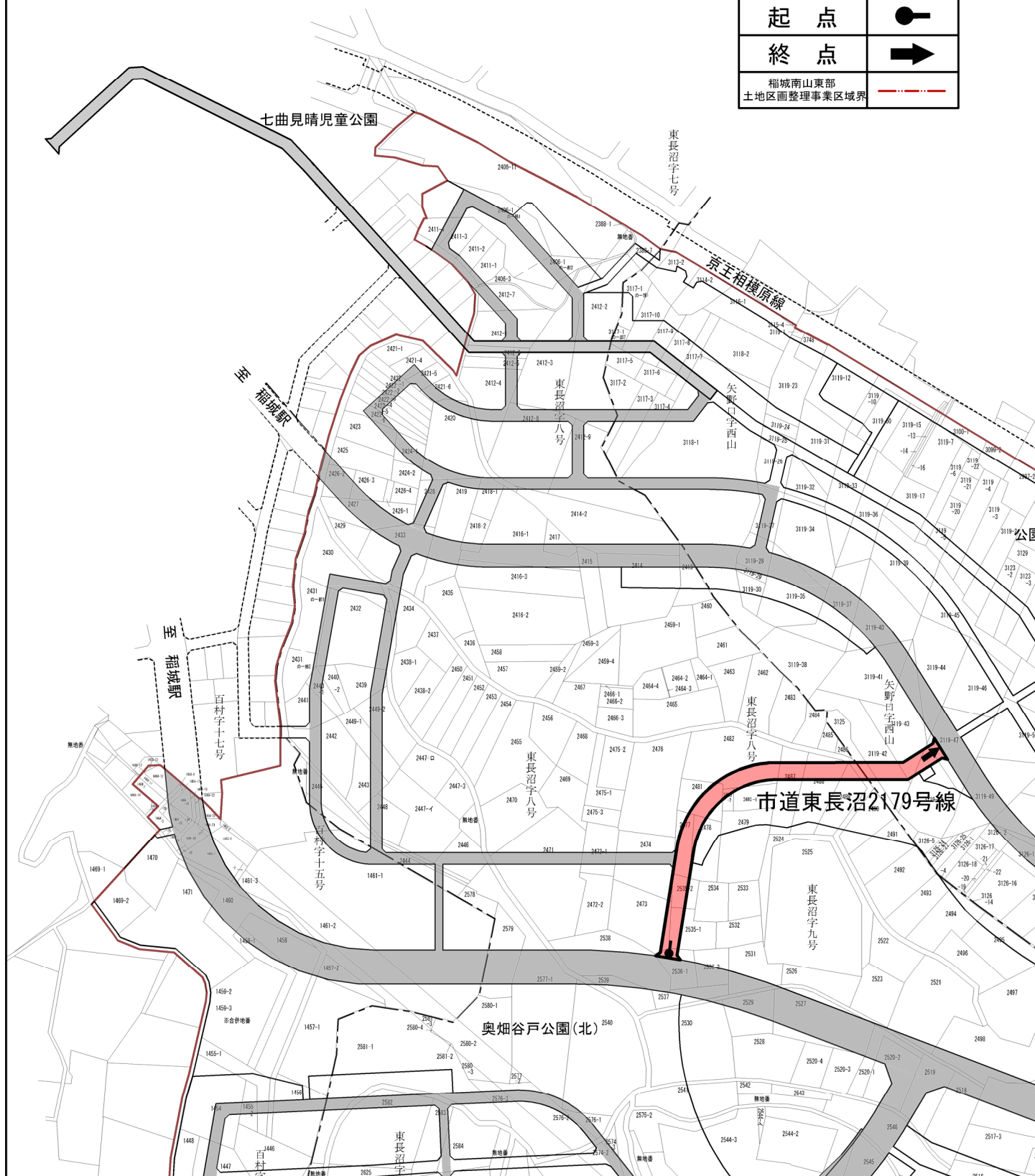


市道東長沼2179号線

公 図 写



凡 例	
認定路線	
認定済み	
起 点	
終 点	
稲城南山東部 土地区画整理事業区域界	



第67号議案

稲城市道路線の廃止について

上記の議案を提出する。

令和4年11月28日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

(提案理由)

稲城市道路線を廃止するため、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、本案を提出する。

稲城市道路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により、次の稲城市道路線の一部を廃止する。

路線名	旧新別	起 点	終 点
市道332号線	旧	東長沼1425番2地先	東長沼1106番1地先
	新	東長沼1366番1地先	東長沼1106番1地先

議案概要説明書

議 案 番 号	第67号	担 当 課	都市建設部管理課
件 名	稲城市道路線の廃止について		
【概 要】 本案は、道路としての機能が消滅し、一般交通の用に供する必要がなくなった市道332号線の一部を廃止するため、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものです。			

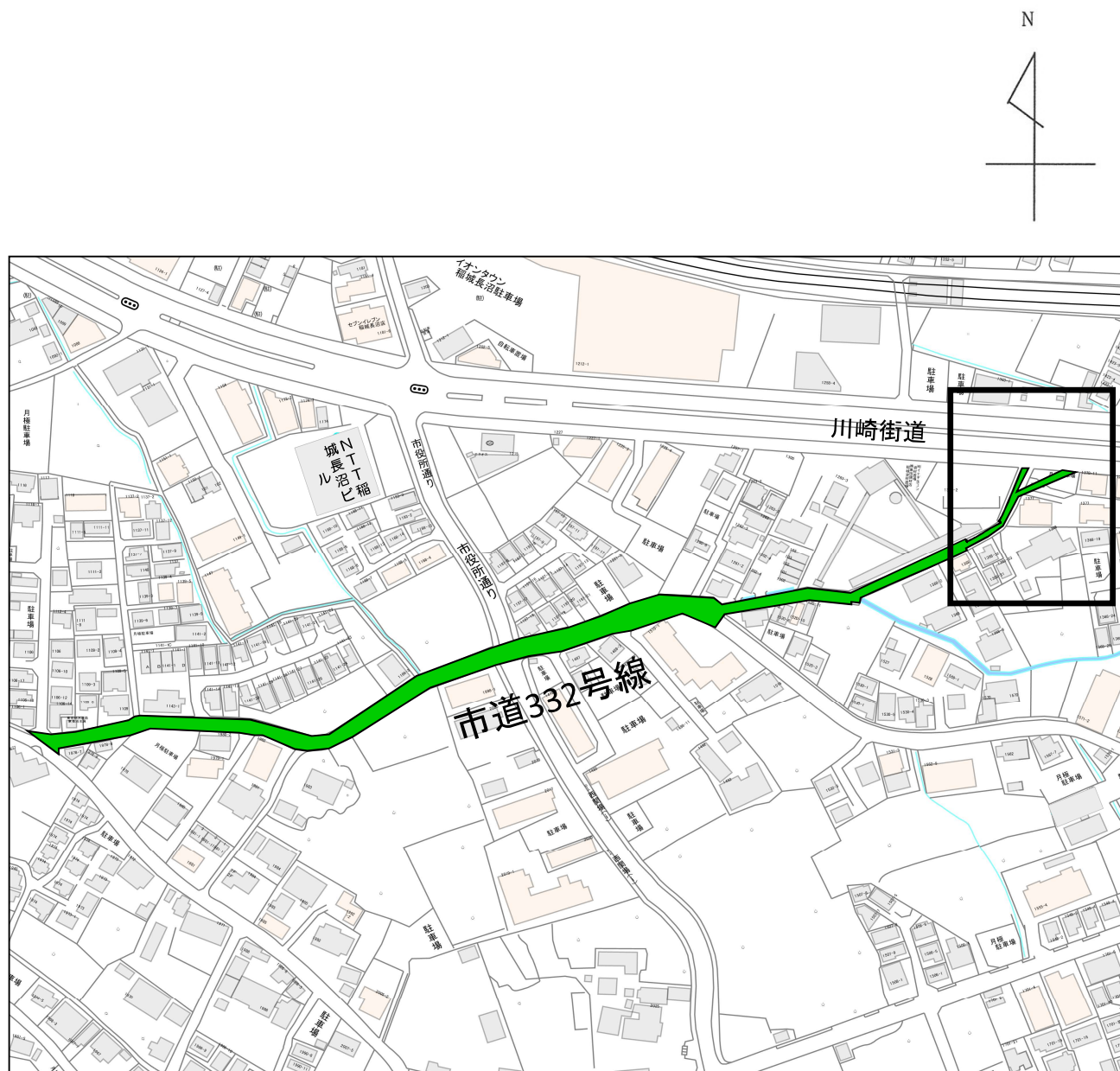
第67号議案関係資料

路 線 一 覧 表

一部廃止路線

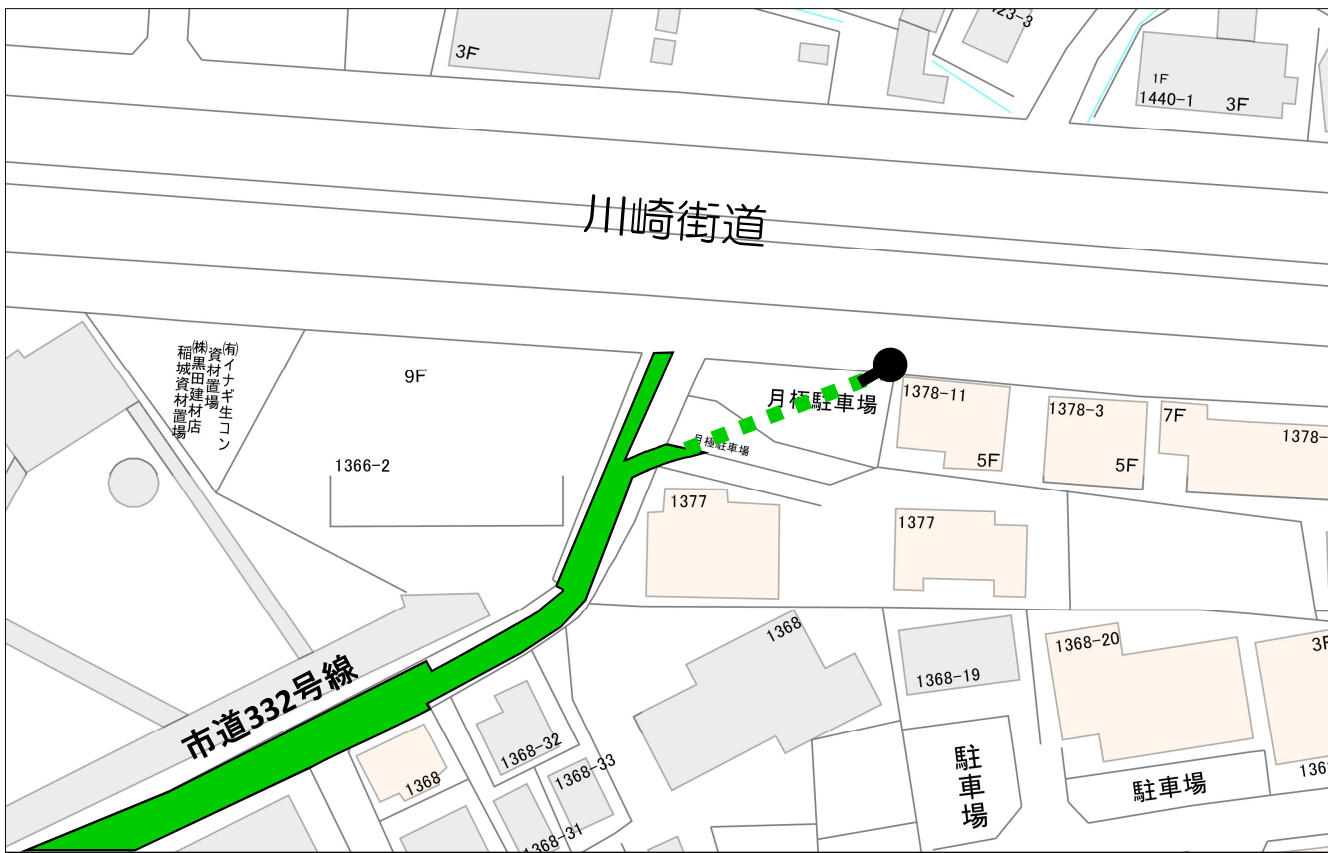
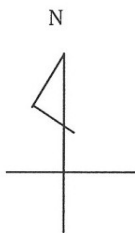
路線名	旧新別	起点	終点	延長(m)	幅員(m)
市道332号線	旧	東長沼1425番2地先	東長沼1106番1地先	483.52	1.09～7.20
	新	東長沼1366番1地先	変更なし	469.81	変更なし

案内図



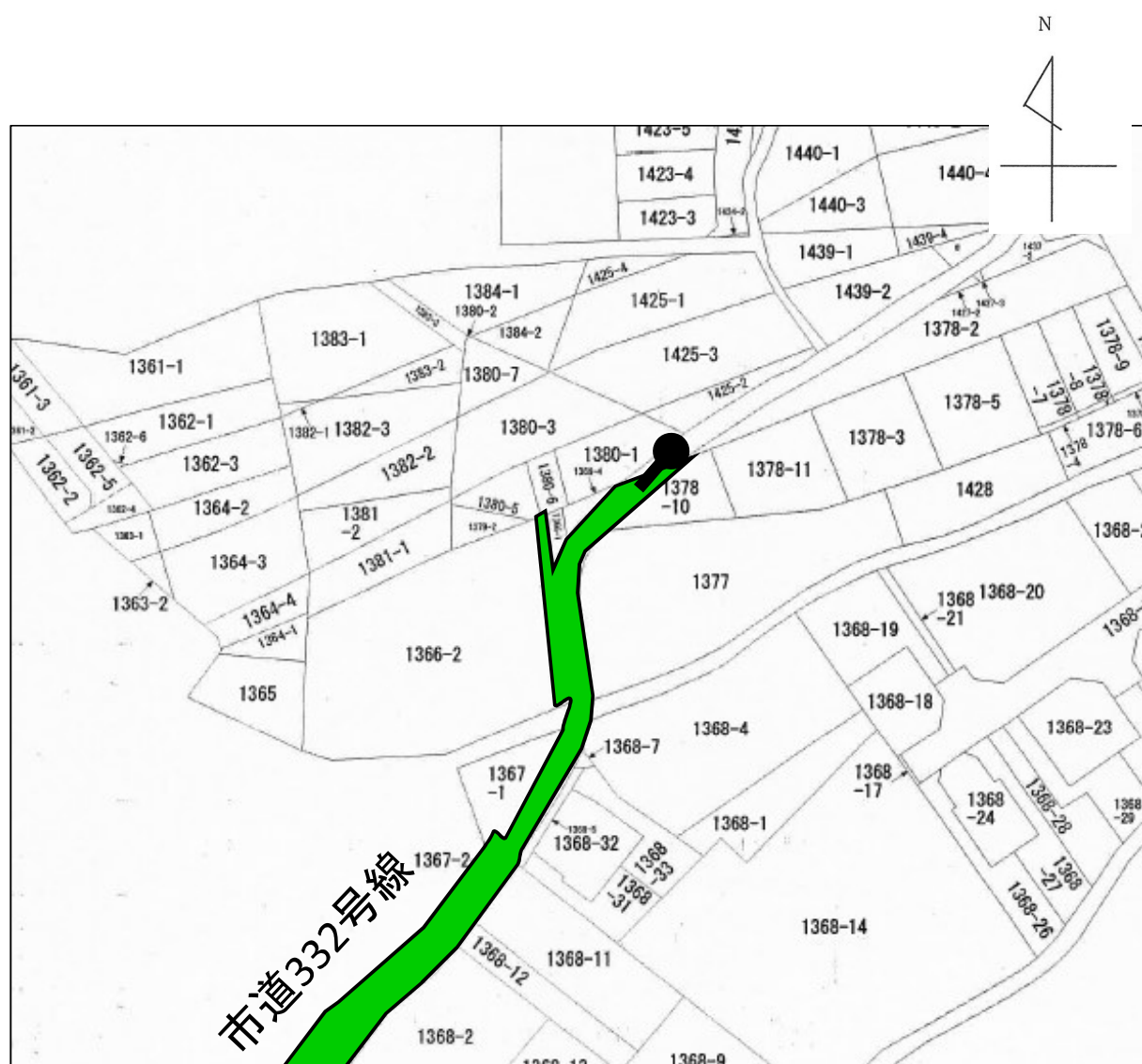
凡 例	
一部廃止路線	

位置図



凡 例	
一部廃止路線	
廃止となる区間	
起 点	

公 図 写



凡 例	
一部廃止路線	
起 点	